

令和6年度

東峰村議会決算審査特別委員会会議録

開会：令和7年9月 9日

閉会：令和7年9月11日

福岡県東峰村議会

令和6年度東峰村議会決算審査特別委員会

招集年月日 令和7年9月9日開議
招集の場所 東峰村役場議場
開会日時及び宣告 令和7年9月9日 9時30分
委員長 黒川 隆康
閉会日時及び宣告 令和7年9月11日 10時40分
委員長 黒川 隆康

応招議員

議席番号	議員名	出欠	議席番号	議員名	出欠
1番	和田 将幸	○	2番	樋口 朗	○
3番	佐々木 孝	○	4番	高倉 美紀恵	○
5番	梶原 伯夫	○	6番	高橋 弘展	○
7番			8番	佐々木 紀嘉	○
9番	黒川 隆康	○	10番	伊藤 均	○

不応招議員

議席番号	議員名	議席番号	議員名
	なし		

出席議員

9名

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

職	氏名	職	氏名
村長	眞田 秀樹	副村長	野口 善規
教育長	縄田 淳一		
総務企画課長	樋口 修一	ふるさと推進課長	岩橋 俊典
農林建設課長	田嶋 一洋	災害対策室長	前田 光輝
住民福祉課長	梶原 孝司	教育課長	國松 直美
総務企画課長補佐	矢野 正己	総務企画課係長	泉 健人
総務企画課係長	池田 啓讓	総務企画課主任主事	鳥居 翔平
ふるさと推進課長補佐	和田 勲	ふるさと推進課係長	岩下 玲礼
ふるさと推進課係長	熊谷 貴範	ふるさと推進課主任主事	室井 佑介
ふるさと推進課主任主事	福島 彰隆	ふるさと推進課主査	城 辰也
ふるさと推進課主事	田坂 一喜		
農林建設課長補佐	古賀 英彦	農林建設課係長	靱井 紀彦
農林建設課係長	井上 大祐	農林建設課主査	梶原 真有子
災害対策室係長	杉野 秀行	災害対策室係長	和田 貴弘
農林建設課主事	中村 優佑		
住民福祉課長補佐	眞田 しのぶ	住民福祉課係長	熊谷 英一郎
住民福祉課係長	森山 敦史	住民福祉課保健係長	井上 美由紀
住民福祉課主査	室井 英信		
指導主事(参事)	城戸 学吏	教育課係長	阿波 正治
教育課係長	金光 健二	教育課主査	室井 紀代子

本会議に職務のため出席した者の職氏名

職	氏名	職	氏名
議会事務局長	坂本 浩志		

村長提出議案の題目

認定第 1号	令和6年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第 2号	令和6年度東峰村簡易水道事業会計決算の認定について
認定第 3号	令和6年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 4号	令和6年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議事日程

委員長は、議事日程を別紙のとおり報告した。(会議規則第21条)

会議録署名議員

会議録署名議員は東峰村議会委員会条例第29条第1項による。

9番 黒川隆康議員

東峰村議会決算審査特別委員会会議録

令和7年9月9日
(第 1 日)

東 峰 村 議 会

令和6年度 東峰村議会決算審査特別委員会議事日程

令和7年9月9日開議

開会宣言

議事日程の報告

日程第 1 議席番号の指定

日程第 2 会期の決定

日程第 3 認定第 1号 令和6年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 4 認定第 2号 令和6年度東峰村簡易水道事業会計決算の認定について

日程第 5 認定第 3号 令和6年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の
認定について

日程第 6 認定第 4号 令和6年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認
定について

開 会	
委員 長	<p>決算審査特別委員会の委員長に推薦いただきました、黒川です。</p> <p>本委員会に付託を受けました案件は、重要な案件でございますので、皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>ただ今の出席委員数は、9名です。</p> <p>なお、梶原委員におきましては監査委員でありますので、本来であれば本委員会への出席を要しませんが、従来より本委員会は全員で構成することといたしておりますので、最後までよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、定足数に達していますので、ただ今から決算審査特別委員会を開催します。</p> <p style="text-align: right;">(9時30分)</p>
委員 長	本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。
日程第1	
委員 長	<p>日程第1 議席番号の指定を行います。</p> <p>議席番号は、本会議の議席番号とします。</p>
日程第2	
委員 長	<p>日程第2 会期の決定を議題とします。</p> <p>本決算審査特別委員会は、本日9日から11日までとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
委員 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本特別委委員会の会期は、本日9日から11日までとすることに決定しました。</p>
日程第3～ 日程第6	
委員 長	<p>日程第3 認定第1号「令和6年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について」</p> <p>日程第4 認定第2号「令和6年度東峰村簡易水道事業会計決算の認定について」</p> <p>日程第5 認定第3号「令和6年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」</p> <p>日程第6 認定第4号「令和6年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」</p> <p>を、一括して議題とします。</p> <p>本日、本田代表監査委員におかれましては、所要により出席が叶いませんでしたので、梶原監査委員に令和6年度東峰村一般会計・特別会計決算、東峰村簡易水道事業会計決算、並びに基金運用状況審査の報告をお願いします。</p> <p>梶原監査委員、お願いします。</p>
梶原監査委員	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>監査委員の梶原でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日は、令和6年度の決算審査特別委員会ということで、将来を見据えた審議になるよう重ねてお願い申し上げます。</p> <p>それでは、ただ今から令和6年度一般会計・特別会計及び簡易水道事業会計の決算審査報告をいたします。</p> <p>お手元に東峰村一般会計・特別会計及び簡易水道事業会計決算、並びに基金運用状況審査意見書が配布されていると思います。これに基づき、説明を申し上げたいと思います。</p> <p>まず、1ページをお開きください。審査について、でございます。</p>

審査対象につきましては、令和6年度東峰村一般会計歳入歳出決算、令和6年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、令和6年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算。

証書類及び歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、並びに財産に関する調書を審査対象として行っております。

決算書の調整及び提出期日につきましては、法定内の期限内に提出されていることを認めております。

審査期間につきましては、令和7年8月6日、7日の2日間で行っております。この審査にあたっては、次の項目に重点を置いて行いました。

まず一つ目は、歳入歳出決算額は証憑書類と一致しているか。

次に、決算書、その他の付属書類の係数は正確であるか。

支出済額は証憑書類と一致しているか。

会計年度独立の原則は守られているか。

会計間の独立は侵されていないか。

違法または不当な支出はないか。

事務の合理化、経費の節減に努力しているか。

予算の流用は適正に処理されているか。

財産管理は適切に行われているか。

財政運営は健全かつ適正になされているか。

以上の項目を審査しました。

審査結果並びに決算の概要につきましては、2ページ以降に記載されているところでございます。これにつきましても一読願いたいと思います。

続きまして、30ページをお開きください。

審査対象につきましては、令和6年度東峰村簡易水道事業会計決算であります。審査に付された決算報告書、損益計算書、余剰金計算書、余剰金処分計算書、貸借対照表、その他決算付属書類を審査対象として行っております。

決算書の調整及び提出期限につきましては、法定内の期限内に提出されていることを認めております。

審査期間につきましては、令和7年9月1日の1日間で行っております。

この審査にあたっては、当事業が経営の基本原則に従い経済性を発揮し、公共の福祉を増進するよう運営されたかどうかを検討するため、決算の内容、事業の進捗状況等について、関係職員から説明を聴取するとともに、事業の経営分析を行いました。

審査結果並びに決算の概要については、30ページ以降に記載されているところでございます。これにつきましても一読願いたいと思います。

決算審査の内容につきましては、40ページに「むすび」として総括まとめをしておりますので、朗読します。

令和6年度東峰村一般会計・国民健康保険事業特別会計・後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、及び東峰村簡易水道事業会計決算の4会計並びに基金の運用状況の審査に付された決算書等は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、係数に誤りもなく正確であると認めるものであります。

また、財政も健全に運営されていて、財政の確保、健全な財政運営を図り、財政収支の均衡保持に努められた結果であります。

日本経済の現状では、穏やかに回復している一方で、米国の関税措置等の影響、物価上昇の継続が個人消費に及ぼす影響が懸念されます。

「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を確実なものとするよう、物価

	<p>上昇を上回る賃上げを起点として、国民の所得と経済全体の生産性を向上させる。</p> <p>地域の中堅・中小企業の最低賃金を含む賃上げの環境整備として、適切な価格転嫁や生産性向上、経営基盤を強化する事業継承・M&A（合併と買収）を後押しするなど、施策を総動員するとしました。</p> <p>このような状況下で、村においては平成29年九州北部豪雨災害から令和5年7月豪雨による災害の復旧復興が進み、一定の進捗が図られてきたところであります。</p> <p>昨今は異常気象により災害の頻発化・激甚化など災害がいつ、どこで起きるか予期できない状況であり、今後も将来に向かって健全・堅実な行財政運営を行う必要があります。</p> <p>特に、村税等の自主財源確保に努め、「第3次東峰村総合計画及び東峰村人口ビジョン」の東峰村が目指すべき将来像と、「第3期東峰村まち・ひと・しごと創生総合戦略」等の各種計画のもと、成果・効果を検証し、次世代に受け継いでいける行財政運営の効率化に取り組んでいただき、産業の振興や人口減少対策、子育て支援、高齢者福祉の向上と、更なる村勢の発展に寄与されるよう一層のご尽力を望むものです。</p> <p>以上、監査の結果とさせていただきます。ありがとうございました。</p>
委員長	ただ今、梶原監査委員から決算審査等の報告が終わりました。
委員長	<p>次に、各課長からの補足説明を求めます。</p> <p>令和6年度東峰村一般会計歳入歳出決算について</p> <p>令和6年度東峰村簡易水道事業会計決算について</p> <p>令和6年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について</p> <p>令和6年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について</p> <p>補足説明を求めます。</p> <p>総務企画課長</p>
総務企画課長	<p>決算の内容の前にですね、昨日差し替えさせていただきました分ですね、説明をさせていただきたいと思っております。</p> <p>昨日、成果説明書の1ページ、それから決算書の81ページを差し替えさせていただきました。</p> <p>こちらのほうは歳入歳出の総額の端数処理の関係で、県に提出しております決算統計との整合性を図る必要があります。前が切り捨てで処理しておりましたが、四捨五入でしなければいけないところを誤っておりましたので、訂正させていただきましたものがございます。</p> <p>それから、災害復旧関連の関係で、成果説明書の17ページ、決算書の16ページ、24ページ、82ページ、90ページ、92ページ、6カ所ですね、こちらのほうを修正させていただいております。</p> <p>内容としましては、総額は変わりませんが、災害復旧の補助金関係で、現年分と繰越分が合算して補助されるもので、その配分において誤りがありましたので、その訂正を行ったものがございます。</p> <p>それと最後に、成果説明書の75ページ、地域協働の村づくり事業の実績の記載に2カ所ほど、番号で言いますと、2番と3番に誤りがございましたので、そちらのほうを訂正させていただいております。お目通しをよろしくお願いいたします。</p> <p>それと合同常任委員会のほうで徴求資料の提出の要求がございましたので、そちらの説明をさせていただきたいと思っております。</p> <p>先にお配りしております徴求資料のほうをご覧くださいと思っております。</p> <p>1ページをめくっていただきまして、令和7年9月議会の徴求資料ということで、総務企画課分をご覧くださいと思っております。</p>

	<p>まず、資料の1としまして、配当金の内訳についてということで、令和6年決算書、成果説明書の17ページの財産運用収入につきましてのご質問がございました。そちらのほうの内容につきましては、それを1ページ開いていただきまして、資料の1に債券の種類とその債権からの配当額の金額と総額のほうを上げさせていただいております。</p> <p>それと資料の2でございます。村有施設等に設置されている自動販売機等の管理者についてのご質問がございました。成果説明書の20ページ、中段の4項雑入ですね。自動販売機電気代ということで、資料の2でございます。</p> <p>宝珠山庁舎と保健福祉センターいずみ館、管理者はどちらかということで、こちらのほうはコカ・コーラボトラーズジャパン株式会社でございます。電気代の支払者として、こちらコカ・コーラのほうに電気代の徴収を行いまして、一番右側の電気料のほうの徴収を行っております。</p> <p>それから、資料の3でございます。電算事務委託料の内訳について、主要成果説明書の27ページ、2款1項14目電算事務費の中の内訳につきましては、資料の3のところをご覧いただきたいと、右肩に資料の3と書いておりますので、そちらをご覧いただきたいと思いますが、令和6年度の電算事務費に係ります現年分と繰越明許分の細目を書かせていただいております。お目通しをお願いしたいと思っております。</p> <p>それから資料の4、地域コミュニティ協議会設立支援業務の成果物の提出についてということで、成果説明書の23ページ、2款1項1目の一般管理費になりますが、こちらのほうがちょっと長ございしますが、資料の4の1と書いているところから、下にページ数が打ってあるところを見ていただきたいと思いますが、2in1でしている部分でございます。こちらのほうが実績、成果として提出している分でございます。</p> <p>それから、資料の5でございます。東峰村とAPUのインターンプロジェクトの視察支援等の成果物についての徴求がございました。成果説明書の25ページ、2款1項6目の企画振興対策費の分でございます。</p> <p>それにつきましては、完了届と書いてある部分、資料の5と書いておりますが、そちらから後ろのほうに向けまして、収支の決算書並びに事業の、この写真による説明等々と、それからスケジュール内容、それからAPUの発表会時の資料等を付けさせていただきます。</p> <p>それから、資料の6でございますが、令和6年度の東峰村地域協働の村づくり事業実績の受付順の2番目ですね。の内容につきましての、資料の徴求を受けております。</p> <p>それにつきましては、その後になりますけれども、こちらちょっと2in1になっておりますが、交付決定から、後ろに事業の計画書等々を付けておりますので、お目通しいただければと思っております。</p> <p>総務企画課からは、以上でございます。</p>
委員長	住民福祉課長
住民福祉課長	<p>徴求資料、住民福祉課をご覧いただきたいと思っております。</p> <p>住民福祉課では、一般会計5件、特別会計1件でございます。</p> <p>まず、一番上から、一般会計歳入の1、ゴミ袋販売場所について、これは、17款4項の雑入の件でございますが、別紙1にゴミ袋販売店及び販売単価を添付しておりますので、お目通しいただきたいと思っております。</p> <p>次に、一般会計歳出でございます。</p> <p>1、通学定期券購入助成について、2款1項11目地域交通対策費でございます。</p>

	<p>これは、路線バス、高速バス、鉄道、BRT、グラントパスの利用人数の合計額、それから、1人当たりの限度額を示しております。</p> <p>各申請者の交付台帳につきましては、徴求資料の3ページから6ページに添付しておりますので、お目通しください。</p> <p>2番です。移動販売の実績、収益について、3款1項13目買い物支援対策費によるものでございます。これは、ふるさと村の収益分ということで、年間162万6,565円でございます。</p> <p>令和6年の4月までは売上げの10%、5月以降は15%ということで、これは仕入れ先との協議によるものと聞いております。</p> <p>3番です。災害援護資金の歳入の収入未済額と歳出の不用額について、3款4項1目災害救助費の分でございます。</p> <p>①、決算書では、歳入17款2項1目の貸付金元利収入の収入未済が15万円、歳出では不用額14万8千円となっております。</p> <p>この理由としましては、8節旅費、義援金配分委員会費用弁償4名分が2千円不足しておりましたので、22節からですね、償還金から流用して支払ったため、歳入の収入未済額と歳出の不用額に2千円の差が生じているものでございます。</p> <p>②でございます。決算の整理についてでございます。</p> <p>貸付金未済、未納になった場合は、歳入調定を会計年度末、出納閉鎖期間内に減額しますので、本来は収入未済額は0となりますが、減額調定を行っていなかったため、未済額は発生をしているものでございます。</p> <p>歳出予算としましては、3月までに貸付金の返済があった場合、金額を県に返金をいたしますので、未済の場合は不用額として計上されるものでございます。</p> <p>村の収入につきましては、別の帳簿で整理をしております。7ページに会計室で管理しております徴収簿を添付しておりますのでお目通しください。</p> <p>4番です。乳幼児健診医師等報酬について、4款1項8目母子保健事業に係るものでございます。</p> <p>8ページに乳幼児健診の医師の派遣元、医療従事者の報酬1回当たりの金額の資料を添付してございますので、お目通し願いたいと思います。</p> <p>最後です。後期高齢者医療特別会計の歳入でございます。</p> <p>歳入の1款1項2目普通徴収保険料、納付書と口座振替の件数でございますが、納付書が48名、口座振替が30名、計78名となっております。以上でございます。</p>
委員長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>ふるさと推進課分ですね、合同常任委員会で求められました徴求資料について、補足説明をさせていただきたいと思います。</p> <p>ふるさと推進課分としまして、ひとまとめされた分をお願いしたいと思います。</p> <p>まず、資料1、こちらについては、観光サイン計画に基づく看板の設置数や進捗状況、こちらのほうにつきまして、今後のスケジュールも含めまして、資料としてお示しさせていただいております。</p> <p>それから、3ページのほうですね、資料2になります。こちら本年1月18日に行われました「おもてなしイベント」、こちらについてのイベント内容について事業者、2事業者へおもてなしの関係で委託をした、そちらの内容というふうになっております。</p> <p>それから、4ページでございます。資料3、7款1項1目の商工振興費の分でございますけれども、こちら人流分析についての資料ということになっております。</p> <p>こちらドコモのdポイントですね、こちらのほうのユーザー位置情報等を取</p>

	<p>ることができますので、これを基にして、村内にどのような方が流入して来られたか、また、どんな動きをしたか、そういったところを把握するための分析結果ということになります。</p> <p>こちら今後のですね、観光政策や商工関係の政策のほうにですね、活かせるものではないかというところで、事業のほうを行ったところでございます。</p> <p>続きまして、34ページのほうになります。2款1項22目光地域情報通信費の分でございます。</p> <p>こちらの防災行政無線のほうを委託しておりますので、こちらのほうの積算、委託内容ですね、こちらについての資料をお示しさせていただいているところでございます。</p> <p>それから、35ページのほうですね、資料5、7款1項1目商工振興費に係る分ですけれども、こちら商工会のほうにお支払いしてます伴走型小規模事業者支援推進事業に係る補助金の関係で、昨年度の実績というところで、商工会と村内事業者等で行われました事業の内容について、実績のほうをお示しさせていただいているというところになります。</p> <p>それから、38ページのほうをお願いいたします。</p> <p>こちら商工振興費の分ですけれども、資料の6になります。こちら伝統工芸技能向上補助金の実績というところで、こちら陶器組合のほうにお支払いしてます道の駅の売上手数料ですね、こちらのほうを財源として補助をしておるものですが、そちらのほうの、陶器組合から上がってきた実績、こちらのほうをお示しさせていただいているもので、お目通しをいただきたいと思っております。</p> <p>それから、43ページのほうになります。</p> <p>こちら資料の7ですね、7款1項3目商工施設の管理費で、伝産館のトイレ修理工事を昨年行ったんですけども、そちらの内容についてお尋ねがありましたので、内容について、記載のほうさせていただいております。フラッシュバルブとか小便器等の修理というところになっております。</p> <p>それから、44、45ページですね、資料の8というところになります。</p> <p>こちら補助事業の関係で、観光プロモーションの補助、それと東峰村地域振興イベント活動の補助というところで、それぞれ観光プロモーションが6件、それから、地域振興イベントのほうは4件の補助をしております。</p> <p>こちらについての内容につきましてを一覧表にまとめまして、ご提示のほうをさせていただいておりますので、ご一読いただければというふうに思っております。</p> <p>うちのほうからは最後でございますけれども、一番最後の46ページ、資料の9のほうになります。</p> <p>指定管理施設の消火器の取り扱いというところで、ご質問のほうがありました。</p> <p>取り扱いにつきましてははですね、こちらのほうでまとめさせていただいておりますので、こちらの考え方等を記載しております。ご覧いただきたいというふうに思っております。</p> <p>ふるさと推進課からは、以上です。</p>
委員 長	農林建設課長
農林建設課長	<p>農林建設課からは、合同常任委員会のほうで意見が出ました内容につきまして、徴求資料をもって説明させていただきます。右肩に農林建設課という表紙のほうをお手元にお開きください。歳入歳出合わせて全部で5項目でございます。順次説明いたします。</p> <p>まず、2款4項1目森林環境譲与税でございます。森林環境譲与税につきましては、私有林、人工林面積、林業就業者数、人口の算定を踏まえた按分となっております。</p>

ます。

資料1の下のグラフのほうを見ていただきたいんですけども、令和6年度の税制改正に伴いましてですね、譲与税の基準についてですね、私有林人工面積及び人口の譲与割合の見直しがっております。

結果、私有林人工林面積の譲与割合のほうが5割から5.5ですね、5%アップ、逆に人口の譲与割合のほうは3割から2.5、5%減ということになりました。

この結果、令和6年度の東峰村の費用の按分につきましては、前年比率で1.4ですね。上積みされた按分となっております。

続きまして、資料の2ですね、12款2項4目農林水産費県補助金でございます。これは、合同常任委員会のほうで内訳のほうの補助金の内容について説明してほしいということでございましたので、表に表したものでございます。

各項目の項目やその内容、また前年度からの増減額、また、増減理由を整理したものでございます。お目通しのほうをよろしく願いいたします。

続きまして、資料3でございます。15款2項18目水源涵養基金でございます。

ここにつきましては、基金の使途の内訳についてご意見がございましたので、表を整理したものでございます。

水源涵養基金につきましては、まず、有害鳥獣駆除対策費としてですね、有害鳥獣駆除の報償費ということと、あと林業振興一般経費といたしまして、下草刈りや地ごしらえ、跡地の造成、食害防止チューブの設置など、また河川管理一般経費として、道路河川愛護に使用しました消耗品や保険料、助成金となっております。

続きまして、資料の4の1をお開きください。4ページでございます。

多面的機能支払交付金事業といたしまして、こちらについても面積と交付の金額についてですね、示した内訳をお願いしたいということでしたので、今回準備しております。

大きく3つに分類されておまして、農地維持支払、資源向上支払の共同、資源向上支払いの長寿化ということで、3つの各々の単価の構成となっております、その内訳となっております。

続いて、資料の4の2をお開きください。中山間地域直接支払交付金事業でございます。

こちらにつきましても、内訳の交付対象面積と交付額が分かるものを示してほしいということでございましたので、今回地域協定先ごとの内訳を準備しております。詳細は割愛させていただきます。お目通しのほうをよろしく願います。

最後に資料5をお開きください。

道の駅の管理費といたしまして、8款2項5目でございます。

福岡県と東峰村の維持管理区分についてご意見がございまして、その区分表につきましてですね、今回準備しています。こちらについては協定の覚書の一部となっております、7ページの資料を見てほしいんですけども、道の駅小石原の維持管理区分表ということになっています。

ご意見がございましたのが、東峰村のトイレと浄化槽の維持管理区分ということですね、その内訳が書かれておまして、ここの赤線のところなんですけども、公衆便所といたしまして、福岡県のほうで施設の更新といたしまして、建物本体とか器具等のそういった更新については福岡県となっております。

一方東峰村のほうではですね、通常管理といたしまして、水道料あるいは浄化槽の法定維持管理ということが、日常的な管理が東峰村のほうの管理になっております。

以上で、農林建設課の説明を終わります。

委員長	災害対策室長
災害対策室長	<p>徴求資料説明の前に、先ほどの総務企画課長が言われました決算書のほうの内容につきまして、若干ご説明をさせていただきたいと思っております。</p> <p>1カ所目でございますが、決算書になります。16ページでございます。</p> <p>災害復旧費県補助金のところでございますが、1行目、農地・農業用施設災害復旧費県補助金、3行目、農地・農業用施設災害復旧費県補助金（繰越明許費）、5行目、農地・農業用施設災害復旧費県補助金（事故繰越）、これはですね、本来県から受け入れた補助金を申請箇所ごとに、現年、繰越明許、事故繰越の予算区分ごとに分けて表記すべきところを、誤ってですね、合計金額を記入していたために、訂正をさせていただいたものでございます。合算した補助金の合計額は、変更はございません。</p> <p>続きまして、2カ所目でございますが、決算書24ページでございます。18款の村債でございます。</p> <p>災害復旧事業債です。備考欄の中の4行目になります。</p> <p>訂正前は災害復旧事業債、農地・農業用施設災害補助災（繰越明許費）250万円となっておりますが、訂正後に、災害復旧事業債、農地・農業用施設災害補助災（繰越明許費）20万円と、災害復旧事業債、林道施設等（繰越明許費）230万円に訂正をしております。</p> <p>これにつきましては、災害復旧事業債の中に林道施設分が含まれていたために分けさせていただいたものです。合算した合計は、変わりはありません。</p> <p>続きまして、先ほどの16ページ及び24ページの訂正に伴い、決算書の90ページでございます。</p> <p>令和6年度繰越明許費決算明細書、11款1項3目でございます。農地・農業用施設災害復旧一般経費、それから、令和6年度繰越明許費決算明細書、11款1項4目林道施設災害復旧一般経費。</p> <p>それから、92ページをお願いします。</p> <p>令和6年度事故繰越決算明細書、11款1項3目農地・農業用施設災害復旧一般経費の1の歳入の収入済額の区分を訂正させていただいております。</p> <p>それから、大変申し訳ないんですが、もう1点ございまして、決算書の90ページになります。</p> <p>林道施設災害復旧一般経費の中の歳入、収入済額の中の繰越明許のところでございますが、一般財源が現在806万2千円になっております。こちらがですね、繰越明許一般財源が706万2千円でございます。それに伴いまして、一般財源の未収額がマイナス63万100円、合計が900円でございます。</p> <p>今後ですね、訂正ミスないように確認などきちんとしまして、行っていきたいと考えております。大変申し訳ございませんでした。</p> <p>それでは、徴求資料の説明をさせていただきます。ページは、一番最後のページでございます。</p> <p>令和5年7月梅雨前線豪雨災害復旧事業の着手率及び完成率を表したものでございます。左側は令和7年3月末でございます。右側は令和7年8月末の推移になっておりますが、この中で1カ所、農災のところ、発注率が98.4%となっております。</p> <p>これは、下に書かせていただいておりますが、農災の未発注箇所については、他事業、実は県の治山事業が桑鶴に入る予定になっております。今、その調整を行っているためにですね、発注率が98.4%になっているものでございます。以上でございます。</p>

委員 長	教育課長
教育課長	<p>教育課の徴求資料をご覧ください。</p> <p>令和6年度決算成果説明、質問回答等についてと書かれた教育課の資料です。後ろのほうになります。住民福祉課の資料の次になります。</p> <p>今回2点、徴求資料ございました。まず1点が、社会教育施設、基幹集落センターや村民センター、体育施設の利用制限はあるのかというようなご質問をいただきました。</p> <p>それに対しまして、この表紙の次をご覧ください。東峰村体育施設条例を掲載しております。こちらの中の第6条なんですけど、利用の制限とさせていただきます。</p> <p>教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、体育施設の利用を許可しないとしております。これを1番から5番まで、利用目的に違反する者、もしくは望ましくない方、状況というものをこちらに上げさせていただいております。こういった方の申し出があった場合は、利用を制限もしくは断らせていただいております。</p> <p>もしくは一旦利用を許可した場合であっても、第9条ですね、次のページなんですけど、利用許可の取り消し等につきまして、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、または体育施設の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、もしくは利用を停止し、または当該許可を取り消すことができるとしております。ここにも1番から5番まで、こういった内容につきまして、例えば、途中でそういった不正だとか望ましくないような状況が発覚した場合といったような内容になっております。</p> <p>6ページをご覧ください。こちらが村民センターの利用条例になります。こちらにつきましても、第4条に利用の許可を受けなければならないとしており、次の第5条に利用の制限としまして、利用を許可しないことができるとしまして、1番から3番まで掲載しております。先ほどの体育施設の利用条例に準じたような内容となっております。こちらにつきましては、以上です。</p> <p>それから、次の質問内容ですが、令和5年度から6年度の文化財記録保存事業の実績、及び7年度以降の計画はどうなっているのかということです。</p> <p>実績及び計画については、別紙のとおりですとしておりますが、8ページをご覧ください。</p> <p>東峰村文化財記録保存事業、お獅子まわし伝承記録保存という内容の記載がございます。こちらにつきましては、この調査は東峰村の代行司の高木神社を中心とした地区で毎年執り行われているお獅子まわしの様子、おこもりの状況なども含む詳細記録を残すものとする。なお、お獅子まわしは、指定文化財ではないものの地域文化の継承という点において、重要な無形民俗文化財に位置するため、本作業の記録や聞き取り調査につきましては、乙（契約者）に対する、契約者の中の学芸員の資格保持者が同行するものというふうな内容で実施をしております。</p> <p>こちらにつきましては、株式会社とっぺんという事業者さんと委託契約を結びまして、この記録保存事業を執り行ったものでございます。</p> <p>令和5年度につきましては、古城原地区、代行司地区につきましては、お獅子まわしの実施の様子の撮影、及びこれまでの現状やこれまでの変化に対する聞き取り調査を、それぞれ実施日に行わせていただいております。</p> <p>中原地区につきましては、実施するところの様子は撮影できなかったんですけども、聞き取り調査のみを中原地区は行っております。</p> <p>令和6年度につきましては、上福井地区、竹・岩屋・栗松地区のお獅子まわしの</p>

	<p>撮影、それから、聞き取り調査をそれぞれ行っております。</p> <p>令和7年度につきましては、鼓地区のお獅子まわしの状況につきまして、聞き取り調査を行う計画で、同じ事業者と、5年度、6年度の事業者と契約をして、実施をします。</p> <p>お獅子まわし記録保存の説明につきましては、以上です。</p> <p>教育課からの説明は、以上です。</p>
散 会	
委 員 長	<p>それでは、これもちまして、本日の審査は終了します。</p> <p>明日10日は、午前9時30分から開催します。</p> <p>本日は、これにて散会します。</p> <p style="text-align: right;">(10時18分)</p>

東峰村議会決算審査特別委員会会議録

令和7年9月10日
(第 2 日)

東 峰 村 議 会

令和6年度 東峰村議会決算審査特別委員会議事日程

令和7年9月10日開議

開会宣言

議事日程の報告

- 日程第 1 認定第 1号 令和6年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 認定第 2号 令和6年度東峰村簡易水道事業会計決算の認定について
- 日程第 3 認定第 3号 令和6年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 日程第 4 認定第 4号 令和6年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認
定について

開 会	
委員 長	<p>おはようございます。</p> <p>ただ今の出席委員数は、9名です。</p> <p>定足数に達していますので、決算審査特別委員会を開催します。</p> <p style="text-align: right;">(9時30分)</p>
委員 長	議事日程は、お手元に配布のとおりです。
日程第1	
委員 長	<p>日程第1 認定第1号「令和6年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について」質疑を行います。</p> <p>課ごとに質疑を行いたいと思います。</p> <p>なお、最終日の総括質疑につきましては、全体及び各課にまたがる質疑のみといたします。また、各課における答弁で回答が得られていない件については除きますので、特段のご協力を賜りますよう心からお願いいたします。</p> <p>最初に総務企画課各課、議会関係の質疑を行います。</p> <p>歳入に関する質疑につきましては、それぞれ所管の歳入費目についてといたします。歳出については、お手元に配布しております費目ページ一覧表のとおりです。</p> <p>質問者は、最初にページを指定して、質疑を行っていただきたいと思います。なお、質疑については、簡潔明瞭をお願いいたします。</p> <p>それでは、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>3番 佐々木委員</p>
3 番	<p>説明書の24ページ、2款1項5目の財産管理費の中の委託料ですが、災害伝承館リニューアル計画策定ですね、69万とありますけども、以前も聞いたことがあると思いますが、どこまで令和6年度で進んだのか、教えてください。</p>
委員 長	総務企画課長
総務企画課長	<p>令和6年度におきましては、災害伝承館の移転に係る概略な設計を行ったところでございます。そして、令和7年度におきまして、現在、基本的な詳細設計をする方向で進めております。以上です。</p>
委員 長	3番 佐々木委員
3 番	<p>場所とか、そういうのはもう決定していると思いますので、お知らせいただくといいかないと思いますが、いかがでしょうか。</p>
委員 長	総務企画課長
総務企画課長	<p>委員おっしゃられるとおり、場所のほうはですね、いぶき館の展示棟のほうに決定しておりますが、その配置的なものをですね、今、令和7年度に、詳細に詰めているところでございます。</p>
委員 長	2番 樋口委員
2 番	<p>徴求資料のほうからよろしいですか。</p> <p>徴求資料の、総務企画課の6番。</p> <p>この中で、地域協働の村づくり補助金で、家庭用消火器を購入しております。この中身を見せていただくとですね、決裁のところ、個人の財産になるため、補助を10分の5、いわゆる2分の1、半額補助というふうに書いております。</p> <p>過去はですね、個人の財産と言っているのか、判断が難しいところですけども、火災報知機ですね、住宅に設置する火災報知器、それから、災害時の非常用持ち出しセット、そういった申請がかなりあったと思います。</p> <p>その当時はたぶん10割補助だったと思いますけども、今回家庭用消火器では半分の判断になっていますので、その判断に至った経緯をご説明していただきたいと思います。</p>

委員 長	総務企画課長
総務企画課長	<p>防災関係における協働の村づくり基金、委員のおっしゃるとおり煙探知機ですね、こちらのほうは昨年、全戸に要望を取りまして10分の10しております。</p> <p>今回の消火器につきましては、ちょっと非常に判断が難しいところではございます。確かに煙探知器のほうもですね、各戸と言え個人のものになってしまっていますが、これは村全体にですね、要望を取っているというところもでございます。</p> <p>だからといって防災グッズでは一応ございますけれども、消火器につきましては、今後もこういう事例は出てくるとは思いますが、やはり最終的にはどうしても自分の家に置かざるを得ない。これがもしですね、公民館とかに集中的に置くとか言えばですね、10分の10でやるところなんですけれども、やはり最終的には個人のところに行って、個人が使用する。個人が自分の家の火災防御のために使用するものですから、今後も10分の5と、こういう地区の各戸に配布するような防災グッズの申請があった場合は、今回10分の5としておりますが、これが基になると思います。以上でございます。</p>
委員 長	2番 樋口委員
- 2 番	<p>関連ですけど、これからは、例えば非常用持ち出しセット等も、半分になっていくというような解釈でよろしいですかね。</p> <p>引き続き質問ですけど、この制度はですね、この、された区長さんは非常に詳しい方ですからですね、いち早くこういう申請をされて、これはもうすばらしいことだと思います。</p> <p>やはり他の地区の方もですね、もし、これからこういう補助があるということがあればですね、申請が出てくるのではないかと思います、やはり知っている地区と知ってない地区では、そこにやっぱりそういう備えをですね、要望する、要望しないという差がかなり出てくると思います。</p> <p>村民の方にですね、平等に知ってもらうためには、やはり広報紙に載せたりとかですね、あるいは地区担当職員の方がおられますから、そういった方が地区の集会等に出向いてですね、説明したりとか、そういったことが必要ではないかなというふうに思っておりますが、今後の対応についてお尋ねします。</p>
委員 長	総務企画課長
総務企画課長	<p>ご指摘のとおり、消火器と、先ほど言いました防災袋というか、避難袋とは違うのかという問題になってくるとは思いますが、こちらの消火器のほうを新規購入もありまして、詰め替えというのでもございました。要するに中を詰め替えるとかいうのもございましたので、その点でちょっと違うところもあるんですけども、あくまでも個人に配布、防災袋も確かに個人に配布のような形には、最終的にはなると思はれますけれども、今後は、物によってするわけではないですけども、防災袋のほうにつきましてはですね、もう地区からですね、何地区からも上がって申請が完了している、10分の10で完了しておりますので、それを変えるところは、今のところ考えておりません。</p> <p>消火器の詰め替えとか交換とかいうものにつきましてはですね、今後ちょっと10分の5で考えております。</p> <p>さらに地区への啓発につきましてはですね、広報等で啓発をさせていただきたいと考えております。以上です。</p>
委員 長	8番 佐々木紀嘉委員
8 番	<p>関連質問になります。</p> <p>成果表の75ページにも地域協働村づくりの実績等が出ておりますが、制度的には非常にすばらしい制度なんです、やはり各地区で色んな事業をするにおいては、</p>

	<p>やはり検討が必要な案件も中にあるんじゃないかなと。全村民が同じように利益を得るようなものとか、地域によっては景観とか、色んなものが出てきておりますが。</p> <p>例えば一例を言うと、防災の用具にしても、いくらまでの金額とかの問題で、住民の多いところは十分な金額のものが用意できなかったとか、そういうふうな諸々の各事業によっては、そういうふうなことが出ておりますので、制度的にはすばらしいやつですから、これ、もう1回やっぱりきちんと整理と言いますか、考え方をしながら、全体の住民でやるやつは全体のほうがいいのか、個別で、地域でやらないかんやつは、もちろんこれは地域協働で、皆さん方がやるやつですから、そんなふうな考え方を一つ整理してもらったほうがいいんじゃないかなというのが、今までの事業の流れではなかったかと思いますが、総務企画課長か村長か、どちらかお願いします。</p>
<p>委員長</p>	<p>村長</p>
<p>村長</p>	<p>地域協働の村づくり事業につきましては、一つは自主防災等の地域が行う事業、また活性化事業ということで、色んな団体が行う事業、2つの建て付けで行っているところがございます。</p> <p>特に、今の分については、地域がまとまって行う事業の部分についてのお話だった、それに限るものではないと思いますが、思っております。</p> <p>基本的な地域協働という名前でございますので、やっぱり地域が色んな課題に基づいて解決策を図っていく、そのための取り組み、その一つとして自主防災事業があるというふうに思っているところがございます。</p> <p>先ほどの流れではないですが、特に家庭用の火災報知器については、法律で設置が義務付けられているけど、罰則がない。それをどうやって付けていくか。</p> <p>その部分について、十数年前は家庭に1個ずつ配ったとかいう事例はございましたが、今回はこの事業がありましたので、地域の中で必要な個数をやって、地域の中で付けてあげたりして、地域で防災、守っていこうという形の中で10分の10とした。</p> <p>また、先ほどの消火器の分については、設置が義務ではないという部分と、それぞれ家庭に応じて必要なものも変わってくる。家庭に置く財産という考え方で10分の5という判断をさせていただいた。</p> <p>防災袋については、やはり避難というか、そういう行動をですね、村として願っているにあたって、やっぱり持っておいてもらいたいという部分で、やっぱり促進啓発の部分で10分の10という判断をした。そういった個別の判断で行っている部分ではございます。</p> <p>ただ、先ほどから申されているとおり、やっぱりどういう形ですか、その補助率をどうするかという部分については、マニュアルじゃないですけど、事業があった部分について、例えば火災報知器であれば、戸数の多いところどうするんだという部分の中で、それについては必要個数で、ちょっと20万を少し超えても出そうという形でやったりとかですね、そういった取り組みを行っているところがございます。</p> <p>今後、実際に今、10分の10という部分も適切なのかという、活性化事業についてはですね。そういった部分について、協議等はしっかりして、より使いやすい、より安い、その啓蒙については、区長会等で、この地区ではこういうことをやりますとか、そういうこと、やっぱり区長さんが中心になっていただきたいというのがありますので、そういった形でやっているところがございます。</p> <p>消火器については、個人でされる場合は消防団のほうがですね、推進を行ったり詰め替え、また廃棄についても少しお安くしたりとかですね、やっておりますので、</p>

	<p>そういった部分の啓蒙についても引き続きやっていきたいというふうに思っているところでございます。以上です。</p>
委員長	1番 和田委員
1番	<p>私の地区でも消火器の話は持ち上がりました。この話は消防団のそもそもの人数が減ったりして、消防団の駆けつける時間が多少なりとも遅くなったりする中で、地域の人が初期消火をしたいと、できないかというところから、うちの地区では話が上がったんですけども。</p> <p>それが個人別に持つと補助率が下がるんですけども、公民館ならよいという話で、でも公民館まではちょっと、初期消火に行くには遠すぎるんですよ。それで、小部落ごとに消火栓みたいに消火器の入れ物を作って、地域の人で初期消火にあたると。そういうことができないかという話が上がったんですけども。</p> <p>この件に関しては、地域によってムラがあってはいけないと思うんですよ。初期消火のために設置するなら設置する。地域ごとにばらつきがないようにしなきゃいけないと思うんですけども、そのところは村の考え方としては、統一化するのか、地域ごとに任せるのか、それと小部落ごとに消火栓みたいに設置した時の、今、補助率は今から決めないと分からないと思うんですけども、どういう考え、半額補助のほうに近いのか、10分の10のほうに近いのか、教えてください。</p>
委員長	総務企画課長
総務企画課長	<p>先ほどの村長のお話にもございましたけども、その2つのパターンですね、公的などところに置くというか、全体的に置ける本数は限りがあると思います。それと小部落に、まとまったところに置くとか。後はもう一つ個人宅に置くというパターンになってくると思いますけれども。</p> <p>考案的にはですね、先ほどの公的などところは10分の10で行こうかなと。まだ、検討の段階ですけど、個人宅に置くような場合は今のところ半額という考えでしております。</p> <p>これを今から検討させていただきたいのと、先ほどの和田議員さんの言うとおりでですね、村の防災に関わることでですので、検討の項目に上げさせていただきたいと思っております。</p> <p>それとですね、ちょっと違いますけど、広報の関係なんですけれども、村づくり事業のほうは、何年か前まではちゃんと広報紙のほうにあげておりました。ちょっと近年ですね、年度末にあげていない、要するにもう普及したものと思ってですね、近年あげてないところがございます。</p> <p>先ほどのご指摘もございましたので、年度末にはですね、実績のほうもあげて、他の地区がこういう取り組みをしてるんだというのを広く普及させていくようにですね、活用役に役立てていただきたいということで、本年度からもう一度年度末にあげたいと思っております。以上です。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>関連なんですけれども、ちょっと総括があった中で、また聞くのは申し訳ないんですが。</p> <p>今回、この消火器の事業に関しては、第3条の2号のアのほうで、地域コミュニティ活性化事業の安心安全な暮らしを確保する取り組みのほうで該当をされています。</p> <p>おそらく申請のほうは、この上の自主防災のほうをたぶん申請として出されているんですけど、なぜ、こちらの安心安全のほうになったのか、理由のほうをまずお尋ねしてもよろしいでしょうか。</p>
委員長	泉係長

<p>総務企画課係長</p>	<p>お尋ねの件ですけれども、確かに（１）の自主防災組織育成・啓発等に係る事業で申請が上がっておりました。</p> <p>こちらのほうを課内で検討を行いまして、こちらの自主防災組織の育成・啓発等よりもですね、この（２）の安心安全な暮らしを確保する取り組みということで、こちらのほうがマッチするので、この個人宅に置くという形でしたので、こちらの安心安全な暮らしを確保するという形のほうがですね、この事業にマッチするのではないかと課内で話しまして、こちらのほうに変更して、決定したという形になっております。</p> <p>こちらの自主防災組織の育成・啓発というとですね、ちょっと先ほど言ったように、もうちょっとまとまりというか、公民館単位とか、そういうことをですね、対象にしている形ではないかということで、このような判断になりました。</p>
<p>委員長</p>	<p>6番 高橋委員</p>
<p>6番</p>	<p>そうなると、話ぶり返して申し訳ない。先ほどの樋口委員が言われた防災力というかですね、そっちのほうとのなんか関係性というかですね、関連性をどう考えればいいのかという話になるかと思うんですね。</p> <p>それもやっぱり集落単位でやっているところもある、地区単位でやっているところもある、公民館単位でやっているところもある。今回のこの消火器に関しては、行政区単位でされてたりしてということで、取り組み的には、何でしょうね、地域の中で各戸にというような発想になっているので、その中の発想の中でちょっと、こっちは自主防災、こっちは地域活性化というのを仕分けるのはちょっと無理があるのかなと思うので、これに関しては今一度、こういうような事業が上がってきた時に、どうするのかっていう判断基準をもう少し明確にしておかないと、なんか、ちょっとこっちはあんまり出すのはどうなのか、補助率の加減で仕分けるみたいな感じにも思うので、自主防災のあり方自体は、組織として取り組むものなのか、各戸で取り組むものなのかとか、もう少し判断基準を明確に持っていていただきたいなと思います。</p> <p>なので、ちょっとさっき総括もされましたけども、いま一度判断基準の精査というのをお願いしたいなと思いますのと、もう1点ですね、先ほど村長も明言されましたけれども、消防団との関係性です。消防団が大体秋の防火週間の時に、火災共済のお願いと一緒に消火器の設置及び廃棄、詰め替え等の部分回ります。これの額を見てたら、やっぱりこっちのほう有利なんです。</p> <p>それをしながら消防団は回る。行政は地域協働でこれやったらいいですよと、なんかダブルスタンダードなふうになっているんですけれども、このやり方、要は消火器の推奨であったりする部分もしっかりと課内で検討していくべきではないかなと思います。いかがでしょうか。</p>
<p>委員長</p>	<p>総務企画課長</p>
<p>総務企画課長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>消防団もですね、うちの管轄というか、になりますので、確かに消防団がですね、消火器の普及というか、秋に回っていただいております。これは、ずっと昔からですね、取り組んでいたところで、確かにダブルスタンダードと言え、そういう形にはなっていると思います。</p> <p>基本的にはですね、こちらの地域協働というのは地域、個人ではございません。やっぱり基本的には地域で行うことに対しての防災対策の補助、細かく言えばまた先ほどの中に入ってしまうんですけども、基本の根本はそこに、重点は変わらないと思っております。</p> <p>確かに個別になってくるとそういう事案が出てきますので、今後ですね、早急に</p>

	そういう個別対策の項目と言ったらなんなんですけど、そういうのも付け加えて審査表的なものもちょっと見直したいなど。ご意見を踏まえまして、させていただければと思っております。ありがとうございました。
委員長	3番 佐々木委員
3番	この地域協働の関連として、ちょっとお伺いしますが、これ事業名が同一でも、毎年というか、何年か続けて使えるものなんでしょうか。
委員長	総務企画課長
総務企画課長	同一事業につきましては、助成につきましては、3カ年を限度としております。基本体に。 先ほどの徴求資料の、そのこのページの、2ページ目の一番下のほうに書いているんですけども、地域コミュニティ活性化事業につきましては、村長が認める場合を除き3カ年を限度とすると、いうところでございます。
委員長	3番 佐々木委員
3番	そしたら一応3年間は続けますね。ちょっと2、3年やめて、また、次同じようなことが出るということはありませんでしょうか。
委員長	総務企画課長
総務企画課長	そういった場合があるとは思いますが、それにつきましてはですね、こちらの申請にあたっての審議はさせていただきたいなど。 それが駄目というわけではございませんので。以上です。
委員長	3番 佐々木委員
3番	しつこく聞いて申し訳ないんですが、その審査というのはどこでやっているんでしょうか。どなたたちのメンバーでやっているんでしょうか。
委員長	総務企画課長
総務企画課長	審査の関係なんですけれども、審査の判定にあたりましてはですね、基本的には課長会の中で審査をさせていただいております。その前段階です、総務企画課の中で審議をして、課長会に上げると。 ただし、前例のあるような申請がございます。それにつきましては、うちの課の審議で、上げないで審査を通す場合もございます。よろしゅうございますか。
委員長	8番 佐々木紀嘉委員
8番	佐々木孝委員の質問と少し関連しているんですが、75ページの成果のほうを見てもらうと分かるように、美しい景観とか、これも林道の道づくりに利用されている事業等もあります。 そうすると、もう毎年毎年ですからね、秋口のものについては、もう大山林道線についても整備をしなければ、今度は通れないとか。だから、3年間で見直すとか、そういうものではないような事業もこの中に入ってくるのではないかなど。 ですから、先ほど言ったように、もう1回整理をしたらどうでしょうかというのは、そこにあるんです。 本来なら林道とかそういうものについては、受益者とか地権者とか色んな人たちの、組織された団体の中で整備するのが普通なんです、やはり東峰村の場合は2、4、5、6線の林道がありますけど、整理されてませんから、やっぱりこういうふうな事業によって地域で、林道と言えども道路ですから整備をしていくと。そういうもの等が出てきてますので、ちょっと繰り返しにはなりますが、やはりこの事業については、もう1回きちんとした、どうですかね、整理というのはちょっとあれですけど、事業を縮小とかやめるとかいう意味じゃなくて、やはり色んなことで事業としてできるものを整理して行って、先ほど出たように、地域なのか地区なのか受益者なのかとか、色んな問題等が案件的には出てきてますので、やはりもう1

	<p>回考え方を示してもらったほうがいいんじゃないかなというふうに思っていますが、いかがでしょうか。</p>
委員 長	<p>総務企画課長</p>
総務企画課長	<p>ありがとうございます。</p> <p>先ほどの3年というのは基本でございます。そういう環境的なものですね、毎年といっってはなんですけど、西福井の方は下郷林道とか古城原林道関係をですね、清掃して、この事業を使っていたいただいております。</p> <p>中には、文中の中に逃げるあれではないんですけど、村長が認める場合はですね、続けるというパターンがございますので、そういう文言を捉えましてですね、その個別に判断させていただいているところが、今のところでございます。</p> <p>ただ、中の精査はさせていただきたいと考えております。以上です。</p>
委員 長	<p>8番 佐々木委員</p>
8 番	<p>総務企画課長のあれは分かるんですが、村長の認めるものというのは、非常に誤解を生みやすいんですね。地域が必要とするものは、やっぱりきちんとした事業としてやっていただきたいという気持ちはありますので、できるだけ村長が認めるもの等は使わないで、これは必要だというふうな事業の分析、解析をして、取り組んでもらいたいというふうに思います。これはもう回答は要りません。</p>
委員 長	<p>4番 高倉委員</p>
4 番	<p>成果説明書の25ページ、2款1項6目の企業振興対策費の東峰村×APUインターンシッププロジェクト視察支援というところでご質問いたします。</p> <p>この事業が始まって、今年も発表会というのがありましたが、何年これは継続してらっしゃるか、お答えできますか。</p>
委員 長	<p>泉係長</p>
総務企画課係長	<p>この事業に関しては、今年で3回目という形になります。</p>
委員 長	<p>4番 高倉委員</p>
4 番	<p>じゃあ、3回目中2回、私は参加いたしました。昨年度の発表におきましては、あまり学生が発表したものが、村が求めているものというか、村のことがよく分かってらっしゃらなくて発表があっているかなというような評価を受けたんですが、今年は非常に4チームとも、非常にピタッと村の課題とか、そういうものにあたってましたし、一般質問でも言いましたけども、移住計画のパンフレットにつきましては、これはもう本当にすぐにも使ったら、移住が増えるんじゃないかなというふうなものがありました。</p> <p>こういうふうに表示しているのを見てましたら、傍聴者と言いますか、聞きに来ている人が、ホームステイしているご家族と行政のメンバーで、そこだけで、このAPUの学生たちがこんなに努力しているのを、村民が知らないのもいかがなものかなという気もしまして、この広報というか、その方法、多くの村民が聞きに来ていただけるような広報の仕方ができないものかというふうに思いますが、いかがでしょうか。</p>
委員 長	<p>泉係長</p>
総務企画課係長	<p>ありがとうございます。</p> <p>昨年度ですね、ちょっと議員が言われておりますように、村が求めていないところをですね、検討いただいたというところもあったかとは思いますが。</p> <p>その形でですね、本年度に関しては、村のほうからですね、各課で検討しまして、10点ほど村の課題を提示させていただいて、その中から学生の方に選んでいただいて、選んだものについて検討いただいて、発表いただいたという形にしております。</p>

	<p>す。</p> <p>確かに、非常にいい、今年はですね、発表があったのではないかと私も感じております。その内容をですね、村民の方に広く知っていただきたいということが、確かにございます。</p> <p>本年度に関しては、関わった方、それから役場の職員にご案内を申し上げて、聞いていただいたという形にしております。村民の方にはですね、東峰テレビを通じて後日お知らせをするという予定にしておりましたけれども、来年度以降はですね、もう少し広く周知したいなという形で考えているところです。</p>
委員長	4番 高倉委員
4番	<p>本当に事前学習がとてもできているなど、そんなふうに思って、とっても感心する発表だったもんですから、多くの村民にそれを聞いていただけ、あれは、東峰テレビ撮ってましたかね。</p>
委員長	泉係長
総務企画課係長	<p>役場の職員のほうでですね、東峰テレビからビデオをお借りしまして、撮影をいたしております。それを東峰テレビのほうにお渡しして、編集をしていただきたいと、今、考えているところです。</p>
委員長	4番 高倉委員
4番	<p>そういうふうにして流していただいて、こういうふうな活動をAPUの学生が、それも国際色豊かな学生さんたちですので、ぜひとも村民に、こういう活動をしていることをお知らせくださるとありがたいと思います。</p> <p>すみません、もう一つお願いします。</p> <p>私たち議員にも連絡があったわけではなくて、正式にこういうことがありますよという案内があったわけではなかったんですね。同僚議員から前日LINEでこういうことがありますというのがありましたし、考えてみたら去年もそういう連絡の方法で、私たち議員は、知っている人と知らない人、行けない人、そういうこともあったと思います。</p> <p>やっぱり大事なことでするので、急に決まることではないと思いますので、この連絡のルートと言いますか、東峰村観光推進機構の方が、知ってる人が知ってる人に連絡して広めていく、そういうふうな連絡の方法では、これはまずいと思いますので、やっぱり正式に総務企画課が所管してあるのであれば、そこから案内を出す。そんなふうな形を取っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
委員長	村長
村長	<p>ありがとうございます。</p> <p>去年はですね、確か8年生、9年生、一緒にプロジェクトを行ったという関係もあって、少し賑やかというか、だなという感じ。今年行ったときに、あまり少なくて、何でと思った部分があったのが、やっぱり案内方法の工夫という、やっぱりあれだけのこと、テレビで放送するといっても、なかなかテレビを見れる方も少ない。平日昼間ではございますが、やっぱりそういう取り組みを、実際4日間の中で、村内で色んな人と交流をして、聞き取りをして、その中で作り上げていくものでございますので、すみません、来年にはなりますけど、しっかり広報にはですね、事前広報と申しますか、については反省というか、取り組まさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。以上です。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>この事業に関してなんですけれども、タイムスケジュール見る限り、東峰学園との連携というところが結構あるのかなと思うんですけれども、その部分、このAPU事業に関して、その部分は誰がコーディネートされてるのでしょうか。</p>

委員長	泉係長
総務企画課係長	<p>こちらに関してはですね、このAPUの視察支援業務をですね、東峰村観光推進機構のほうに委託を、ここ3年間行っております。</p> <p>村内の色んなところを巡回したり、色んな方にお話を聞いたり、そういうことに関してはですね、観光推進機構さんのほうを中心にですね、連絡を取っていただいたり調整をしていただいたりしております。</p> <p>ただ、この東峰学園に関しては、教育委員会とですね、その観光推進機構、それと総務企画課のほうで協議をしながら、連絡調整を行っているという形になります。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>この委託事業というところで、教育委員さんでもあり観光推進機構の理事さん、代表さんになると思うんですけども、が教育行政に委託としても関わるとい、ちょっと立場がよく分からないような状況になっているのかなと思うので、そもそもこれ、委託事業やめたほうが、委託事業という、委託という括りをやめたほうがいいんじゃないかなと、ずっと言い続けているんですけども。</p> <p>そうすることによって、ちょっと責任の所在というか、誰が主導している事業なのかが、ちょっと見えにくい形になっているかと思えます。</p> <p>官民連携事業と言うなら、官・民がしっかり官は官、民は民として動くような体制で予算繰りをすべきじゃないかなと。</p> <p>というのが、官民と言いながら、要は、官が委託で民間事業に任せたら官民連携でなく民・民でやっているだけという話になってしまうので。</p> <p>だったら、官がしっかり、要は行政内の課題、行政課題であったりというのをするのであれば、しっかりと直接経費といううえで予算組みをしないと、官民連携という形には見えないかなと。</p> <p>ちょっと委託という部分が無理すぎるというのがあるのと、あとこの、委託で請けられている観光推進機構に関しても、コーディネート機能を有する人件費というのは全く載ってないんです。</p> <p>これは手弁当でほぼしているような形になっているので、そういう形で、なんかもうボランティア精神でこれを動かしていただくということ自体も、ある意味時間を使って、労力を使っているということに関しては、少し無理があるんじゃないかなと思えます。</p> <p>踏まえまして、いま一度官民連携事業というのが、委託で民間事業者にお任せして、要は、大学なり、そういう学生さんと何かをすることじゃないような、もう少し、何でしょうね、無理のない仕組みづくりを、この事業をしていくべきなのかなと思えますが、いま一度その精査というかですね、事業のあり方、事業の構築の仕方というのを検討すべきではないかと思えますが、いかがでしょうか。</p>
委員長	泉係長
総務企画課係長	<p>そうですね、今現在におきましては、委託事業という形で、この官民連携事業、色んな団体とですね、一緒に行う事業ということで、委託事業という形で行わさせていただいているところです。</p> <p>直接経費、村の予算として計上をして、直接経費で行うことも、最初のほうは考えていたんですけども、やはりなかなか村の職員として事業を行っていくとですね、なかなか手を出しづらくなるというか、1人の仕事量が事業を増やすことによってどんどん増えていってしまいますので、こういう形で民間の力を使ってですね、事業を増やしていく、実施をしていくという形でですね、今のところは委託事業という形で行わせていただいているような状況です。</p>
委員長	6番 高橋委員

6 番	<p>委託のあり方が、人件費も出ないような委託をするというのは、ちょっと行政としては、上下関係厳しすぎだと思いますので、委託をするなら、しっかりと委託先が業務として行っている体制でないと、それは委託じゃないです。これ、かなり補助事業に近いようなやり方をしているので、だったら、委託だったらそういう予算組みをしていただくようお願いしたいと思います。</p>
委員長	総務企画課長
総務企画課長	<p>ありがとうございます。</p> <p>徴求資料の3ページに視察の決算書という形でらせていただいておりますが、確かに、この委託先の利益というか、何ですかね、になるものはございません。かかる費用が、確かに委託金という形になっております。</p> <p>ちょっとこちらにつきましてはですね、また、ここになるかどうか分かりませんが、観光推進機構とちょっとお話をさせていただきたいと考えます。以上です。</p>
委員長	2番 樋口委員
2 番	<p>先ほどの地域協働の村づくりにちょっと戻ります。</p> <p>同僚議員が言ってますように、やはりすばらしい制度ですけども、長年経過してですね、ある程度審査とか申請のほうを見直す時期ではないかなというふうに思っています。</p> <p>この成果説明書の中では、地区で出したのと任意団体で出したら二通りがあると思います。地区で出すということはですね、その世帯数が決まっているから分かると思うんですけど、任意団体が、先ほど言ったように、林道の受益者の団体とかがもうないからですね。これを出す場合は、所属するですね、その団体に所属する名簿等も出していただいたほうが、あと判断等がですね、しやすいのではないかなと、自分では思ったところなんですけどね。</p> <p>これだけでは代表者の名前しか分からないからですね、出しているかどうかも含めて、ちょっとそういったところも検討していただけたらと思います。以上です。</p>
委員長	村長
村長	<p>先ほどから申しました協働の村づくり事業は平成27年4月から始まった事業でございます。ちょうど10年という節目でもございます。</p> <p>ちょうど自分が総務課長のときに作り上げた制度ですので、色んな、その時の課題感とかも、本当に10分の10でいいのかとか、ありました。</p> <p>それについても10年経ちましたので、根本的に検討すべきかなというふうには思っております。</p> <p>ただ、その中でA事業、B事業ってよく言うんですけど、A事業、いわゆる地域、行政区や、小石原であれば旧行政区が一体となって行う事業、自主防災事業もそうなんですけど、あと地域づくり事業と言って、今、岩屋が行っております地域計画を作って、それに基づいて事業を行う。この分については、明確にそういう行政区じゃないといけないということをしてます。</p> <p>もう一つの活性化事業、美しい地域づくりとか、こういう部分については、団体調書という形で、構成団体の名簿等を付けて、何名ぐらいあります。その中で何名の方が例えば出役で出て、半日であれば、半日1千円だったかな、の費用弁償の規定に基づいて行っております。</p> <p>ただ、徴求資料としてお出しする分が、そのメンバー構成によって評価が分かるとかいう部分ではないと思いますので、そういった形ですね、一応団体については、しっかりと団体として活動を行っているというものをですね、根拠として判断をしているところでございます。以上です。</p>

委員長	6番 高橋委員
6番	<p>成果説明書の18ページをお願いいたします。</p> <p>15款2項基金繰入金、及び14款2項寄付金のふるさと納税についてお尋ねしたいと思います。</p> <p>この書簡に関しては、ふるさと推進課と存じ上げておりますけれども、このふるさと納税に関する、ふるさと基金に関する財源として使われている事業に関してお尋ねしたいと思いますが。</p> <p>今年度、令和6年度に関しては、どの事業にこの基金が振り分けられたのか、お尋ねいたします。</p>
委員長	矢野課長補佐
総務企画課長補佐	<p>ふるさと納税につきましては、基金の配分を行っているところでございますが、大枠で言いますと、自然環境、景観の保全、それと医療福祉、産業振興、そして、特に用途を指定していない村政一般ということで振り分けております。</p> <p>自然環境、景観の保全につきましては、大枠で9事業に振り分けておまして、6年度につきましては、6,388万8,015円を自然環境、景観の保全に充てております。</p> <p>医療福祉につきましては、3,402万5,990円、産業振興につきましては、1,657万852円、その他村政一般に充当していますのが、7,624万4千円でございます。</p> <p>総額、基金取崩し額といたしましては、1億9,072万円を令和6年度ふるさと納税該当分の事業に充当しております。</p> <p>以上が概要でございます。以上です。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>詳細に関しては、ほぼ前年と変わっていないのかなというイメージを持っているんですけども、ぜひ、またホームページでの公開をよろしくお願ひしたいなと思います。</p> <p>お聞きしたいのが、今後のふるさと納税のあり方をどう考えていっているのか、という部分をお尋ねしたいと思います。</p> <p>ふるさと納税に関しては、まず納税額が前年よりも1億ほど減っているかと思えます。尚且つふるさと基金からの繰入金等々を鑑みて、ふるさと基金の残高が前年よりも5,600万ほど、最終的に決算末として減っている状況で、残りが、ふるさと基金の残高が9,151万というふうな形になっております。</p> <p>このふるさと納税が減らずに、現状維持であったり増えている状況であれば何の心配することはないんですけども。ふるさと納税が減っている、かつ財政調整基金が減っているっていう、この2つの要素が重なったときに何が起きるかという、今後財源がかなり厳しくなってくるというイメージしか持たないんですよ。</p> <p>尚且つ、このふるさと納税を、いつもこの一般財源で使われていたところを、一般財源から基金繰入という形で切り替えて、その余剰というか、部分を財政調整基金に足すというか、要は財政調整基金を維持していく装置になっていたかと思うんですけども。</p> <p>現状これ、ふるさと納税がかなり減ってきた中で言うと、今のやり方では回っていかないような感じになってくるのかな、というようなところにおいて、まず、このふるさと基金のあり方、今後も年度末において、財源振り分けをして使っていくような形を維持していくのか、というのと、ふるさと納税、この納税額が減っていき、かつ財政調整基金も取り崩しが発生しているということに関しての、まず見解をお尋ねしたいと思います。</p>

委員長	村長
村長	<p>ふるさと納税につきましては、先日、昨日かな、総務大臣のコメントにもありましたとおり、なんか今、カタログ販売みたいになっている部分は、どうにか是正しなければいけないという、過当競争みたいになっているという部分はあると思っております。</p> <p>昨年の減額というか減少についても、3割、5割の厳格化の中で、実際にあまおうの、うちが寄付額を上げたことで10分の1になった。それが一番大きかったんですね。</p> <p>ただ、だからと言って、それをどう考えるのかという部分については、今、ふるさと推進課のほうで検討はしている部分でございます。</p> <p>また、ふるさと納税におけるふるさと基金、及びそれぞれの特定目的基金、それと財政調整基金、一番重要な基金でございますが、その兼ね合いについては、単年度だけ、昨年と一昨年で見ると、やっぱり災害復旧における金額が、やはりかなりの持ち出しがあったという部分があります。それをふるさと基金で少し、実際には調整をしたような形にはなっているところでございます。</p> <p>3年前、4年前については、同じような建て付けではありましたが、そのふるさと納税の金額というか、その部分を施設改修基金に2億積み上げたり、やっぱり違う目的、振り替えという言い方はものすごく失礼になるんですけど、村として必要な基金のほうに持っていく、そのやり繰り、やり繰りというところちょっと失礼な言い方になりますけど、の中で行ったという部分がございます。</p> <p>今年度、来年度の部分については、通常モードに戻ってまいりますので、村の財政の状況としては、今年度については、現状ふるさと納税については、今のところ昨年程度ぐらいの推移をしているところでございます。0ではないというところで。</p> <p>ですので、そういった部分をしっかり見極めながらと申しますか、今年度については、少し財政の見通しとしては剰余金と申しますか、財政調整基金の、自分としては大体10億前後が適正な財政調整基金の残高範囲と思っております。プラスマイナス1億円ぐらい。それを超えると、またいつも標準財政規模の10%の枠の指導とかが入ったりしますので。</p> <p>その部分を色んな形で、基金としてはふるさと基金もあります。子育て基金のほうにもふるさと納税の部分はあります。</p> <p>子育ての部分については、将来的に子どもの遊び場とかという話をしておりましたが、そういった部分のほうに使えるような形で、今はちょっとあまり使ってない。昨年度の分については、少し金額としてはですね、多めに使っておりますが、そういった形で取り組んでおりますので、財政の見通しとしては、厳しい状況でありますけど、しっかり見極めながら行っているということで、ご報告をさせていただきます。以上です。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>続けてなんですけれども、各基金の運用状況と言いますか、債権のところの資料も徴求資料で出させていただきました。総務企画課の資料1のほうですね。</p> <p>債券の書類についても、今、6種類の債券運用されているということなんですけれども。今後の財政状況を考えると、やっぱりこの基金の運用、金利によるある程度の果実なる部分が取れるのであれば、確保していくべき話なのかなとも思っております。</p> <p>この基金繰入金の中でも合併振興基金ですね、14の区分になるかと思うんですけども、これも以前も合併特例債を基金化して、果実運用した部分しか以前は使えなかったけれども、今はある程度ハード部分も、本体も使ってやっちはいるんで</p>

	<p>すけれども。</p> <p>この大枠の、何でしょうね、金額が積み上げられている基金に対して、もう少し果実運用であったりとか、今、金利が上がってきている状況なので。ただし、30年、40年の長期国債を買うべきかというところ、ちょっと微妙なところではあるんですけれども。</p> <p>そういった形で、基金の運用に関して、もし何か方針があればお伝えいただきたいなと思います。</p>
委員長	総務企画課長
総務企画課長	<p>基金の運用としましてはですね、指針がございますので、それに沿った形で運用させていただいております。</p> <p>先ほど高橋議員が言うとおりでですね、もう主流的には最近ですね、長期的なもの、要するに30年とかはちょっと控えさせて、10年物の買い付けを昨年度、何個か行っているところがございます。</p> <p>先ほど言われたとおり、6年度において2回ほど金利のほうが上がっております、本年度は900万強の配当を頂いているところがございます、こちらのほうを各基金の残高に合わせて、合わせてというか調整しまして、分散させて積み立てているところがございます。</p> <p>今後の基本方針としまして、やはり長期的なものではなくて、5年物とか10年物を満期まで持って、確実に配当を取っていききたいと考えております。以上です。</p>
委員長	2番 樋口委員
2番	<p>成果説明書の23ページ、2款1項1目一般管理費です。</p> <p>会計年度任用職員が21名いるというふうになっています。過去3年間調べたら、20名、20名で、令和6年度が21名ということで、1名増になっております。ここ辺の理由と、配置している箇所をお尋ねいたします。</p>
委員長	総務企画課長
総務企画課長	<p>一昨年度は20名で、令和6年度が21名ということでございまして、各会計年度職員ですね、勤務先というのは、下の括弧書きのほうにありますけれども、一般事務1名というのは医療事務の関係で、診療所のほうでございまして。一般事務補助というのは、宝珠山庁舎、小石原庁舎にまたがるものでございまして。</p> <p>看護師は、こちらは小石原庁舎にも1名おりますし、診療所のほうに2名おるといってございまして。防災管理官につきましては、総務企画課のほうに在中でございまして。</p> <p>その他につきましては、東峰学園とか美星保育所等々にいるところがございますが、1名増員というところで、これちょっと申し訳ございません。ふるさと推進課のほうに新しく1名、のる一との関係で増員をさせていただいたところがございますので、その分だと考えております。以上でございます。</p>
委員長	8番 佐々木委員
8番	<p>これは村長になると思います。</p> <p>委員長、議長の横の事務局長の関係の位置の問題と、事務局職員の、色んな決算、予算、そういうふうな時期に増員ができないのかと。そのような議会の中の改革の中でも上がっていたと思うんですが、その点について村長、見解を伺います。</p>
委員長	村長
村長	<p>これについては何度かやり取りをしたところではございましたが、基本的に議会事務局、局長の仕事の部分で、どこに負担があるのかというところで、基本的には会議録の作成という部分でございました。</p> <p>今年度から総務企画課の職員を1人ですね、会議の時、例えば全員協議会とかこ</p>

	<p>ういう時に、実際にその場にいないと会議録もなかなか作れませんので、そういう形ですという方針は、ちょっと定めていたんですけど、まだ実際に、そこまでの導入ができてないというところでございます。</p> <p>これについては至急、対象となる方にも言うてはいるんですけど、なかなか進んでおりません。申し訳ないです。</p> <p>会議録の作成については、今、AIを使った会議録の作成システムの導入を、どの会議もそうなんですけど、図っております、それについての負担については、軽減化というものは図っているところでございます。以上です。</p>
委員長	8番 佐々木委員
8番	やはりこの議場の中の議会中で、事務局長が議事の進行に専念できるような体制というのは、これは絶対必要だと思うんですね。向こうで色んな操作、それからカメラ、色んなものしながら、現在は議事進行が行われていますが、そういうもの等も解消を考えていただきたいというふうな意見です。これは。
委員長	村長
村長	そうですね、やり取りの中で、専任というのはなかなか難しいという部分がありましたので、やっぱりそういった部分について、あと場所については、実際ここに座ってみると、下が、足が入らないとか、色んな課題がありますので、それについては体制のあり方、あとオペレーションのあり方、常任委員会等での会議録の作成にあたっての関わり方、その3点がクリアできれば局長のほうも、一応オッケーという話ではございましたので、取り組ませていただきたいと思います。以上です。
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>成果説明書の24ページの2款1項3目になるのか、2款1項4目になるのかというところなんですけれども。</p> <p>少しこの決算、予算上では出てこない数字の部分について、お尋ねしたいと思います。</p> <p>昨年の決算特別委員会の中でも大藪基金という話が上がりました。その部分に関しては総務常任委員会でも継続して調査、協議等をしておりますけれども。</p> <p>その話の中でも出てきたのが、一旦村で預かっていたという話もありました。</p> <p>今年の3月定例会だったと思いますけれども、災害の義援金に関しても、通帳があって、そこで一旦止めていたのを、予算、補正予算の中で出てきたというのもあったかと思います。</p> <p>この予算、決算等で出てこないようなお金の管理というのが、実際のところ何か現状でも行われているのがあるのか、それが、扱いがあるならどういったものがあるのか、というところをお尋ねしたいと思います。</p>
委員長	村長
村長	<p>会計については、いわゆる歳計現金、歳計外現金というものがございます。予算書等での執行にあたらぬ部分、これについては歳計外ということで、例えば職員の保険料関係とかですね、そういった部分については通帳で管理をし、月において、そういった各関係、共済保険なら共済保険であれば、県の共済基金のほうに支払ったり、そういった部分については、当然会計は通っておりません。</p> <p>また金庫というか、いわゆる契約保証金、また住宅における敷金ですかね、そういった部分については、会計が通帳もしくは定期において管理をし、金庫の中に厳重に保管、現金を保管するわけではないんですけど、通帳を保管して、そういう運用をしているところでございます。</p> <p>これについても、通帳においては、一応監査の対象としているところでございます。以上です。</p>

委員 長	8番 佐々木委員
8 番	休憩動議を出します。トイレに行かせてください。
休 憩	
委員 長	それでは、10時45分まで休憩します。 (10時40分)
再 開	
委員 長	休憩前に引き続き、質疑を行います。 (10時45分)
委員 長	6番 高橋委員
6 番	<p>その管理の部分についてもお尋ねしたいんですけども。</p> <p>基本的には2款1項3目の、統一的な基準による財務書類作成という財務書類については、複式簿記に関する部分の財務書類だと思います。これが毎年、決算後に確か委託をして、たぶんこの複式簿記になっているかと思うんですけども。</p> <p>これ敷金とかっていう話、今、村長されたと思うんですけども、これ複式簿記だったら預り金という勘定科目で絶対出てくる項目だと思います。その要は、帳簿管理というのが、一体どうなっているのかなという部分で、基本的にはこういう財務管理で、しっかり複式簿記間まで最終的には管理をするところにはなっている中で、さっきのような金庫で管理してますという、そういったものが、どういふふう日々管理をされているのか。</p> <p>あるいは先ほど申し上げたように、一時的に村に入ってくるようなお金っていうのを預かったりすることが、実質業務上あっているのか。</p> <p>例えば寄付金、今、大藪基金と言いましたけれども、預かったけれども、行き先がなく、ちょっとプールされているようなお金っていうのが、あったりするのかわりかも含めてお尋ねします。</p>
委員 長	総務企画課長
総務企画課長	<p>寄付金等々はですね、総合的な、1回総合的な通帳のほうに預からせていただきまして、そこから基金への積み上げと仕分け等を行っているところでございます。</p> <p>その他にですね、一時的に預かるというのは、細かいものがあつたらあるのかもしれないんですけど、今のところ私のほうではちょっと考案的にはございません。</p>
委員 長	6番 高橋委員
6 番	<p>その一時的な部分は分かりました。</p> <p>と言う中で、敷金等ですね、要は長期的に預かることがあるものに関して、誰がチェックをして、誰が監査をしているのか。ちょっと先ほどの休憩の中でも、それは監査委員の監査項目でしたかね、という話も出ておりました。</p> <p>その帳簿関係が、どこが正式な帳簿として、もちろん帳簿を金庫に預けてたら、それ以上動きようがないと言えば、そうではあるんですけども。</p> <p>複式簿記の話ばかり持ち出して申し訳ないんですけど、基本的には預り金という項目が、何の預り金なのかというのは、法人会計をしたらずっとそれは記録として残っていきます。それが決算資料として、税務署にも報告が行くもあつているんですけども。</p> <p>その部分に関して、要は単年度会計の、この単式簿記をしてたら、そういった一時的なものの扱い方というのが、ちょっと見えにくいんですけども。そこに関しての取り扱いが十分されているのか、という問題の質問でございます。そこについてご回答をお願いします。</p>
委員 長	村長
村 長	単式簿記から複式簿記に変わった部分の取り扱い、これは議員さん言われるとお

	<p>りだと思っております。</p> <p>預り金等についても、自分の理解では、うちは帳票作成のために行っておりますので、日々仕分けをするわけではなくて、期末で仕分けをしているという実情でしたので、反映されていると思うんですけど、これについては確認をさせていただきます。この財務4表の中に入っているかどうかですね。</p> <p>いわゆるその監査の部分については、実情としては、前からの流れがあって、たぶん会計管理者が行っているという部分止まりだとは思っておりますので、これについても管理のあり方について、もう一度内部のほうでしっかり確認をさせていただきたいというふうに思っております。</p>
委員長	ないようですから、住民福祉課に移ります。
休憩	
委員長	11時まで休憩いたします。 (10時52分)
委員長	休憩前に引き続き、住民福祉課の質疑を行いたいと思います。 (11時00分)
委員長	所管のページは、お手元に配布しております費目ページ一覧表のとおりです。 住民福祉課の質疑はありませんか。 6番 高橋議員
6番	<p>昨日お配りいただいた徴求資料のほうからお尋ねしたいと思います。</p> <p>ページで言うと、定期券購入助成金のところですか。3ページ以降ですね。</p> <p>これに関してなんですけれども、今年の話になって申し訳ないんですけども、4月1日からJRが料金改定を行って、料金が上がったかと思います。定期券の額も上がっておると思います。</p> <p>ちょっと見てみたんですけども、この決算資料において、大体筑前岩屋から日田であったり、あとJRで浮羽から久留米まで行かれています方については、今回改正がされると、助成金額が上限額を超えてしまう額に、ざっと計算したところなるかな。6カ月、6カ月が、足し合わせると、どちらも6カ月が5万円を超えてくるので、合計すると10万円になって、10万以上超えてくるので、3割補助だとしても、ちょっと3万円の上限を超えてくるという事態になるのかなと思います。</p> <p>そういったところで、料金改定があった場合等の対応を、速やかに料金体系等を把握して動かれているのか、お尋ねします。</p>
委員長	住民福祉課長
住民福祉課長	<p>先ほど議員さんおっしゃいますとおり、この補助の上限額の改定についてはですね、今ちょっと資料を持ち合わせておりませんが、上限額の改定を数年前に実施をしたところでございます。</p> <p>本年度からJR等の料金の改定というのは承知しておりますけれども、現在のところですね、この上限額を変えるような検討を行うという段階では、段階ではと言いますか、検討は、課の中ではまだしておりません。</p>
委員長	6番 高橋議員
6番	<p>実際に超えてくるというのか、6カ月の定期額がもう、2回分足し合わせれば上限を超える額になってしまいますので、やはり3割補助、特に今物価高でもあるし、色んな料金が上がってくる中で、しっかりとサポートする意味合いというのを、一度検討する意味合いがあるのかなと思いますが、課内での今後の考え方をお尋ねいたします。</p>
委員長	住民福祉課長
住民福祉課長	先ほど申されましたように、料金改定を踏まえましてですね、6カ月定期だった

	ら上限額を超えてくるというご指摘でございますので、この点につきましては、他の公共交通機関の料金等も見ましてですね、検討のほうをさせていただきたいと思えます。
委員長	2番 樋口委員
2番	<p>成果説明書の36ページをお願いします。3款1項8目保健福祉センター管理費のところでございます。</p> <p>これは昨年もですね、質問させていただいたんですけど、利用者数ですけども、昨年もありました。大人の利用者が、村内よりも村外のほうが大幅に多いということ。今回もですね、村内大人が702人ですけど、村外の大人が2,118名。これは、キャンプ場に来られたお客様とかがですね、お風呂に入る方が多いということが、昨年の説明でもあったと思えます。</p> <p>それはもうそれでいいことですが、せつかく村の税金を使って運営していますので、人気があることはいいことですが、使用料等で少し差別化を、もう少しすべきではないかなというようなことも話があったと思えますけど、その後の状況と今後の計画等があればですね、お尋ねしたいと思います。</p>
委員長	眞田課長補佐
住民福祉課長補佐	<p>入浴の利用者について、昨年度もご意見いただきました。</p> <p>ちょっと昨年度はですね、まだ、いずみ館の運営委員会等がございますけれども、できておりません。今後ですね、利用料の検討について、改善に向けてまた運営委員会等に諮りまして、協議をしたいと思っております。</p>
委員長	3番 佐々木委員
3番	<p>説明書の33ページです。3款1項3目の国民健康保険基盤安定費の中で、法定外繰出金が258%増ということで、これたぶん医療費が増したんだらうと思えます。説明できる範囲で結構です。どういうものが増えたのか教えてください。</p>
委員長	森山係長
住民福祉課係長	<p>昨年度に比べまして今年度、法定外繰出金、要するに一般会計のほうから国民健康保険の特別会計に増えた額ですが、医療費と申しますか、基本的のうちですね、東峰村の国民健康保険税が通常の標準税額より低いこともございまして、今回、まず一つの原因としては、収入のほうが高かったと。通常毎年支払われる国民健康保険の支出に対して収入が少なかったこと。また、他のですね、保健事業とか、そういったことに対する補助金が少し下がったことによつてですね、支出が増えたことにより、今回この法定外繰入れということで、国民健康保険税の特別会計に料金が多く入ってしまったために、この法定外繰入れが伸びたというのが主な原因でございます。以上です。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>徴求資料の別紙4をお願いいたします。</p> <p>乳幼児健診における職種別の委託料等といったことで、どういった方が今関わられて、どういったところから来られているのかなという話でございました。</p> <p>小児科医師、歯科医師以外はもうフリー、フリー、フリーというところで、ネットワークで繋がっているんですけども。</p> <p>現在のところ朝倉医師会との関係性というのは、一体どうなっているんでしょうか。</p>
委員長	井上保健係長
住民福祉課保健係長	<p>朝倉医師会との関係性ということで、乳幼児健診における朝倉医師会との関係性というところでよろしかったですね。</p> <p>まず、小児科医の先生とかのご依頼というのは、朝倉医師会のほうに諮ったこと</p>

	<p>はございますけれども、やはり片道1時間以上村内にお越しいただくのかかってしまうということで、通常の診療業務のほうに影響が出るということで、なかなか村内まで朝倉医師会所属の医師の先生方に、来ていただくことが難しいというような回答を得ているような状況になります。</p> <p>その他の職種につきましては、朝倉医師会所属の専門職の方に対する派遣要請等の相談は、医師会には行っていないというところがございます。以上です。</p>
委員長	6番 高橋議員
6番	以前は、うきは市のほうから小児科医師が来られていたかと思います。そこに關しては、どういった伝で行われてたんでしょうか。
委員長	井上保健係長
住民福祉課 保健係長	<p>以前、うきは市の「こころホスピタル」の梅根先生という先生のほうにお越しいただいておりました。</p> <p>当初、その梅根医師に来ていただく前は、聖マリア病院のほうから、健診のチームを組んで、全ての専門職を連れて健診のほうに、村のほうにお越しいただいてたんですけれども、聖マリア病院としては、その事業がやはりマンパワー不足等々あって、やはり遠方になるということで、事業継続ができないということを申し出られてから、村として健診事業を維持するためには、やはり小児科医の確保が必要だということで、まずはやはり朝倉医師会のほうに相談をしたところなんですけれども、先ほど申し上げたような理由で、やはり派遣は難しいということで回答を得ました。</p> <p>近隣の市町村さんとかをお伺いする中で、その当時ちょうど「こころホスピタル」のほうに、梅根医師のほうがですね、本来福岡市のほうで、そういった小児科医としての勤務をされてあったという実績と、それから、発達障害等ですね、専門として活動されてあった先生でもあられた方が、ご実家の「こころホスピタル」のほうに戻って来られたということをお伺いしまして、年に4回の乳児検診になるんだけれども、お手伝いだけできないかということでご相談をしたところ、快く引き受けていただいた経緯がありまして、2年前まではこちらの東峰村のほうで、健診事業のほうに携わっていただいたという経緯になります。以上です。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>この診ていただく小児科医師に関しても、やはり継続して同じ先生であることが一番のベストなところで、なおかつかかりつけ医としてもなるような近隣の意思というのが、ベスト中のベストだと思うんですけれども。</p> <p>ちょっと梅根医師がどういった経緯でこれに関われなくなったのかというのは、ちょっと存じ上げるところではないですけれども。</p> <p>今後、総務常任委員会の中でも、この乳幼児健診自体が村単独での実施が厳しくなっているという部分に、非常に危機感を持っております。今後の改めて方向性と、朝倉医師会にせっきやく所属しているのに、こういった時だけ朝倉医師会冷たいなという部分で、すごく思うんですよね。</p> <p>ワクチンのこととかお尋ねしたら、基本的に朝倉医師会が、朝倉医師会がって言って、なかなか医師会のほうでちょっと決めないと、と言う割には、ここの部分はすごく冷たい感じがするので、ちょっと所属している部分として、もう少し村として、村長のトップの力というのもあるんでしょうけど、そういったところを言っていないと、先々日も同僚議員が医療の平等性じゃないですけど、そういった部分にも関わってくるかなと思います。</p> <p>いま一度ちょっとこの、乳幼児健診の今後の方向性について、お尋ねしたいと思います。</p>

委員長	井上保健係長
住民福祉課 保健係長	<p>乳幼児健診の今後の方向性ということで、できるだけやはり村内の集団健診として、乳幼児健診は実施していきたいという希望はございます。</p> <p>ただ、やはり年間の生まれるお子さんの数が今、ほんと10を切ってきておりまして、一桁台というところが続いてきております。</p> <p>乳幼児健診と一口で言いますけれども、4カ月それから10カ月、1歳半、2歳、3歳という形で、その時に合わせて健診を行っていかねばいけませんので、そのタイミングでその時期を迎えられる方にご案内をすることとなると、1回の健診にあたる人数が減ってくるというのは、この先見えてくることになるかなと思います。</p> <p>ただ、こういった人数であっても、この医師、小児科医と歯科医師、それから看護師、栄養士等の職種は必要になってくる中で、こういった健診体制をいつまで維持して頑張っていけるかというのは、今後やはり検討はしていかなければいけなかなと思っています。</p> <p>まだ案ではありますけれども、近隣の朝倉市等ですね、健診会場での受け入れがしていただけるのかとか、個別の健診に移行するのかとか、そういったところもですね、踏まえて、東峰村として何が一番いいのかということ踏まえながら、検討をしていきたいなと思っています。以上です。</p>
委員長	8番 佐々木委員
8番	<p>歳入の税務のほう、9ページのところです。</p> <p>毎回毎回決算のところで聞いてはいるんですが、また、再度お尋ねしたいと思います。村民税のところよりか固定資産税のほうについて、質問させていただきたいと思うんですが。</p> <p>ここに36件あります。金額的には155万6千円の不納欠損ということで出ておりますが。やはり東峰村は非課税世帯も三百何十軒ある。そういうふうな中で、この固定資産税それから村民税含めて何年かおきには、金額的に少し固まった金額で上がってきているのかなと。</p> <p>聞きたいのは、今後についてどのようになるのかと。やはりもう、ここ不納欠損については、やはり現在もそういうふうな対象者がだんだん、だんだん蓄積、蓄積という言い方はいかんですね、いらっしゃるのかということ、まず尋ねたいと思います。</p>
委員長	熊谷係長
住民福祉課係長	<p>委員がおっしゃいますようにですね、基本的に固定資産税、特に土地関係ですけれども、こちらにつきましては、やはり売買等で所有者が変わらない限りはですね、今回の処分に至った方についてもですね、やはりその翌年とずっと続くという事実は変わりありません。</p> <p>ですので、委員のおっしゃるようになりますね、その方が一旦そういう不納欠損になった方、これについてはですね、同じように処分されるという対象になってくるかと思えます。</p> <p>こちらといたしましても、例えば亡くなられた方についてはですね、賦課替えと言いまして、その他の親族等にですね、なんとか引き受けができないかというところも探ってはおりますけれども、そこが全くないという方も中にはいらっしゃいますので、そういう方については、これはちょっと言い方があれなんです、年々続いていくようなものになってしまいますので、そこはご理解いただきたいというふう存じます。以上です。</p>
委員長	8番 佐々木委員

8 番	関連して聞きますが、土地と建物、大体どのような状況になってます。
委員長	熊谷係長
住民福祉課係長	土地と建物についてもですね、同じ方であればですね、先ほど申し上げたように、年々の課税になりますので、土地はもう手放さない限りは同じ課税者になりますし、家屋に関しては、解体してしまえばそこで終わりになりますので、そういう不納欠損者になられた方についても、そこで終わればですね、解体してしまえばですね、それ以上に課税はかからないという状況になりますので、そこについてはですね、基本的には、土地のほうにはずっと処分の対象として、上がってくるというようなところは変わりありません。
委員長	8番 佐々木委員
8 番	<p>この税で不納欠損が出るというのは、致し方ないという言葉を使うと、非常におかしなあれになるんですが、どうしようもない状況にある住民もいるのかなと。そういう中で、いいという言い方はできませんけどね。</p> <p>ただ、やっぱりこの村で生活困窮者なり色んな方がおる中で、どうしても議会で不納欠損が出てくると、やっぱりそこには目が行きますので、状況はどんなふうかと。</p> <p>だから、これについては、色んな徴収とか、色んなものの対策は講じてはいるんでしょうが、その他に、もうどうしようもないような条件の中で、こういうような不納欠損者、そして36件というふうな件数が上がってますのでね。</p> <p>大きな数字だなと、やっぱり36件という、土地と建物と同時ということですから、その半分にはなるんでしょうけど、やはりそういう方々がこの東峰村の中にもおらっしゃるといことで、できるだけ徴収はもちろんやってもらいたいが、何らかの方策はないのかなと、というような気持もあります。</p> <p>これについては、もし何か答えがあれば、課長のほうでお願いしたいと思いますが。</p>
委員長	住民福祉課長
住民福祉課長	<p>議員おっしゃいますとおりですね、この収入未済の中にはですね、今回の不納欠損の対象者も含まれておるといのが事実でございます。</p> <p>村としましてはですね、滞納整理取扱要領に基づきましてですね、きちんと手続きを踏んで、そういう方についても財産の差し押さえとか財産の調査まで行ったうえで、そういう方が生活困窮ということになればですね、どうしても執行停止という形になってしまいます。</p> <p>村としましては、きちんとした手続きを踏まえて、法に則って不納欠損処理をさせていただいておりますので、今後もですね、同じようなことが発生するかと考えております。</p>
委員長	2番 樋口委員
2 番	<p>成果説明書の42ページをお願いします。</p> <p>一番下の4款1項1目保健衛生総務費です。ここに医療福祉審議会委員報酬が載っています。この会議がですね、たぶん将来、東峰村の医療をどうするかということのお話があっていると思います。</p> <p>私も、先ほど同僚議員が言いましたように、一般質問でですね、これからの村の医療がですね、これからの定住・移住の大きな部分を占める要因だというような発言もしました。</p> <p>この委員会での審議の内容、それから、これから村はどういうふうに医療体制を充実していくかという構想があればですね、お話をお願いしたいと思います。</p>
委員長	森山係長

住民福祉課係長	<p>議員がおっしゃられました、この審議会につきまして、昨年度の審議の内容でいきますと、まず、診療所の取り扱いについてを議論させていただいております。</p> <p>ちょっと今、期間が空いてはおりますけれども、主な内容として、いずみ館のところに併設されておりました宝珠山診療所を閉所するかどうかの審議、そして、今ですね、小石原に建てております村立診療所の建物がですね、だいぶ古くなっておりますので、あの建物についてですね、今後どうしていくのか、誰もが使いやすいような位置にですね、例えば造るとか、そういった建てるのか、移設するのか。</p> <p>今の場所にはちょっと使えないというのが議論には出てますので、そういった形でですね、一番使いやすい診療所の今の位置のあり方についてをメインにですね、議論を進めているところでございます。以上です。</p>
委員長	2番 樋口委員
2番	<p>ありがとうございます。</p> <p>今の、場所の新たな選定については、まだ決定したものはないということでしょうか。</p>
委員長	森山係長
住民福祉課係長	<p>今ですね、答申はまだ出ておりませんので、どこに、何を、どんな形でというのは、まだ議論が出ていないところでございます。以上です。</p>
委員長	4番 高倉委員
4番	<p>成果説明書の43ページ、4款1項2目の予防費の中で、带状疱疹予防接種助成金というのがありまして、昨年からこういう助成をしていただい大変ありがたいと思っております。</p> <p>この28万6千円は、何名が助成を受けて予防注射を受けたかということ、教えていただけたらありがたいです。</p>
委員長	森山係長
住民福祉課係長	<p>昨年度、令和6年度の带状疱疹ワクチンの実績を申し上げます。</p> <p>まず対象者につきましては、50歳以上人口が1,214名おりました。この中で接種者数は82名です。</p> <p>内訳としまして、生ワクチンですね、1回接種分については38名、不活化ワクチン2回接種分については44名ということで、現在82名、接種率につきましては6.75%の方が受けている状況でございます。以上です。</p>
委員長	4番 高倉委員
4番	<p>実は助成金ができる前に受けてなくて、带状疱疹になってしまってますね、今もなお、ずっと後遺症で苦しんでいらっしゃる方がいらっしゃるんですよ、多くはいませんけれども。</p> <p>やっぱり体調が悪いというふうに言われますので、大部分の人がやっぱり受けてくださっておりますので、今後もまた時間が経ちますと、その助成があつていことを忘れてしまうことが多いと思いますので、機会あるごとに「助成を行っています。」ということを広報していただけると、また、こういうワクチンを接種する人が増えてくるかなという気がしますので、どうかよろしく願いいたします。</p> <p>非常にうれしく思います。ありがとうございます。</p>
委員長	8番 佐々木委員
8番	<p>関連して質問します。</p> <p>国と村との関係については、今、どのようなことになるんですか。</p>
委員長	森山係長
住民福祉課係長	<p>令和6年度につきましては、村の独自ということですね、対象者に対してご案内をして、接種したい人には接種していただくという補助を設けておりました。</p>

	<p>これはちょっと新年度になりますけど、令和7年度についてはですね、年齢でいきますと、4月にご案内したんですけど、65歳以上の方ですね、年齢を5歳に区切ってですね、対象となる方にはご案内を、受けていただいています。</p> <p>ただ、その間にある人でどうしても受けた方もいらっしゃいますので、それについては、先ほど6年度に申し上げました、この助成を使っていただくと。</p> <p>ただ、期間がございますので、基本的には定期接種を受けていただくということでやっております。以上です。</p>
委員長	8番 佐々木委員
8番	村と国のダブルでできるんですか。
委員長	森山係長
住民福祉課係長	<p>先ほどの説明が少なくて申し訳ございません。</p> <p>基本的に助成を受けるか、定期接種を受けるか。一生に1回の助成でございますので、基本的に事前に受けておれば定期接種の対象にならない、定期接種を受けていけば、この助成の対象にはならないということで、人生1回きりの助成となっております。以上です。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>成果説明書の45ページをお願いします。4款1項9目、2項目ありますけど、どちらも質問させていただきたいと思います。</p> <p>今年の3月に総務常任委員会のほうで政策提言を行いました。それから健康増進事業、住民健診に係る部分と健康マイレージ事業に関してです。</p> <p>実際のところ総務常任委員の皆さんに諮ってから質問できれば良かったんですけども、ちょっとその提言から半年経ちまして、実際のところこの2つの事業さまざまな提言をさせていただきました。</p> <p>感じるところとして、防災訓練等の時にですね、地区担当職員の方が「健診に行きましょう。」ということで、啓発活動をしていた部分も印象に残っております。</p> <p>現状のところ、要は、提言をもとに達成というか、それをこうすればというところの提言でありますので、強制はしてませんけれども、提言をもとに何か行ったものがあれば、お伝えいただきたいなということと、今後の長い長期スパンも含めた提言をしております。今後のこの決算をもとに、次年度の予算というか事業計画等も何か検討がありましたら、お尋ねしたいと思います。</p>
委員長	森山係長
住民福祉課係長	<p>昨年度、政策提言をいただきまして、健診を受ける人をですね、例えば、増やすとかいった場合には、議員が先ほど言われましたようにですね、色んなところで、人が集まる場所で健診を受けていただくことをお伝えする。</p> <p>または直接ですね、なかなか健診に来ていただかない方に、職員で手分けして直接電話をかけてですね、説明等を受けていただくことも進めています。</p> <p>また、これは今取り組んでいる途中なんですけども、健診のご案内とかをする時に、同じ内容のものを同じスパンでですね、やっているのと、なかなかだれてしまうというのもあるので、こういった業者とかやり方、紙ベースなのか電話なのかとかですね、例えばそういった形で、ちょっと何年かに一度手段を変えながらですね、新しい気持ちで健診の勧奨を受けていただけるようなやり方というのを検討してですね、今、それを進めているところでございます。</p> <p>やっぱり健診率を上げるためにですね、同じものをしないということですね、提言いただいた中で進めているところでございます。以上です。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	その下の健康マイレージ事業、もし何か取り組みと今後の方向性がありましたら、

	お尋ねいたします。
委員長	森山係長
住民福祉課係長	<p>マイレージ事業についてもですね、やはり参加者を新年度どう増やしていくかとかですね、これをもっと自分の健康にどうやって資するかというのを、伝えてほしいということでございましたので、今のところですね、ちょっと身近ではございますけど、去年とかはテレビを見ていただいて、歩くことの推奨、歩き方のご説明と、マイレージをやっていることをご紹介するためにですね、ちょっと細かいプレゼントですけども、中のキーワードを流して、それについて応募していただいた方に粗品をお渡しして、テレビを見ていただく、そして、あなたが貰ったなら私も見ようかなというふうにはですね、テレビで運動の仕方の連動とかをすることによってですね、マイレージに参加していただくことを進めたところでございます。</p> <p>また、つづみの里のですね、読み取りの機械が使えなかったのを有効活用しようというところですね、昨年度は実証実験にはなりますけども、とほっぴ号にマイレージの健診の読み取り機械を乗っけてましてですね、それで昨年度381回ほどですね、その方が健診の、歩きの歩数とかを計算していただきましたので、そういった形で、ちょっとまだまだ抜本的に改革はできておりませんが、少しずつですね、このマイレージに関しても参加していただく方を増やす。そして、参加した方が長く続けていただくような取り組みを進めているところでございます。以上です。</p>
委員長	8番 佐々木委員
8番	<p>先ほどの健康診断というか、何と言いますか、健康増進事業の中の色んな健診ですが、だいぶ待ち時間は減ってはきたんですが、血圧のところかな、一番つかえてしまうのは。そういうところがつかえるのは、一つのあれですが。</p> <p>マイナンバーとこれが、どんなふうなあれが、健診の絡みがあるんですか、ないんですか、今からは。</p> <p>痴呆症とか色んなもの等が、そういうもので書かなくても分かるとか、そういうふうなことには、今からはならない、という質問です。</p>
委員長	井上保健係長
住民福祉課保健係長	<p>健診とマイナンバーカード、マイナンバーとの繋がりというところにはなりますけれども。</p> <p>まず今、ご質問がありました、高齢者の方でご自分の状況とかが分からない方のデータが、今回の健診を受ける前の問診等で連動ができるかというところでの、お伺いだったと思うんですけども、今現状として、そのルートのデータ連携は行われていないところが現状です。</p> <p>また、国においても、その部分において、計画として上がっているものはございません。</p> <p>健診の結果については、マイナンバーと紐づいておりますので、そのマイナンバーカードのナンバーに、健診の結果がどうだったのか、というところの情報は紐づいております。</p> <p>そのデータを今後どう活用をされていくのかというのは、国がまたこれから示していくところにはなっておりますが、データ連携としては、今現在そういったことに向けて、システム改修等が行われているというところになります。以上です。</p>
委員長	2番 樋口委員
2番	<p>先ほど私が言いました医療体制、これからのことで、まだ新しい診療所等の案は出てないということです。</p> <p>審議委員さんたちで話し合うのは大変ではないかなというふうに思うところもありますね。いかに、やっぱり住民に支援される医療を目指すか、ということが大切</p>

	<p>ではないかなと思います。</p> <p>今たまたまですね、コミュニティのことで、先日4回ですね、ありまして、私も全部参加させてもらって、非常にそこでのワークショップが盛り上がりまして、そして、そのワークショップで、それぞれのグループの方がですね、代表して発表する。</p> <p>非常に皆さん色んな意見が出てですね、これはこれで非常に興味深いなと思いました。</p> <p>これからの医療について、それから、健康増進についてもですね、そういった手法を学んで、生かせないかなというふうに思ったところでございます。</p> <p>すぐにはですね、コミュニティのあれがってますから、だぶっては難しいと思いますけど、皆さんがこれからの村に住む中で、こういった医療を求めているのか、そして今、こういった医療機関にかかっているのか、そして、村の診療所をどんなふうに活用しているのか、活用していないのか。そういったのがですね、グループの中でですね、色んなのが浮かび上がって、これからの政策作りに、たぶん大いに役立つのではないかなというふうに思っていますので、そういったことをですね、やってみることも、一つのいい答えを出す、一つの導きになるのではないかなと思いますので、ぜひ、参考にしていただければと思います。</p>
委員長	住民福祉課長
住民福祉課長	<p>ご提案ありがとうございます。</p> <p>議員さんからのご提案を参考にしながらですね、課内で、こういったことを住民の皆さんに聞き取りをして、ニーズを把握するかということを検討して、審議会の中でもですね、そういった住民の皆さんのご意見を反映できるように取り組んでまいりたいと思います。</p>
委員長	3番 佐々木委員
3番	<p>41ページになります。在宅老人福祉のところに関わるんだろうと思いますが。</p> <p>今、一人暮らしの高齢者の方、近くの民生委員さんとかね、それから社会福祉協議会の職員さん、それから集落支援員さん、色んな方が訪問されて、手厚く支援していただいていると思っているんですけども、その分についてはですね、非常に感謝するんですが、集落支援員の本来の仕事とはちょっと違うような気もしているんですね。</p> <p>将来コミュニティになった時に、やっぱり各集落をどう支えていくとか、どう活発化させる、そういったところが集落支援員さんの本来の仕事かなというふうに、私は思ってたところがあったんですが。</p> <p>今後も今のような体制でいこうとするのか、それとも将来のコミュニティをいろいろ作っていく中で、役割が変わっていくのか、そこ辺り今どういうふうに考えてあるのか、村の考えを聞かせてください。</p>
委員長	村長
村長	<p>集落支援員さん、元々の発端がですね、災害復旧の中で、どうやって支援をしていくかという形の中から始まったものではございます。</p> <p>ただ、自分も置くという話のときに、元々の総務省が示された集落支援員のあり方のうちの一部だけを、要するに福祉という部分を切り取ったじゃないですけど、特化した支援員さんという制度でございましたので、自分がコミュニティの話をしていく中で、やっぱり地域を守るというか、そちらのほう、要するに高齢者だけではなく、やっぱり地域全体を守っていく。</p> <p>活用、活かすという部分については、やっぱり今後の協議の中で、色んなことの可能性が出たときには、コミュニティ協議会の中に、本来であれば協力隊さんを入れて、その方を中心に動きながら、その方が3年後その地域を舞台にして、それに</p>

	<p>は大きな団体での仕事づくりとか、もっと観光協会的なものとか特定地域づくり事業協同組合とか、色んなスキームを活かしながら、地域を活かすという部分については、ちょっと少し時間がかかるかなと思ってますが、やらなければいけない。</p> <p>集落支援員さんについては、やっぱり今やっていることはベースになるとは思いますが、もっと本来の仕事の部分もですね、取り組んでいただきたいという部分がございます。</p> <p>それは、今5名おられております。その方たちとのコンセンサスですね、そういった部分を取り込みながら、どこまでがどういう形でできるのか、その部分については、探っていきたいというふうに思っております。以上です。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>成果説明書の32ページをお願いいたします。</p> <p>3款1項1目社会福祉総務費の避難行動要支援者管理システムの管理費だったと思います。</p> <p>これに関しても導入されてから数年経過をいたします。運用として、どのような場面で、どのように使われているのか、いま一度お尋ねしたいと思います。</p>
委員長	井上保健係長
住民福祉課 保健係長	<p>避難行動要支援者管理システムにつきましては、どのような場面で活用しているかというところですね。</p> <p>毎年、年に1回ですね、この避難行動要支援者の台帳のほうに、載せるか載せないかという確認をさせていただいております。</p> <p>65歳以上の独居高齢者、もしくは高齢者のみ世帯の方々に、集落支援員を使いまして、全ての方にこういった台帳があるということのお知らせと、そこに登録をするかしないかというところの確認作業をさせていただいております。</p> <p>そこに同意をされた方につきましては、こちらのシステムのほうに登録させていただきまして、そこで登録されたものをベースに台帳のほうを作成しております。</p> <p>作成された台帳をまとめまして、まずは各課ですね、関係各課のほうに情報共有を行うとともに、区長さん等に、民生委員等と同じく、台帳をもとに情報共有させていただきまして、各地区にこういった方たちがいらっしゃるということで、災害時のときに、この対象者の方々に、どう支援をしていただくか、という話し合いをしていただくというふうな、活用をさせていただいているところになります。</p> <p>消防署のほうにも情報共有のほうをさせていただいております。以上です。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>今、実際に災害が起きて、それを使うことというのは、今見た限りでは、ないのかなとは思っておりますけれども。</p> <p>実際に、要は、災害が起きたらこうなりますよねという話をして、実際それを実働したことがないという状況にもなるのかなと思って、実際に、実態に即したような訓練というか、要は、どうやっていくのか、システム自体を活用して、どういうふう運用していくのかというところまでは、何か訓練としてされてますでしょうか。</p>
委員長	井上保健係長
住民福祉課 保健係長	<p>この避難行動要支援者台帳に特化した訓練というのは行ってはいないですけども、年に1回村での防災訓練の時に、区長さん方にそれをもとに、村内にどういった方がいらっしゃるかというところを把握したうえで、支援者の方たちを話し合いの中で決めていただくという、作業をさせていただいている地区もあられるようです。</p> <p>そういったところで、避難訓練の中で活用していただくというところまでしか、訓練としては行っていないのが現状です。</p>

委員長 6 番	<p>6番 高橋委員</p> <p>実際のところ、やっぱり災害になった時に、要支援者、要援護者という方々が、どういうふうに通じればいいのか。これが、今の村の避難訓練自体が、どうしても行事化していつてしまっているの、「はい、避難しましょう。」と言って、いつも決まった人たちが公民館に避難するという、ワンパターン化をいつてしまっているの、というよりは、実際しないといけないのは、やっぱり避難に、ちょっとその支援が必要な方であったりとか、実際に避難できる体制が、時と場合によって、ちゃんと確保されているのかの確認のほうが、実際に一番必要なのかなと思いますので、机上訓練でも全然いいんですけども、じゃあ、誰が動くかって、名前があがってきたけども、本当にその人たちが協力体制あるのっていう部分を、しっかりと年に1回でもですね、出水時期前あたりでも確認する体制が必要かなと思っております。</p> <p>プラスして、今聞く限りでは、要援護者というところが、結構なところ高齢者に特化しているような形もあるかと思ひます。障害者の方であったり、また乳幼児がいらっしゃる家庭であったり、色んなケースがあると思ひます。</p> <p>改めて要援護者の定義、今、村が要援護者と決めている定義について、改めてお尋ねいたします。</p>
委員長 住民福祉課 保健係長	<p>井上保健係長</p> <p>要援護者、こちらの避難行動要支援者台帳のほうの対象者としては、先ほど申し上げた60歳以上の独居高齢者及び高齢者世帯と、それに併せまして、身体障害者の手帳等を保持されている方々にも、この登録についてのご案内をさせていただきます。</p> <p>同居のご家族がいらっしゃっても要介護認定をお持ちの方につきましても、台帳のご案内をさせていただきます。希望された方については、ご案内をさせていただきます。</p> <p>それから、難病の指定を受けていらっしゃる方につきましては、県のほうで窓口にはなりませんので、県のほうで同意を得ていただいて、同意をいただいた方については、村のほうに情報提供がございますので、その情報提供がいただいた方については、登録をさせていただきますという現状がございます。</p> <p>ただ、ご指摘があった、子どもさんを抱えてある方の世帯の登録というのは、この現状としては、できていないところがございます。以上です。</p>
委員長 8 番	<p>8番 佐々木委員</p> <p>関連して質問します。</p> <p>24年災害の時に、地域で要支援者とか要救助者というものを作って、地域ではそのことをやってはいるんですね。</p> <p>ところが、実際的に言うと、病気の人とか、色んなところでクーラーが駄目とか、そのようなやっぱり条件があったんですね。</p> <p>だから、これは区長会と、色んなこと話をしながら、やっぱり要支援者、支援するという人たちをきちんと把握しとかなないと、災害の時は間に合わないんじゃないかなと。</p> <p>だから、私たちは、自分たちのところで言うと、誰を避難させなくてはいけないかという名前のリスト、一応ありますので、そういう時はもう早めに自分の車で宝珠の郷とか、そういうところに連れて行くようにはなっているんですが、病気の方は、もうちょっとこれ例外ですかね。</p> <p>だから、そういうところはきちんとされているのかなというふうに、私も今、聞きながら思ったんですが。区長会との話の中では、別にそういうのはないんですか。</p>

委員長	村長
村長	<p>どこまでお答えすればいいのかなと思いますが。</p> <p>24年災害、先ほど佐々木議員言われたとおり、その後25年の区長会の時に、例えば大行司地区であれば、住宅地図をもとに支援者マップを作る。東福井については、支援計画を確か作って、それをモデルとして、みんなで共有をしてやりましょう。それから、避難訓練が始まったというふうに理解はしております。</p> <p>その中で、前は要支援者台帳を作りますということで、これについては社協のデータだったかな、をもとに、それぞれの区長さんをお願いをして、行ってたという経緯はございます。</p> <p>このシステムが出来上がって、このシステムというのは、活用というよりは、台帳をしっかり管理するためのシステムであるというふうに理解はしているんですけど、その台帳には、やっぱり台帳に載せていいか、悪いかの本人の意思を確認をして、載ってる分で、それを各毎年度当初の区長会でお示しをして、地域でも要支援者の個別計画と申しますか、計画を作って、共有をするという作業、これは毎年行っております。</p> <p>その中でも、やっぱり「この人載ってないよ」って言うけど、その方にやっぱり台帳に載せる意思が確認できなかったとか、そういった分についても、台帳に載せて計画の支援ができるような形を、進めていくべきものではあるんですけど、ちょっと本人の意思というのもございますので、これについては、今ある部分ですね、それぞれ各区長さん、各地区の中で支援の活動は行っているというのが現状ではございます。以上です。</p>
委員長	4番 高倉委員
4番	成果説明書の42ページ、4款1項1目の負担金の問題ですが、藤風協会に3千円、これはハンセン病だから分かるんですが、その後の4つの項目の負担金は、どこに納めてらっしゃるのか、教えていただけますか。お願いします。
委員長	森山係長
住民福祉課係長	こちらの負担金につきましては、毎年ある一定の年度の人数のもとにですね、広域圏のほうにお支払いをしているものでございます。
委員長	4番 高倉委員
4番	4件とも広域圏に納めているということですね。
委員長	森山係長
住民福祉課係長	そのとおりでございます。
委員長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>引き続き、認定第3号「令和6年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について」</p> <p>質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
委員長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>認定第4号「令和6年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について」</p> <p>質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
委員長	ないようですから、教育課に移ります。
休憩	

委員長	13時まで休憩します。 <p style="text-align: right;">(11時52分)</p>
再開	
委員長	休憩前に引き続き、教育課の質疑を行いたいと思います。 <p style="text-align: right;">(13時00分)</p>
委員長	認定第1号「令和6年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について」 質疑を行います。 所管のページは、お手元に配布しております費目ページ一覧表のとおりです。 教育課の質疑はありませんか。 3番 佐々木委員
3番	説明書の58ページになるかと思えます。 スクールバスの管理のところですが、これまで小石原の原地区ですかね、あそこでスクールバスを転換をさせていたところですが、あそこは土地借地料が、年間いくらか、確か払ってたんじゃないかと思いますが、説明書に載ってなかったの、ちょっと毎年いくら払っているのかお聞きします。
委員長	教育課長
教育課長	年度のスクールバスの方向転換借地料として6,324円、支払っております。
委員長	3番 佐々木委員
3番	ここの地点は小学生がいなくなったので、そろそろあそこは通らなくていいんじゃないかと思うんですが、現在どのようになってますでしょうか。たぶん中学生になっているので、あっちの奥のほうには行かなくていいんじゃないかというふうに捉えていたんですが、そこ辺りはどのようになっていますか。
委員長	教育課長
教育課長	以前、そこが元々小学生が降りるための場所まで行って、そこで方向変換というふうなことで理解しておりますが、以前は小学生と限定をしておりましたが、令和6年のスクールバス検討委員会におきまして見直しをしまして、中学生もそこで乗降するようになりましたので、対象の方がいる間は、あそこは利用することになります。
委員長	3番 佐々木委員
3番	スクールバスについては、現在バス停がありますね。あれとは違うところで降りしている実態もあるようですが、そこは子どもたちの安全のためにね、考えてされてるんだろうと思うんですけども。以前は、小学生と中学生では、若干違うところがあったんじゃないかと思えます。 昨年見直したということですが、再度実態とよく見合わせながら、停留所をですね、確認をしていただきたいと思えますし、現在使っていないところのバス停の立て札というか、あれが使っていないところで立っているところもあるようですので、再度確認をしていただければと思います。
委員長	教育課長
教育課長	スクールバスの乗降場所につきましては、基本的にきちんと村で定めた場所ですか、乗降は原則しないとしておりますので、何か不測の事態とかがあったりした時は、もしかしたらそういうことも全くないとは言えないんですけど、原則は定めている乗降場所です。しか乗り降りしていないところでは、 使っていない、子どもが一時的にその場所から乗り降りしないような状況になった場合には、使わないように撤去して、黒い袋を被せて、ここはスクールバスの停車場じゃないですよというような形には見直したところではあるんですが、もう一度確認をしまして、そういった場所がないかどうか確認をしたいと思えます。

委員長	10番 伊藤委員
10番	<p>成果説明書の62ページ、10款5項3目の体育施設管理費の中で、乗車数の延べ人数がここに載せていただいております。</p> <p>それで宝珠山グラウンドの関係で、28団体、1,778人ということの記載がされております。</p> <p>夜間使用というものが、今は無くなっておるのかなと思っておりますけれども、この28団体、これ、たぶん人数とあまり合わんとじゃないかなと気はするんですけども、具体的にですね、これについての説明をまずお願いしたいと思いますが。</p>
委員長	金光係長
教育課係長	<p>4月から3月といたしまして、28団体、1,778名でございましてですね、そうですね、冬場はですね、グラウンド用の電気を落としております。主にですね、人数が多いところを申しますと、2月にですね、東峰杯ですかね、野球の、その関係がありまして、ちょっと人数の伸びがありまして、910名ということで、2月の段階でなっております、人数がですね、28団体、1,778名ということとなっております。</p> <p>あと年間通してですね、使用人数は月によって違いますけど、大体100名前後ということで推移しております。以上です。</p>
委員長	10番 伊藤委員
10番	<p>申し訳ないんですが、私が聞いているのは、そういうことは聞いてないんですよね。だから28団体、利用状況はどうなのかと、どういう方たちが利用してあるのかということ、まず、利用の中でものを教えてくださいということで、概ね人数とかいう話じゃなくして、東峰杯は1個あるのは分かります。他は、どなたたちが利用してますかということ、まず言ってるんですけど。</p>
委員長	金光係長
教育課係長	<p>団体としましてはですね、少年野球、ソフトボール、青年団等が利用しております。団体数は延べの団体数になっております。以上です。</p>
委員長	10番 伊藤委員
10番	<p>だからそのですね、具体的なものを教えてくださいと、私は言ってるんですよ。だから、結局村外からの利用もですね、たぶんあるかと思います。利用料が1千円と、村内の場合については200円とありますよね。照明料も掛かってきておりますよね。全体的なものとして、収入と団体の数から見ると、なかなか合いにくいところがあるんですよ。</p> <p>それとあと、地域によっては、あそこをグラウンドゴルフだ何だで、色んなことで利用されてあると思うんですよ。そういうところの具体的なものを教えてくださいと、私は申し上げておるんです、最初から。よろしくどうぞ。</p>
委員長	金光係長
教育課係長	<p>ちょっと今は資料がありませんので、まとめたものを提示したいと思います。</p>
委員長	10番 伊藤委員
10番	<p>明日ですね、しっかりしたものを出してください。</p> <p>この前から、色んなものは準備していただきたいというようなことは申し上げておると思います。委員長から。</p> <p>それぐらいのものが無いという話はですね、なかなか準備不足ということをおっしゃるを得んかと思っておりますけども、よろしく申し上げます。</p>
委員長	<p>詳細については、明日提出してください。</p> <p>2番 樋口委員</p>
2番	<p>成果説明書の62ページをお願いします。</p>

	<p>一番下の10款6項3目文化振興費90万3,910円です。</p> <p>その中の文化講演会事業費、バス借上料、チケット代、28万9,910円。これは、たぶん北九州でのコンサートに行かれた時の経費ではないかなと思いますけど、もう少し分かる範囲で明細を教えてくださいと思います。</p>
委員長	金光係長
教育課係長	<p>文化講演会といたしましてですね、まず経費としましてバス代ですね。バス代で小島観光さんに10万310円とですね、文化講演会のチケット代として18万8,100円の支出をさせていただいております。以上です。</p>
委員長	2番 樋口委員
2番	参加者1人当たりの参加費も教えてくださいと思います。
委員長	金光係長
教育課係長	1人当たり3千円となっております。以上です。
委員長	2番 樋口委員
2番	<p>そういった市街にですね、出ていく文化事業も、それはそれで結構だと思います。東峰村にはですね、いずみ館というですね、立派な村にふさわしい小さな施設ですけど、音響効果のあるですね、施設があって、なかなかその利用がですね、管理している主体ではないかと思えますけども、やはり教育委員会としてですね、大いにあそこを利用して、色々な文化事業をしていただいたらいいのではないかなと思っています。</p> <p>文化協会とかですね、昔は私たちの舟の会とかも使っていたんですけどですね。そういったのをするのは、やはりスタッフが要りますから大変だと思いますけども。近隣は文化施設で、ボランティアを募集して、そしてボランティアさんによる自主活動とかですね。それは、杷木のらくゆう館でもやっているでしょうし、甘木のほうでもやっていますね。</p> <p>そういったのを参考に、やはりあのいずみ館という立派な施設を有効に活用するような事業を、教育委員会が主体となって、そういうボランティア団体を育成して、自主活動ができるようなことができないかを、将来ですね。お尋ねしたいと思います。</p>
委員長	教育課長
教育課長	<p>議員さんおっしゃいますとおり、最近では村外のほうにですね、出かけることが続きましたので、教育課としても、村内でもそういったコンサートであったり、演劇だったりとか、そういったことも取り組みとしては必要だという意見は、予算の時に出ています。</p> <p>併せてスタッフですとか、色々な専門知識のある方等の助言とかをいただく必要ももちろん出てきますので、そういったことを総合して検討してまいりたいと考えます。</p>
委員長	2番 樋口委員
2番	<p>この件について、最後です。</p> <p>もう一つはですね、実は日田市にパトリア日田という立派な文化施設がありますね。それから、甘木にはピーポートがありますし、杷木にはらくゆう館があります。それから、ちょっと遠いんですけど、筑前町にめくば一輪がありますね。</p> <p>そこでやはり情報収集するとですね、なかなか立派な演劇であったり、文化活動であったり、コンサートをやってます。</p> <p>そういったところのチケットをですね、例えば北九州市にわざわざ行かなくても、若干2、3割でも村が補助することによって、バスは雇わずに自分たちで行ってください。その3割か2割ぐらいは村が補助しますよ、それも立派な住民に、文化</p>

	<p>に接するですね、良い機会になるのではないかなと思います。</p> <p>私は相当前から、実はパトリア日田の会員になってましてですね、会員として優先的にチケットを購入できるとかですね、あるいはその情報が早く入るとかですね、そういったのもありますので、ぜひ、そういった近隣の文化施設と情報交換するような連携事業をですね、やって、そして、そこである立派な文化事業にですね、村からもたくさんの方が行けるような仕組みづくりをですね、していただければというふうに思うので、ぜひやっていただきたいと思いますけど。</p> <p>すぐにはですね、回答ができないと思いますから、今の考えで結構ですので、お願いしたいと思います。</p>
委員長	教育課長
教育課長	<p>先ほどの村内に来ていただくということと併せまして、そういった近隣の中でも、いい演目だったりとかがたくさんあるというのも、私たちも情報収集しながら把握はしておりますので、そういった色んな、皆さんたちがいっぺんに1カ所に行ってしまうということだけではなく、そういったことも今後検討してまいりたいと思います。以上です。</p>
委員長	3番 佐々木委員
3番	<p>私も以前、同じような質問をした時に、一蹴されたもんですから残念だったんですけど。</p> <p>やっぱり入場料等々で高額なものになるとね、なかなか行きたくても行けないという方もおられますので、ぜひ、補助のほうも一緒に考えていただきたいと思います。</p> <p>私の質問は62ページです。文化事業費のところなんですけど、阿蘇4基本計画策定料ということで、240万ほどあってですね、7年度は7年度で、また予算計上して、今取り組んでいると思いますけれども。</p> <p>6年度時点での成果と言いますか、どこまでできているのか教えてください。</p>
委員長	教育課長
教育課長	<p>阿蘇4の取り組みにつきましては、発見当初からずっと調査等を踏まえて、実施をしてきたわけなんですけど、5年度、6年度にかけまして、令和4年度に阿蘇4の保存活用計画というものを策定いたしました。</p> <p>併せまして、それを踏まえて、阿蘇4の具体的な展示とか、周りに周知していく方法ですとか、そういったことの計画につきまして、整備基本計画というものを5年度、6年度で策定しております。</p> <p>その中で今後のあり方等を、専門家の方にご意見をいただいて、7年度以降の具体的な取り組みに繋げていっているところでございます。</p>
委員長	3番 佐々木委員
3番	<p>内容的には深いものがあるんですけども、展示するものとしては、そんなに多くはないんですね。そんなにお金と時間をかける必要があったのかどうかというのは、ちょっと疑問ですけども、いつ終わりますか、展示まで。</p>
委員長	教育課長
教育課長	<p>まだ具体的に、ここまでで終了しますという明確なものではないんですけども、この10年間の間に、できればこの5年間ぐらいの間に、現地のほうに案内板ですとか、あと境界標の設置とか、あとは現地から発掘されている標本ですね、埋没樹木の標本が、今、九州歴史資料館、博物館のほうにありますので、それを東峰村のほうに持ち帰りまして、具体的に来られた方がご覧になることができるような展示等を行っていきたくて考えております。</p> <p>併せて、駅周辺とかにですね、宝珠山駅ですとかBRTの駅ですとか、そのサ</p>

	<p>インとかですね、阿蘇4がここにありますよということを、きちんと分かるような形で、現地に実際人が来ていただけるような仕組みづくりを、そういった展示を5年間かけてやっていくのと併せて、10年間以内の間に、そういった整備が整えばと思っているところです。</p>
委員長	3番 佐々木委員
3番	10年間というのは、見つかった時から10年、今から10年。
委員長	教育課長
教育課長	<p>計画書の中で、一応10年間という中での、少しずつ無理のない範囲で計画を進めていくというところで、計画をしていくところなんですけど、ある程度ここまでは絶対やるというのが、この5年間の間にやるというところで計画書に載せているところでございます。</p> <p>そこにまだ不十分なものが出てくれば、その後数年間かけて整備していくことになるかと思われれます。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>成果説明書の62ページをお願いいたします。</p> <p>10款5項3目体育施設管理費、先ほどの伊藤委員の質問とも重複する部分でもございますが、徴求資料の中で村民センター条例、あるいは東峰村体育施設条例を付けていただいております。</p> <p>こういった体育施設を営利目的あるいは宣伝目的で利用するといった使用が、どれぐらいあるかというのをお尋ねしたいと思います。</p> <p>これについては、一応営利、宣伝等の目的として使用する場合は、村長の許可を必要とするということが、一応明文化されておりますけれども、現時点でそういった利用があるのか、もしくはそういった利用があるなら、こういった利用があるのか。</p> <p>先週の金曜日通りかかったら、ちょうど小石原体育館でドローンの講習をされたので、そういった利用があっているのかどうか。あるいはそれが営利として、しっかりと届けというか、許可を得てしているものなのかどうなのかも含めましてお願いいたします。</p>
委員長	金光係長
教育課係長	<p>ドローンの団体が借りておりまして、この分に関してはですね、営利目的ではなくて、全体を通してですね、営利目的で借りているところは、今のところはありません。以上です。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>ドローン講習、ごめんなさい。ドローン講習を名指しで、悪いという意味でこれを上げたんじゃないということだけは理解をしていただきたいんですけども。</p> <p>そういった外部的にも、おそらく講習となるとお金を頂いて事業を展開していくものであるので、おそらく鋭利になるんじゃないかなと思うんです。</p> <p>お客さんというか、要は、受講者からお金を取って授業をしているということであるならですね。</p> <p>そういったふうに、要は、どういう目的で何をするか、ということをしっかり把握して、要は、利用者に対して貸してありますかということを問いたいんですね。</p> <p>それをしてたら別に問題はないんですけども、そういうふうに使って、はたから見て、ちょっと営利的な活動じゃないですかと。営利的活動をするなど言っているわけじゃなくて、それをちゃんと把握してお貸ししてありますかという話で。</p> <p>そういったことがあった時に、ちゃんと「どういう目的ですか。」、それでお金を徴収したりとか、営業活動というか、そういったことをしてますかという確認をし</p>

	<p>っかりされているのでしょうか。</p>
委員 長	<p>教育課長</p>
教育課長	<p>受け付ける際には、きちんと事業の目的とか内容については確認をして、精査をしているところではございます。</p> <p>きちんと、本当に営利目的なのかどうなのかというところの内容はつかんでいるところではございます。</p>
委員 長	<p>8番 佐々木委員</p>
8番	<p>先ほどの高橋委員の質問と関連です。私もその状態を見ておりましたので。</p> <p>だから、どこが何の目的で借って、誰に使用を、利用状況はどうだったというのを、きちんと答えてもらえればはっきりするわけですね。</p> <p>だけど、それが、どこが借りて、誰が対象で、どうしてどうだった、というのを言わないから分からないんですね、実際。</p> <p>だから、それをきちんとすれば問題ないんですが、それが答えられないという形になってしまうと、きちんとした把握をしないで貸し出しているのかと。</p> <p>部外者が借りに来る時は、ある程度は何のための目的かは分かるはずなんです。いかがですか。</p>
委員 長	<p>教育課長</p>
教育課長	<p>教育課として概要は把握しているところでありますが、明日村民グラウンド等の数とかを報告する際に、そういったきちんとした把握している内容を一緒に提出して、また報告したいと思います。</p>
委員 長	<p>6番 高橋委員</p>
6番	<p>これに関しては、ふるさと推進課のほうの観光プロモーション事業のほうとも関わるんですけども。そういった部分で、要は、小石原グラウンドでイベントを開催したりというところの事業も、おそらく村内の方が代表者にはなっていたと思うので、まだ詳細の資料が出てきてないので分からないんですけども。</p> <p>そういったイベントをした時に、それが営利なのかどうなのかという判断に関しても、いま一度令和6年度分を全て振り返っていただいて、営利なものがあったのか、なかったのか、それに類推するもの、一覧等が出るのであればしっかり出していただいて、分かるような形で、これは非営利目的でやりましたというもの分かるような情報ですね、出していただきたいなと思います。</p> <p>もう1点、それに類推してちょっと、数字がよく分からなくて、村民センターの314団体というのもですね。1年365日しかなくて、314団体が延べで使うというところが、どういった使い方になっているのか。1日に何団体も使ったのかという部分も併せて、もし、これに関しては今、ご回答ができるならお願いしたいなと思います。</p>
委員 長	<p>金光係長</p>
教育課係長	<p>一月平均して30前後ということで、ちょっと複数で借りてるところもありまして、11月が例えば34団体になっておりまして、月平均で約30団体が借りております。延べの数字にはなるんですけど。</p> <p>繰り返しますけど、11月が34団体とかありまして、合計で314団体になっております。</p>
委員 長	<p>6番 高橋委員</p>
6番	<p>これに関しても、1カ月が30日以上団体数になっているので、こういった月間の使用状況になっているのか、これも一覧があれば明日ご提出いただきたいなと思います。</p>
委員 長	<p>金光係長</p>

教育課係長	宝珠山村民センターに関してですね、時間帯が昼間だったり夜だったり、あとコートがですね、2コートありまして、奥側がAコート、手前がBコートといたしまして、2コートありますので、そういった関係で数がこのようになっております。
委員長	6番 高橋委員
6番	もうせっかくなんで、明日出してくる資料にそれも併せて、しっかりと1日にこういう使い方をして、こういう累計団体、延べ団体になっているということを、しっかりと表していただきたいなと思います。
委員長	資料を明日提出してください。 他にありませんか。 6番 高橋委員
6番	成果説明書をお願いいたします。 60ページの10款4項1目社会教育委員、並びに61ページ、10款5項1目保健体育総務費、スポーツ推進員についてお尋ねしたいと思います。 どちらもこの令和6年度をもって、2名ずつ委員さんを辞められたかと思います。その後、1名ずつしか新たに入られてなかったのかなと思うんですけども。空席、欠員状態になっているのではないかなと思いますが、現状の部分をまずお尋ねいたします。
委員長	教育課長
教育課長	社会教育委員さんにつきましては、おっしゃるとおり2名お辞めになったんですけども、その後ですね、ちょっと時間をおいてではあるんですが、お二人、定員というか、今までの28名ですね、ご就任いただいたところでございます。 スポーツ推進委員さんのほうがですね、1名は入っていただくことができたんですけど、2名お辞めになって、1名入っていただくことができたんですが、もう1名が今欠員の状況で、今探しているところでございます。
委員長	6番 高橋委員
6番	これに関しては、ごめんなさい、条例なのか要綱なのか、条例だったとは思いますが、その定員というか、人数の設定があるかだと思います。 要は、しっかりとしたタイミングで、本人の継続の意思等を確認をしているのか。なかなか年度末に辞めるということになると、年度当初で人が集まらないというのは容易に想像がつく話だと思うんですけども。 今回2名辞められて、1人は決まったけど、決まらないという状況、社会教育委員は決まられたとはいうものの、しっかりと決められたこと、定められたことをやっていかないと、いなくてもなんとかかなるんじゃないか、というふうになってしまっただけは本末転倒だと思うんです。 現状のところ、どういうふうを選任の方法をしているのか、要は、年度末に確認であったりとか、そういったことをしっかり手続きとしてしながら次年度への、時間がない中でやっているのか、そこの部分の確認をまずさせていただきたいと思います。
委員長	教育課長
教育課長	6年度の状況を申し上げますと、お辞めになった委員さんにつきましては、6年度の後半、12月前ぐらいから、もう辞めたい意志ということは表明をされていまして、なんとか継続をお願いしたいということで、そこで当時の館長とか私も含めてお願いを、ある程度してはおりました。 ただ、年明けてもういよいよ意志が固いということで、そこからまた新たに新しい方を選任するような状況になりました。 なるだけ早いうちにかというか、年度のうちの例えば前半の10月とか、ぐらいの

	<p>時点で、なるべく早いうちには次年度以降の意思確認というのをする必要のあるな ということは、ちょっと今回改めて思ったところなんですけど。</p> <p>計画的にそういった選任をしまして、今後も欠員が出ない状況にもっていけるよ うには、進めてまいりたいと考えているところでございます。</p> <p>現在、事実、それでもまだスポーツ推進委員さんのほうは1名入ることができて、 お願いすることができていない状況ですので、引き続きそちらにつきましては、選 任ができるように進めていきたいと考えているところです。</p>
委員 長	6 番 高橋委員
6 番	<p>やっぱり委員さんが決まらないうちに、初年度の委員会を開いてしまうと、やっ ぱりそれが常態化してしまうと思うんですよ。やっぱり年度が替わって欠員とい いか、見つけなければならぬ状況であれば、4月中であったり、本当に早い段階で 見つける努力をされてるのかな。もちろんしているから、してて見つからないとい うことをおっしゃるとは思うんですけども。</p> <p>それをズルズル、ズルズル、この時期まで延ばして見つからないというのは、ち ょっと本当に探すことをされてるのかなって、ちょっと疑問には思っています。</p> <p>本当に見つからない、要は、人口が減少して、それを担う方々が減ってきている って現状は、もちろん分かりはします。でも、本当にそれを受けてもらえないのか というのは、やっぱり事務局であったり、委員さんのお力も借りなければいけ ない部分はあるかと思うんですけども、積極的に、やっぱやっていかなければならぬ 姿勢を見せなければ、埋まらないと思うんですよ。</p> <p>社会教育委員指導員さんに関しても、やっぱり年度当初から欠員状態で始まった と思うんですよ、令和7年度に関しては。</p> <p>そういうふうに、要は、欠員が発生して、事業に穴が空く、穴が直接、要は、スポ ーツ推進委員さんとか社会教育委員さんが空くわけではないんですけども、そう いったことがないようにしっかりと、年度当初で固めてしまう体制づくりをお願い したいなと思います。いかがでしょうか。</p>
委員 長	教育課長
教育課長	おっしゃるように努力はやって、色んな工夫も、人の見つけ方とか工夫ももちろ ん足りないのかなというのは思うんですけども、引き続きそこは努力してまい りたいと思います。
委員 長	ないようですから、ふるさと推進課に移ります。
休 憩	
委員 長	13時50分まで休憩します。 (13時40分)
再 開	
委員 長	休憩前に引き続き、ふるさと推進課の質疑を行いたいと思います。 (13時50分)
委員 長	所管のページは、お手元に配布しております費目ページ一覧表のとおりです。 ふるさと推進課の質疑はありませんか。 2番 樋口委員
2 番	<p>まず、ふるさと納税についてお尋ねです。</p> <p>これは、同僚議員が午前中の総務企画課の所管の中でもお尋ねしたので、ダブル かもしれませんが。</p> <p>納税額がですね、3年度、4年度、5年度は3億を超えてましたけども、6年度 は1億7,800万に減少しています。</p> <p>その理由について村長が説明しましたが、ちょっと私もまだきちんと理解できな</p>

	<p>かった部分がありますから、再度詳しく言っていただきたいということと、これをまた元に挽回するようなですね、方法論があれば、またそれもお尋ねしたいと思います。以上です。</p>
委員長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>こちらですね、昨年度よりですね、前年度に比べて半分近く減少ということになっておりますけれども、これの大きな要因といたしましては、昨年度の総務省の制度の改正によりまして、経費の取り扱いに係るルールというのが、かなり厳格になっておりました。</p> <p>今までですね、算入せずによかったものにつきまして、算入しなければならないというところで、経費の全体の2分の1というルールに、それを全ていける、ワinstopの経費とかもですね、これに入れなさいとかいうことにもなってきました。</p> <p>それで、基本的に、うちでかなり経費の大部分を占めていますのが送料ですね、こういったものがありまして、福岡県の共通返礼品等がかなりのウェイトを占めておりますので、それにかかる手数料、売れ筋があまおうとかですね、水炊きということで、冷凍食品等が主なものになってきますので、やっぱり冷凍商品というのは送料のほうが、かなり通常の郵送よりも高くなる。こういったことがございまして、これに合わせて、寄附額のほうを上げて、返礼率を結果的に下がるというような取り扱いをして、なんとか50%以内にするというような方策を取らせていただきました。</p> <p>この結果ですね、他の団体と比べまして、若干秋冬にかけて返礼品が下がるみたいな感じ、というようなところになりまして、よそとちょっと競争力というところで、若干不利になったというところで、幾分か、昨年度のような最終的に結果になったというふうに理解をしているところでございます。</p> <p>今後ですね、こちらの挽回というのがですね、ちょっと今、なかなか一発で元のところまで戻るとというのが、今のところはなかなか難しいというのが現状でございますけれども、地域の商品とかを掘り起こすとかですね、あと、とほっぴへのふるさと納税の制度のほうも始めましたので、現地でとほっぴペイでチャージをしていただいて、陶器等が主になりますけれども、こちらのほうを購入していただくというようなところ、この辺の拡大等やですね、あと、今一つ考えているのは、今結構高騰していますお米とかですね、その辺のところをどうにかうまく運ぶことができないとか、そういったところの今検討を進めさせていただいているところで、色んなところにアンテナ張りながらですね、今後とも進めていかさせていただければというふうには思っているところです。以上です。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>関連質問です。</p> <p>その今、スターシードさんが委託事業者として入られているかと思うんですけれども、委託手数料と言いますか、そのの部分についてお尋ねしたいと思います。</p> <p>基本的にそのの部分もですね、50%制限のところ、ある一定数占めるパーセンテージということなんですけれども。</p> <p>今度、この9月末までをもって、色んなヤフーであったり楽天であったり、そういったポイント制度がなくなるということで、あつてはいます。そういった制度変更のタイミングと同時に委託契約、さとふるさんとは別契約でしたかね、そういったところもあるかと思いますが、そういった契約変更というのは、制度の変更のたびに行われているのか、お尋ねします。</p>
委員長	ふるさと推進課長

<p>ふるさと推進課長</p>	<p>委託料の関係につきましてはですね、基本的には制度が変わったからというところで、見直しが行われるというところでは、一時的にそれがあったから行われるというところではございませんけれども。毎年度ですね、年度の変わり目とか、そういったところで確認等はしながらですね、継続とか契約等はさせていただいているところではございます。</p> <p>ただ、なかなかそこら辺のですね、委託料のやり取りというのは、ちょっとセンシティブでございますけれども、こちらも確認しながらですね、行わせていただいているというところではございます。</p> <p>ポイントの関係につきましてはですね、やはり10月から制度のほうで、ポイントが付けられなくなるというようなところはございますので、その辺のところは今、やはり少し駆け込みの波が若干来ているのかなというのは、感覚ではございますけど、そういったところもあるところではございます。以上です。</p>
<p>委員長</p>	<p>6番 高橋委員</p>
<p>6番</p>	<p>総務省もポイントが行き過ぎていっているために、何のためのふるさと納税かという部分の是正だと思います。その部分が販売サイトと言いますか、そこがパーセンテージを上げている結果にも繋がっているんじゃないかということで、ここが多少なりとも是正されてこない、これやっている意味全くないですよということと、要はなくなるということで、この手数料変わらないということであれば、これに類推する、要は、そこに出品しているメリットがないと、ちょっとその委託料では納得がいかないかなと。</p> <p>要は、手数料としてこちらから、要は、村の支出として行く分としては、ちょっとつり合いが取れないような気がするんですよね。</p> <p>そのポイントの部分を加味して、そういったサイトに手数料として行く部分が、仲介業者を経て行っている部分と直接行って要る部分って、もちろんあると思うんですけれども。</p> <p>そういったところに関して、しっかりと調整というか、先ほどセンシティブとは言われはしましたけど、やっていかないと、結局50%ルールはへき地ほど不利というのはですね、先ほど課長も言われたとおりではあると思うんで、いま一度事業者との調整という余地はあるのかどうか、お尋ねいたします。</p>
<p>委員長</p>	<p>ふるさと推進課長</p>
<p>ふるさと推進課長</p>	<p>そこら辺のポイントの関係でございますけれども、基本的に委託料でもってポイントをつけているというようなところを、事業者のほうは言っておりません。あくまで利益の中からそういったポイントのほう、自分のところの利益のほうから還元しているというようなニュアンスで言われている。</p> <p>ですので、その部分についてのみ委託手数料が変わるというようなことではない、というふうに理解をしております。</p> <p>ですので、委託料の変更とかいうのは、あくまで交渉の結果とか、そういったところでしかなかなかというふうには思っているところです。以上です。</p>
<p>委員長</p>	<p>6番 高橋委員</p>
<p>6番</p>	<p>もう1点ですね、今年度に関しては、全くピークになる時期がおそらく違うという話で、事業者のほうもかなり積極的に出品者に電話なりアポイントを取って、出品をお願いにかかっている部分は、すごい評価はできるのかなと思っております。</p> <p>その辺の課としての体制、今までは年末に対してのアプローチだったと思うんですけれども、要は、9月末についての動きはできてますでしょうか。</p>
<p>委員長</p>	<p>ふるさと推進課長</p>
<p>ふるさと推進</p>	<p>9月末というわけでは、その辺のところも加味はあるのかもしれませんが、基本</p>

課長	<p>的には全体的にですね、出品数とかを増やしていかなければならないというところで、あくまで需要が大きいところを目指してというのも、若干あるかもしれませんが、大元は全体的に出品数、魅力的な商品を増やしたいというところがございますので、その点で営業活動を行わせていただいているというふうに認識しているところでございます。</p> <p>そのタイミングに合わせて、特段拡大して強調月間みたいな感じで、しているわけではないというところです。以上です。</p>
委員長 6番	<p>6番 高橋委員</p> <p>納税推進委員会なるものがあるかと思えます。そこでもしっかりと議題に上げていただきたいのが。</p> <p>要は、ふるさと納税ってピーク期がすごく定まった商戦というか、もう商売になってしまって、今までは年末の12月に入ってからじわじわ上がって、最後のラスト2週間ぐらいで、とてつもないピークを迎えるという商売になってます。</p> <p>されてみると分かると思うんですけども、今回はポイントがなくなるということで、どこのサイトも9月末を狙いを定めて、そこに全集中をかけて叩き込んできているので、やっぱりスターシードさんもよくそこを把握されてて、お米だったとしたら、要は、予約販売でいけませんかということも言われております。もうほぼほぼ時間が限られているので、できることって限られてはいるんですけども。</p> <p>そういったふうに、ピーク期をしっかりと考えた事業を構築していかないと、結局のところ、売れない時期に売っても売れない、売れる時期に売れる物がないと売れないという、そこをしっかりと把握をしていただきたいのと、その推進委員会のほうでしっかりとそういう議論ですね、ピーク期に関する議論をすべきではないかなと思えますが。</p> <p>いま一度その推進委員会の進め方について、お尋ねします。</p>
委員長	<p>ふるさと推進課長</p>
ふるさと推進 課長	<p>推進委員会の中でもですね、今後の方策というところで協議等はさせていただいております。その中でですね、いくつか案等も出してですね、どうだろうかというような協議はさせていただいているところです。</p> <p>商品をやるにしても、今、承認から実際に掲載までかなり時間等も要しますので、今すぐして、すぐ載せられるというわけではございません。</p> <p>ですので、しっかりした準備とか準備期間を取ってですね、やはり議員言われるように、例年であれば12月とかですね、制度改正等もなければ、そこが毎年のピークにはなってきますので、そういったところも確かに勘案しながらですね、商品の発掘とかですね、そういったところについても進めていかせていただければというふうには思っているところです。以上です。</p>
委員長 3番	<p>3番 佐々木委員</p> <p>説明書の25ページ、企画振興対策費の中です。</p> <p>宝珠山駅周辺の中の什器製作設置業務、これ5,900万ほどかかっておりますけれども。たぶん厨房をはじめとした、中のカフェ等々の中身のものだろうというふうに思っておりますが。</p> <p>常任委員会の中でも私言ったと思えます。経営者がというか、指定管理者が決まらないと、なかなか難しいんじゃないかと。</p> <p>だから、先にそういったものをある程度見通しを立てて、共に中身を作っていたらどうかという意見も出したところでしたけれども、なかなか指定管理者が決まらないで、今のような厨房とかカフェのああいふ設置になったと思えますけども。</p> <p>説明会の折には、コンサルタントは、厨房を汚したくないから、料理物はあまり</p>

	<p>出さないようなことを言ってあったんだけど、実際見ると羽釜も用意してありました。</p> <p>どういう意図というか、どういう方向性を持って、あの厨房を中心に作られたのか、お聞かせください。</p>
委員長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>こちらの厨房等につきましてはですね、基本的に最初からカフェぐらいですね、軽食とかその辺のところを出すというようなイメージのほうで進めさせていただきました。</p> <p>羽釜等に関してはですね、あそこで炊き立てのご飯とかが炊けて、お客様が直接見えて、そこでよそったりできれば、見た目とかですね、そういった効果とかが、何と言いますか、そういった雰囲気ですね、雰囲気づくり等に役に立つのではないかとこのところで、整備のほうはさせていただいたところです。</p> <p>できるだけですね、そういった早めに運営者の方が決まってですね、一緒にそういったところを、厨房機器とかですね、そういったのを一緒にやればよかったんですけど、こちらの不手際等もございましてですね、なかなか決まりませんで、そういったところができなかった。</p> <p>ただ、スケジュール等の関係もありまして、什器等は、整備だけはですね、基本的なこちらの考えで最低限、この辺ぐらいがあった方がいいのではないかとこのところでですね、整備はさせていただいたということになっております。</p> <p>運営者も決まりましたのでですね、その辺のところまた使いながら、若干運営者との考えとですね、その辺のところを合わせられる分はしっかり合わせていながらですね、運営のほうを頑張っていただければというふうに思っているところです。以上です。</p>
委員長	3番 佐々木委員
3番	<p>コンサルタントが、あの時に言われたこととですね、実際にできてるのが、全然ちぐはぐなんです。</p> <p>そして厨房を見ると、料理をしたいのか、カフェをしたいのかが、ちょっと中途半端で分からないようなものになっておりました。</p> <p>今度決まった方と、ちょっと話をする中では、この厨房ではなかなか、なんていうのかな、動線もうまくできないので、これは作り替えるところがかなりあると。</p> <p>例えば、食器洗い場所と乾燥機が離れているとか、あるいは氷を作る製氷機が小さすぎるとか、それから、羽釜は実際は使わないんじゃないとか、というようなことも言ってたんですが、全然経営をしようと思っている方と、今言われたことがちょっとちぐはぐすぎるんですね。</p> <p>だから、あそこを改造するとなると、また、大きなお金がかかるんじゃないかと心配しますが、そこ辺りはどのようにお話をしていますか。</p>
委員長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>そこら辺につきまして、運営者の方等も話とかをして、若干自分たちがするところの考えとですね、中の様子というか設備ですね、それで使い勝手等のところで、どうなのかというようなご意見はいただいているところはございます。</p> <p>ただ、こちらとしても最低限はその辺でできるものというふうには思っておりまして、当然ですね、全部満たして、こちらも用意したわけではございませんので、必要なものについてはご自分で、やはり揃えていかれるべきであろうというふうには思っております。</p> <p>そういった動線等で不便というか、自分たちの想定と違うということである。動かせるもの等ではですね、当然使いやすいうように動かして、ある程度合わせていただ</p>

	<p>くというようなことは、必要になるかなというふうには考えているところでございます。</p> <p>基本的に今あるもので、それだけを使って料理とか、そういったものを出してくださいということではなくて、入った方がですね、以降やりたいというところで、必要なものがあれば当然用意していただいて、行っていただければというふうに思っています。</p> <p>また、当初のコンサルが臭いとか、そういったことを言ってたかと思えますけれども、やはり油物とかですね、臭いの強いものは、部屋の中に充満してなかなか落ちないというようなところを心配、ただ、これは、ちょっとしたものが駄目ということでは、たぶん私等はないというふうに思う。常にフライヤーとか使って、常に揚げ物等を業務中にずっとやってるとかですね、そういったことはやはり難しいこともあるし、その辺のところはやりようによってですね、そこら辺が運営者のですね、運営の仕方を問われるところだとは思っていますので、そういったところですね、やっていただければというふうに、こちらとしては考えているところです。以上です。</p>
委員長	3番 佐々木委員
3番	今言われたように、できるだけ予算は使わないですね、範囲でできるようなものを、しっかり指定管理者と話をし、できるようにお願いしたいと思います。いかがでしょうか。
委員長	村長
村長	<p>ちょっと伝わってない部分がございますので、私のほうから補足させていただきます。</p> <p>先ほどの什器の5,900万、これの分については、厨房も含みますが、基本的に子どもの遊び場、キッズスペース、そういった部分の遊び道具、その辺りも全て含んだところの、建物の改造以外の部分、設備とかですね、そういった部分であるというところはご理解いただきたいなと思っている部分と、厨房については、今ある元々の建物をどこまで厨房として使うかという部分で、押し入れの部分も大きくして、ちょっと外にはみ出す形で面積を確保した。</p> <p>その中で、自分の元々の考え方は、事業者さんが先に決まれば、一番使いやすいものができたというのは、もちろんその考え方なんですけど、Aさんにとって使いやすい厨房は、Bさんにとって使いやすいかということになると、それはちょっと色んな考え方があると思っておりますので、基本的に台所のほうの厨房、シンクとか、その辺りは据え付けとか固定式ではない。水道の蛇口とかは、一応その場所にありますがですね、ですので、多少の移動はできる形。</p> <p>その分については、指定管理者さんとお話をし、どこまで動かせるのか、そういった部分を打ち合わせをさせていただいて、基本的には、もし新規に必要な部分については、一応事業者さんのほうで準備をしていただくということで、今のところは、しているところでございますので、今後の運用にあたって。</p> <p>それと油の分については、フライヤー等を使うと臭いもあれなんですけど、ベタベタになるということ。換気扇の容量とかもありますので、フライヤーだけは、村としても置かないでくれという部分で、一応ご理解はいただいております。</p> <p>ただ、フライパン等で油で揚げる分については、普通の調理でございます軽食とカフェ、そういった部分のテーマでございましたので、一応その辺りに合うメニューを作っているところでございますので、今後ともふるさと推進課のほうと事業者と綿密に打ち合わせをしながら、オープンがまだされておられませんので、オープン後少しずつできる範囲の部分ですね、しっかり、先ほど議員さんもおつ</p>

	<p>しゃっていただきました。</p> <p>村が今後修理とかはですね、村になると思いますけど、そういう部分については極力、村の費用を出す場合は当然予算措置が必要になりますので、そういうのがない形ですね、より良い運用ができるように続けていきたいというふうに思っております。以上です。</p>
委員長	4番 高倉委員
4番	<p>成果説明書の51ページ、5款2項1目観光事業費の中で、補助金の観光プロモーション事業について質問します。</p> <p>徴求資料でもいただきましたが、AIR事業推進委員会に50万の補助がされております。これは、ベトナム国・東峰村観光PR事業ということで、備考の中に、ベトナム国ハノイ市で行われる陶器市にて、小石原焼、高取焼の展示というふうに書かれてて、来場者数約800名というふうに書かれています。</p> <p>これは、他の観光プロモーション事業を見ても、片岡酒造さんにしても竹棚田の分についても、対象が九州、福岡県で、せいぜいいたとしても九州ぐらいでしょうけども、なんとベトナムで東峰村の焼き物とかを800名の方が見に来たとして、東峰村にこの方たちはお見えになるのかなと思って、これはどういう事業なのか、もう少し詳しく説明していただけないか。</p>
委員長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>こちらのほうはですね、昨年8月まで行いましたジャイカ事業の関係で、ベトナム国に技術協力ですね、として小石原焼の指導等を行ってですね、その事業が一旦終了を見ました。</p> <p>その後ですね、現地で、その目標にもありました陶器まつりを現地で行って、現地の商品を国内外に広めて売っていく。そういったところの一環として、こちらのほうの事業のほう、陶器まつりのほうが行われました。この中で作品の展示等を行っているわけです。</p> <p>この事業の立ち位置としましては、その中で小石原焼、当然小石原焼の技法ですね、指導をしておりましたし、技術協力というところで東峰村というところが出ております。こちらのほうのPRをですね、現地で行いました。</p> <p>来場された方に、当然東峰村のほうを周知して、知っていただく。それから、将来的には旅行業者等も来て、福岡県とか九州、村ですね、その辺のところに観光客として来る。また、当然、その関連の作陶者と言いますか、陶芸に関わる方が、こちらのほうに直接勉強に来てもらうとかですね、そういったところの繋がりを求めて、また、村のほうの陶芸関係のPRを行う。こういった相互の交流、人流の行き来ですね、こういったところで交流棟を深めていこうというところで、この事業のほうにですね、合致するのではないか、対象のところにはなってくるのではないかといいところで、交付のほうをさせていただいたということになっております。</p> <p>ですので、確かに外国なんですね、なかなか、じゃあ、見たから今日明日来るかということではないかと思えますけれども、継続してですね、色んなこういった繋がりを持って活動をしていくというようなことでございますので、今後に向けてですね、長い期間かかるかとは思いますが、村のことを知っていただいて、交流人口のほうのが拡大していく、そういったところを期待しまして、決定のほうをさせていただいたということになります。以上です。</p>
委員長	4番 高倉委員
4番	<p>そうなりますと、今から先もこういうふうなベトナムに、東峰村の小石原焼とか高取焼を、これ、向こうの陶器まつりがどんなものかも知りませんが、そんなところで東峰村って、もう九州の福岡県のちっちゃなところでやっている</p>

	<p>東峰村の小石原焼をベトナムで、そういうことをまだ今から先もずっと続けていかれるのに、何かメリットがあるんですか。</p> <p>交流をすることが、私は決して悪いとは思いませんけども、このような事業をして、何か東峰村に返ってくるものがあるのか。そういうことをやっぱり考えると、なんか、それで日系旅行会社を招待し、東峰村へのツアー企画の打ち合わせを行うとか、現実そういう打ち合わせをやったのかとか。</p> <p>今後も続けていくようであれば、これはあまり、どんどんベトナムから来てくださればありがたいですけども、どのような、まだずっと続けていくつもりでおられるのか、そこいら辺はいかがでしょうか。</p>
<p>委員長</p>	<p>村長</p>
<p>村長</p>	<p>交流という部分の考え方のほうになっていくと思いますので、私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。</p> <p>このベトナム、クエボ郡フーラン村という焼き物の里、そこに対するジャイカとしての事業を行ってたという部分については、もうご存じのことかなというふうに思っております。</p> <p>それについては、一つの目的は、ベトナムもどんどん、どんどん発展している国でございます。そこの生活を向上させる、壺みたいじゃなくて、もっと生活焼き物を作ることで生活の水準を上げる。その技術を、小石原焼の技術を伝えるという部分で行っておりました。</p> <p>ただ伝えるという部分ではなくて、そこで所得水準が上がる。そういう人たちに日本、特に東峰村、小石原焼を選んでもらって、来てもらえるという人の循環ですね、そういった部分を取り組みたいというところがあって、このジャイカの事業については、東峰村としてもですね、応援というか、元々自治体が窓口にならなきゃいけないということでしたので、東峰村とフーラン村のやり取りでですね、事業の推進を行ってきたところでございます。</p> <p>元々フーラン村のほうも姉妹村の提携を希望されてたんですけど、自分の前提条件としては、姉妹村だからといって、例えば向こうの方が東峰村に来る。その旅費を出してくれと言っても、うちは一切出しませんよ。そういう部分はしっかり焼き物の売り上げの中から出して、その時に1回ベトナムの方が20人ぐらい、焼き物屋さんですね、東峰村を3日間ぐらい研修した時に、自分もちょっと話してくださいという時に、この事業は皆さん方、要するにそれぞれがウィンウィンにならなければいけない。皆さん方については、やっぱり収益の上がる焼き物を作ってください。その時に、大山町の例じゃないんですけど、「梅、栗植えてハワイへ行こう」ということがございました。フーラン村においては、「焼き物を売って東峰村に来よう」というぐらいの気持ちで頑張ってくださいということで、今、その取り組みをですね、続けているところでございます。</p> <p>この一つの形として、元々陶器市というものをやってなかった。それをやっぱりPR、特にフーラン村って、1時間圏内にハノイという大都市がございます。ハノイについては、福岡県と姉妹都市、交流をしている部分もあります。</p> <p>そういった流れの中で、やっぱりハノイというところの市場を、そういう焼き物を展示することで知ってもらう。その中からフーラン村だけではなくて、小石原焼の市場としての開拓またその交流ですね、そういった部分を広げていくという目的があってですね、続けているところでございます。</p> <p>ただ、これが一言のもとに、もう1年後に効果を求められると言われれば、非常に厳しいものだと思っております。</p> <p>だからと言って、うちがそんなに直接委託をしてお金を払うとかいう部分でも、</p>

	<p>ちょっとございませんので、こういった色々なメニューの中から、できる部分で支援をしながら、その活動を一緒に行っているというのが、このプロジェクトと申しますか、流れにはなっておりますので、まだ皆さん色々な考え方はあると思いますけど、村としての考え方をご理解いただきたいなというふうに思っているところではございます。以上です。</p>
委員長	8番 佐々木委員
8番	<p>今、いみじくも村長が言ったとおり、ジャイカ事業との繋がりの中のこの事業の展開だろうというふうに推察はするんですね。推察はするんですが、では、本当にベトナムなのかと。</p> <p>一時期、十数年前には東南アジア系の安い陶磁器の販売があつて、小石原焼が非常に苦慮した一面もあつたのを記憶しています。</p> <p>東南アジア系で食器、普通の食器としても安い陶磁器を作って、それは販売。だから、財産価値のある小石原焼とかそういうものの、陶器の価格が出ないというふうな時期があつたんです。そういうふうな勉強会も、一時期この村でしたことがあるんです。</p> <p>ですから、そういうふうなことを考えると、やはりこの事業というのは、やっぱり疑問視が付いてしまうなど、いうふうに私も思います。</p> <p>ただ、今、村長が、長い目で見てくださいと言いましたけど、東峰村は長い目では見られません。やはり即決したような、やっぱり次に繋がるようなものじゃないと、陶器組合のことをまた言いますと、トーキョーディネーターだって一緒のことですよ。</p> <p>販売元を作ろうとして、1億6,000万かけてやったのが、できなかったと。そういうふうな事実もあるんですから、やっぱり事業に対しては、きちんと理解をしてやるように、私は思いますが、担当課長、いかがですか。</p>
委員長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>先ほど議員が言われたようなことがあつたというのは、すみません、私存じませんでしたので。</p> <p>そういった、あっちを立て、こっちが落ちる、そういったところが確かにあつてはならないというふうなところはあります。</p> <p>ただ、今、インバウンド等もですね、盛んに言われております。やはり海外等からの流入というのは、今、国のほうも行っておりますので、その辺のところの関連につきましてはですね、何かしらこちらとしても受け入れとか、観光的なものであればですね、受け入れとか、そういったものが必要になってくるのかなというふうには思っています。</p> <p>この事業についてはですね、現在、そういった技術交流というところでやっております。向こうのですね、所得向上とかですね、そういったところを図っていくというのは目的で、こちらのほうにも注意を持って来て、こちらのほうの陶芸を見てもらうとかですね、そういったところに繋げていって、相互の交流を図るというようなところはですね、今、現在ですね、これが後に、村にマイナスな影響があるのかと言われると、まだ、そういったところにはないと思っております。</p> <p>ですので、この事業につきましては、こちらとしても注視しながらですね、先ほど言われたような過去の事例というのにも頭に入れながらですね、今後ですね、どうしていくのかというのは、見極めていきたいなというふうに思います。ありがとうございます。</p>
委員長	10番 伊藤委員
10番	端的な話を聞きます。

	<p>じゃあ、これ単年度で50万出しました。あと交流は長い目で見れと。</p> <p>そうした場合に、先ほど村長の話の中では、じゃあ、交流でこちらに来るお金は出しませんよというようなことは、今話の中にありましたが、じゃあ、長い目で見るのに、また、これを経費として出て行くことがあるのかと。</p> <p>単発としてこういうのがありましたということだけでは、それはもうあっておりますので、事実として受け止めざるを得ないところはあるんですが。これは、じゃあ、長い目で見て、また費用がかかると、そういうようなやり方になるのかと、が1点。</p> <p>それから、陶器市がありましたということではありますが、これについては、中身は東峰村だけやったんですか。どこか他があったんですか。</p> <p>このところの、実質あった、じゃあ、800名も来ている実績の中のものについてはですね、どういう形のもので、こういう数字が出たし、どういうものがあったというところもですね、併せてちょっと教えていただきたいんですが。</p>
委員長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>こちらのこういった事業での補助というところにつきましてはですね、出てきた内容等が、この事業、観光プロモーションですね、こちらの要綱のほうにまず適合するか、そういったところの観点から見てですね、適合すれば、また支出の可能性はございます。</p> <p>ただ、今後の、実際にどのような動きをしているのか、成果が全く出ないというようなところでございますと、なかなか難しいのかなというところもなります。</p> <p>ですので、その辺のところは中身を見てから、検討させていただきたいというふうに考えているところです。</p> <p>それと、こちらの陶器市というのは、ベトナムのほうのフーラン村のほうで行われたというところで、こちら現地のフーラン村の陶器ですね、そこのお弟子さんとか技術指導して作られた方の作品、それと村のほう、村のほうはPRというところで、出したというところになっています。ですので、他のところが入ったというわけではない。</p> <p>基本的には、陶器市をしたいというのは、やはりこちらの小石原のほうの陶器市がございまして、将来的にはこういったイメージでですね、向こうでも盛大に行いたいというところで開催をしたというふうに聞いておりますので、他のところが入って来たというところではない、お互いの村で行いましたというところになっているかと思えます。以上です。</p>
委員長	10番 伊藤委員
10番	<p>単独でやったということにしては、本当にそういう効果が見込めるのかというところは、私自身では疑問視が付くのかなと思うところですけども。</p> <p>今、先ほど課長が答弁した中でですね、また、利用について可能性があると。それは色んなものを調査し、また検討してという形で言われてありますけども、このところは非常に、目に見えないものですね。フーラン村、もし、じゃあ、また向こうに行く時、じゃあ、その人たちだけの話であってね、全体的に村がどうのと、村へのプラスになることで出すというのは、PRという話とは全く違うかと思うんですよ。</p> <p>だから、その辺りのところはですね、慎重に検討していただかな、いいかなというような感じではですね、なんかできにくいんじゃないだろうか。</p> <p>しっかりその辺りのところは、調査研究とは言いませんし、また、色んな人です、確認しながらやっていただきたいと。</p> <p>こういうような観光プロモーションといったような簡単な形でですね、支出をし</p>

	ていくというのは、今後は目的が違うんじゃないかというように思いますが、いかがですか。
委員長	村長
村長	<p>考え方、ごもつともだと思っております。</p> <p>もちろん継続というかですね、する可能性があるとするれば、やっぱりその年に行った事業がどういう実績と効果を、どれぐらいか分かりませんが、生むのか。その次に続けることで、どういう効果が期待できるのか、そういった部分については、しっかり精査をしなければいけない。これはもう当然のことだと思っております。</p> <p>申請が合致しているから、ただハンコ押ししましたでは、自分としては考え方ですね、それではないというふうに思っておりますので、これについては、しっかり担当課のほうと自分も共有させていただきたいと思っております。</p>
委員長	8番 佐々木委員
8番	<p>村長が総括的な話をしましたので、本当はこの質問をするのは適当ではないんですが、もう一度敢えて言わせていただきます。</p> <p>目的を、陶器を売る目的ということで、先ほど説明しましたよね。そして、向こうに今度は技術の指導、PR、周知ということですから、もう相反することばかりを今、答弁で私は聞いたというふうに思っているんですね。だから、そうじゃないかもしれませんが、そんなふうに聞こえます。</p> <p>ですから、やはりきちんとした精査をしながら、やっぱりこの事業と観光アクションプランの事業等も認可と言いますか、許可をしてほしいというふうに思います。以上です。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>あんまり同じ事業をするのは良くないと思うんですけど、もう一度確認なんですけれども。</p> <p>このAIR事業と言われるPR事業なんですけれども、これはジャイカの事業期間中を外れてますか、事業期間中内の話なんですとか。</p>
委員長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	こちらのジャイカの事業期間はですね、昨年8月までということでしたので、その後に行っておりますので、事業期間外で行われたものということになります。
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>もう一つお尋ねしたいのが、この支出の方法です。</p> <p>基本的に観光プロモーションというのは、どういった支出があつて、どういった収入があつてという予測のもとに、この事業を申請されてくると思うんですけども。</p> <p>推進委員会と言われながら、委託費しか出してないというのは信じられないところなんですけれども。これは、どういうふうにして、事業を実行するかという見極め、申請を許可したのでしょうか。</p>
委員長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>こちらの経費の委託というところで、現地ですね、海外でございますので、現地のコーディネーターとかですね、通訳とか、そういったものが必要になりますので、とか移動にかかる経費ですね、そういったところが必要になる。そういったところの経費が上がってきたというところでございます。</p> <p>その陶器まつり等を行いますので、そこでのPR等と、あと今後の交流の活動、こちらのほうの計画とかですね、そういったものを審査しまして、要綱等ですね、項目等に今回の分は合致しているというところで、支出のほうをさせていただいたというところになります。以上です。</p>

委員長	6番 高橋委員
6番	<p>もし手元にあるのであれば、この委託費の内訳、見積もりがあると思うんですけども、それがどういったふうになっているのか。</p> <p>まさかと思いますけど、この委託料の金額だけ出てきて、認めているわけではないと思いますけれども。委託料1本で60万6千円で、内訳なんか通訳費、イベント参加費等々書かれておりますけれども、どういうふうにこの事業を採択されたのか、お尋ねします。</p> <p>基本的に委託料一本でやる事業って、あんまり自分たちで事業組み立てているのに、全部丸投げしているというふうな感じしか見えないんですけども。もし詳細が分かるならお願いいたします。</p>
委員長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>その時出されたものとしましては、一つが通訳の方にかかる費用、それから、イベントの参加分で1ブース分取っておりますので、その分、それと設営費ですね。あと、訪問先の手配費というところで、各まつりの期間中ですね、各関係省庁と言いますか、こちらで言うと郡とかですね、そういったところの関係先にもですね、調整というところで訪問等をされておりますので、そちらの連絡調整やタクシーとかですね、移動費、そちらのほうで費用のほうが計上されておまして、こちらのほうの経費というところになっております。</p> <p>ですので、これ以外にですね、色んな渡航費とかかかっている分については、こちらのほうには含まれていないというようなところになっております。以上です。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	その額をお伝えいただけますか。今、詳細に言われたから。
委員長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	通訳費のほうで20万ですね。それからイベントの参加費が6万円、それからブースの設営代が8万円、それから訪問先の手配費として、タクシー代や各省庁の連絡調整とかの手数料等々が21万余というところになっています。以上でございます。
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>これ外国で行われたことなんですけども、成果報告、要は、報告事項はどういうふうに確認をされたんでしょうか。この手配された方に一括で領収という形だったんでしょうか。</p> <p>この委託された分の成果というのは、どのように確認したのか、お尋ねいたします。</p>
委員長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	こちらのほう資料としてはですね、委託先に支払いました領収書等でしかいただいておりません。その中にタクシー代とか、そういったところを記載して、出しているというところで、実際にその分を支払っているというところで、確認をしたというところになっております。以上です。
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>委託というのは、やっぱりその事業を遂行した、その成果物があつての委託という形になるかと思います。</p> <p>今言われた分であつたりすると、やっぱりどういうふうな移動をしたとか、どういうふうなことをやったかというような報告書が、領収書とともに上がってきてるんでしょうか。それとももう見積もりの分と合わせた金額の領収書だけだったんでしょうか。</p>
委員長	ふるさと推進課長

ふるさと推進課長	こちらとしては領収書をもって、承認をしたいところになっております。以上です。
委員長 6番	6番 高橋委員 これ非常に難しい判断をされていると思うんですけども。 やっぱり外国で、なかなか実施が確認できないというようなところに対して、補助事業を行っているので、実際にそれが支出されたかというのが、これは直接経費だったら、その都度、その都度の領収書で上がってくるので、それに対して支払いというのは、やったことに対する経費という部分で見れるんですけども、委託費という部分で一括でやっている、これは外国の事業者で、外国でやっているということになると、本当にそれを支出したのかという見極める材料がないと思うんですけども。 それに対して領収書が来ましたから出します。もちろんそれは委託でやりましたからというようになれば、そうなのかもしれないですけども。それが適切な額であったりとか、適切な支出の内容だったかというのを判断しきれないと思うんですけども。 ちょっともう、これやってしまっている部分で、どうしようもないんですけども、今後やっぱり直接確認できないような事業に対して、間接的な要は委託費というような組み方で、補助を出すということは、いささかちょっと支出として、事業の成果と効果を確認しにくいということを入れたうえで、この申請項目について、許可なり協議なりしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
委員長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	基本的に経費の分につきましては、委託料というのでも認めているところの内容にはなっております。 ただ、議員さん言われますように、中身の確認、こういったところはですね、やはりしていくべきというふうには思っておりますので、今後ですね、ちょっとそこら辺も確認をですね、もう少し強めにできれば、確認をしていきたいというふうに考えております。以上です。
委員長 6番	6番 高橋委員 併せて、この観光プロモーション、全体的に言えることなんですけれども、やっぱり考え方をもう少ししっかりとしていくべきじゃないかなというのは、毎度毎度この決算なり予算の際に、さまざまな議員が言ってきたところであるかと思えます。 その部分で、今回改めて、各事業の収支決算書であったり支出報告書というのを見させていただくと、考え方に結構相違があるのかなと思っております。 一番が、要はイベントを行うことによって出た収益というものが、収支決算書に入っているものと入っていないものというのに、両極端に分かれているのかなと思っております。 やるからにはイベントとして収益がどこかしら上がっている部分に関しては、そのやった事業者が収入として得てしまっていて、基本的にはイベントをやる際というのは、収益事業者の集合体であるなら収益事業者の集合体が拠出して、行うべきものであったりするし、ある一事業者が一つのイベントとしてやる場合であれば、出た収益というのは、素直に分かる部分もあるかと思えます。 それが極端に、それを入れているところと入っていないところというところの事業に分かれているかと思えます。 お尋ねしたいのが、この事業で生まれる収益に関しては、この補助金に対して、この収支報告書に対して、記載をすることについての、担当課の考えをお尋ねしたいと思えます。

委員長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>一つのイベントとしてですね、収益があるようなものについては、やはり収益を入れていただきたい。</p> <p>当然ですね、こちらの補助金を算出する時に、その分の収支は引いて計算をしております。というところではございます。</p> <p>ただ、ものによってはですね、基本的に開催だけを行って、実際に収益が上がっているように見えるのは、他団体の方がテナント等で参加して、ここでテナント料を取ればテナント等の収入等も上がってはくるので、そういった分は上げていただきたいと思いますが、テナントさんが入っている分の収入を、この報告書とかそういったところに上げるということは、やはりちょっと適當ではないというふうに思っています。</p> <p>あくまでこの事業の主催のところの実際のイベントの部分、こちらのほうの収支というところで書きますので、基本的に、あればやはり必ずそういった収支は上げていただきたいというふうに、でなければ、ただし補助金の計算というかですね、算出等もできません。事業の内容のですね、参考等にもなりますのでですね。</p> <p>そういったところは、そういった考えのもとですね、行わせていただきたいというふうに考えているところです。以上です。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>すみません、継続して質問させていただいて申し訳ございません。</p> <p>結構、これ見てびっくりしたのが、11月にイベントされた事業者さん、すごく事細かにイベントの開催経費まで出して、収支まで計算してされています。</p> <p>これがたぶん、おそらく本来やるべき話なのかなと思ってまして、これ、色々な事業者さんが絡んでいるにもかかわらず、ある程度ちゃんとしてというか、収益部分も踏まえて出しているのかなと。</p> <p>もう1個のところに関して言うと、11月10日に実施をされたところの団体さんも、その収益のところはしっかり記載をされてるんですよ。</p> <p>たぶんしようと思えば、これできる話なんですけれども、しないでいいかなと思えば、しなくていいようにできる形になっていると思うんです。</p> <p>要は、事業に対してどれだけ収益が上がるかということ、しっかり把握してないと、受益者負担って一体何なのかなという話になってくると思うんです。</p> <p>現在は100%補助じゃなくて、90%補助にはなっておりますけれども、やっぱりそこに上がった収益を持って、そのイベントをするべきだけれども、この補助を使って観光プロモーションという体裁をとって、事業をやっているところがほとんどだと思うんですよ。</p> <p>なので、しっかりとこの事業がどういうふうな効果を得ているのかというのを把握するうえでも、しっかりとやることによってどれだけ経済規模、収益が上がっているのかというのを把握していかないと、やはり公金支出として、受益者の部分として、色々な団体横並びにすると、なんか公平感というのが損なわれているかなと思うんですけれども、その辺の収益の記載に関して、もう少し団体にヒアリングをするなどして、ある程度の収益規模であったり、収益性の部分というのを図るべきではないでしょうか。考えをお尋ねします。</p>
委員長	村長
村長	<p>課長の答弁が、よく自分も理解できなかったんですけど。</p> <p>事業を、この事業って元々課長決裁で行っております。ちょっといくつか相談があった時に、先ほどの収入という部分、これをどこまで見るかという話をきっちりやりました。実際にですね。</p>

	<p>やった部分というのは、やっぱり支出をする。支出をするものに伴って得られる収入というものは全部上げるべきという話ですね。もしくは、その入場料とかですね、そういった部分については絶対に上げるべきという話で、そこだけはきちり守るようにということで、言っておりました。</p> <p>あと、細かい部分については、色んなイベントの形態があると思いますので、なるのかなというふうには思っておりますけど。</p> <p>例えば歳出のほうに、その物がある場合は、その物を売った時には必ず収入になる。これはもう基本的な考え方として確認をしたところではあったので、より精密にできるようにですね、今後もきちり打ち合わせていきたいというふうに思っております。以上です。</p>
委員長	3番 佐々木委員
3番	<p>今の村長の答弁の中で、課長決裁という言葉がありましたけれども。</p> <p>そもそもこの観光プロモーションは、どこでどういうふうに話し合わせ、決定しているのでしょうか。</p>
委員長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>こちらの観光プロモーション、基本的には担当課のほうに提出をいただきまして、一時選出というか、課内のほうで審査をいたします。</p> <p>その後ですね、村の課長以上の全体会議、庁議、こちらのほうに諮って、最終的な決定のほうをさせていただいたというのが、今までの流れです。</p> <p>ただ、今年度からちょっと変えまして、基本的に担当課での1次審査、2次審査等を行いまして、最終的に判断をしているというところ、今年度からはですね、ところになっておるところでございます。</p> <p>ですので昨年度までは、そういった形で、全体の会議のほう、庁議のほうで諮って、決めていたというところになります。以上です。</p>
委員長	3番 佐々木委員
3番	<p>今の答弁では、課の中でやっているという話に捉えます。本当にそれでいいんだろうかという気がするんですね。</p> <p>協働の村づくりについても、課長会で決まるというようなことでしたけども、生き活き資金については、第三者を含めた委員会、決定委員会で決定をしていますよね、審査して。</p> <p>それと同じように、これだけの大きなお金を使う事業なので、そういう審査委員会なるものをきちっと作って、そこで審査し、そして報告を受けていくというようなことを、きちっと取らないといけないんじゃないかと思うんですが、そこはいかがでしょうか。</p>
委員長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>他の補助金等そういった委員会とかですね、そういったところを通して決定しているというところもいくつかあるというのは認識しております。</p> <p>観光プロモーションにつきましては、基本的に要綱等ですね、ある程度枠というか形を定めておりますので、これに基づいて適切に判断していけばですね、一定の決定または非決定ですね、そういったところの判断はできるかなというふうに、今のところ考えておりますので、また、要綱等もですね、今年度改正のほうをさせていただいたところではございますので、今年度はそのところで進ませていただきたいというふうには考えています。</p> <p>ご意見をいただきましたので、また、一旦もう1回その辺のところも踏まえて、また来年そのままいか、また変更するかですね、そういったところは考えさせていただければというふうに思います。以上です。</p>

	<p>れて、そういった基金が有効にですね、利用していただきたいという思いの中でやってこられました。</p> <p>そういったことで、過去のことはね、過去のことで、それはもう実績が出てますからね、それはそれで仕方ないんですけど、今後の、これをもっと村民の中に広めて、そしてまた大勢の方がですね、やる気を出して、こういったプロモーションなり、あるいは地域協働の村づくりとか併せてですね、やっぱりやる気のある人が頑張る。これは大変素晴らしいことだと思いますのでですね、そんなふうに審査を、やはりそういった第三者を入れてもらいたいということは、私の希望でございます。</p> <p>それから、この中を初めて見させてもらって、非常に勉強になりました。けど、気が付いたことがあります。それは人件費の捉え方ですね。</p> <p>私たちも昔ですね、色んな夏祭りをやったりとかですね、イベントは本当に数多くやってきました。そういった時に、やはり自らの人件費とか一切考えません。それを考えること自体が、私はもう恥ずかしいことだと思ってましたからですね、それはずっとどこの団体でもそうだと思います。</p> <p>ただ、この中で人件費があるところがありますね。結構、どことは言いませんけど、1時間で1万1千円の人件費がある。これが実行委員と呼ばれた方の関係性とかがいろいろあってですね、そういうのを認めてきているところだと思いますけども、人件費の認め方についてもですね、やはりこれからまた十分にですね、協議をして、こういった人件費だったら認めていいんじゃないか、こういった人件費はちょっとどうかと、そういったところを考えてですね、要綱等を作ってくださいし、また、第三者の目に触れるようなですね、形を作ってくださいね、以上です。</p>
委員長	3番 佐々木委員
3番	<p>別件です。</p> <p>50ページの商工振興費の中の雇用創出促進補助金70万、これ3社で5名。東峰村創業塾補助金、これ商工会に50万というふうに書いてありますが、具体的にどのような内容なのか、教えてください。</p>
委員長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>こちらの創業塾といいますのは、商工会のほうに補助をして行っていただいているものなんですけれども。</p> <p>こちらは起業をしようとする方、その準備段階としまして、そういった起業に伴う手続きとか考え方、そういったのを研修を行ってもらって、次の年、その終了後ですね、起業に繋がっていただくというようなものになっておるところでございます。</p> <p>村の創業支援金という、創業される方への補助制度もございますけども、こちらのほうですね、創業塾を受講されて受講証明を貰った方を対象としているという繋がりもございますのでですね、そういったところでしっかり準備をされて、起業されるという一つの流れですね、これを作るというところで支出をしている。その準備段階を行っていただいているというところの、補助金というところになっております。以上です。</p>
委員長	3番 佐々木委員
3番	<p>今のは創業塾のものです。</p> <p>そしたら起業する方に、いくらかをあげるということですか。商工会に50万ぼーんとやるのか。ちょっとそこがよく分かりませんでした。</p>
委員長	ふるさと推進課長
ふるさと推進	ちょっと2つ補足の説明を入れてしまったので分かりにくかったと思います。

課長	こちらは塾のほうを開いていただくための経費として、商工会のほうに支出している補助金ということになります。以上です。
委員長	3番 佐々木委員
3番	確認です。 商工会に50万あげて、そこで、その予算の中から勉強会をすると、いうことですね。 雇用創出補助は、説明がなかったように思いますが。
委員長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	すみません。雇用創出補助金のほうにつきましてはですね、こちらは、現在ある会社のほうがですね、新規雇用をする時、した場合ですね、そちらに一定の金額をお支払いするという事です。ちょっと村内と村外で金額等が違いますので、ここにありますように、昨年は3社で5名の方が申請をされて、70万円ほどお支払いをしているというところになります。以上です。
委員長	6番 高橋委員
6番	関連です。 その雇用創出補助金の3社なんですけれども、なかなか企業名出すのはあれだと思うので、業態だけでもお伝えいただけますでしょうか。
委員長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	こちらは建設業さんとかですね、社会福祉法人とか、あと窯元さんですね、の3社のほうが、この制度を受けられたというところになります。以上です。
委員長	6番 高橋委員
6番	この雇用創出補助金なんですけれども、ここ数年、過去5年ぐらいで、この補助金を申請される事業者さんは、変遷していていますでしょうか。同じ事業者さんが集中的に、各年にわたって申請されているか、その状況についてお尋ねしたいと思います。
委員長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	5年ずっと続けて同じところというわけではないですけど、数年続けて同じところというのは、確かにございますけど、あとは一定程度違う事業者というか、が受けられたというふうに記憶のほうはしているところです。以上です。
委員長	6番 高橋委員
6番	なかなかこの雇用創出支援事業というか、定義的な部分が分かりにくくて、基本的な今ある社員数にプラス1新しく雇用を生まれる。要は雇用している総体数が増えたら頂ける支援金ということで思っていますでしょうか。 それか、ちょっと新しくこの人を雇いましたと言ったら、貰える補助金なんですか。そこを分かりやすくお伝えいただけますか。
委員長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	こちらの雇用創出の方はですね、新規に雇用した方というところで、お支払いをするというようになっておるところです。以上です。
委員長	6番 高橋委員
6番	うがった見方をすると、例えば、社員さんが辞められて、新しく社員さん採りました。その新しく社員さん採るのは新規で採用しますので新規採用です。新規の採用ですというので、この補助金は、新規は出るのでしょうか。
委員長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	現在、1名以上ですね、増えた場合に支払いが発生するというような補助金になっております。以上です。
委員長	6番 高橋委員

6 番	そういうことであると、要は、その企業にとって1名以上雇用を増やしましたよっていうところの、確認作業はどういうふうにされているのでしょうか。
委員長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	企業さんですのでですね、雇用保険等入られると思いますので、そちらの履歴等を確認してですね、半年以上の分の履歴を見てですね、増えていけばお支払いする対象になるというところで、しておるところでございます。以上です。
委員長	2番 樋口委員
2 番	成果説明書の28ページをお願いします。 地域おこし支援事業費、その上段に地域おこし協力隊13名とあります。去年が8名だったので、5名増えております。 5名増えたのはDX推進員が2名、木工塾が1名、伝産館が1名、それから、東峰テレビが、過去が2名だったのが3名になる。そのプラス1名で、合計5名になっています。 東峰テレビさんはずっと前から地域おこし協力隊さんが入ってたんですけど、この2名が3名になった理由をお尋ねしたいと思います。
委員長	室井主任主事
ふるさと推進課主任主事	そちらに記入してある数値なんですけど、延べ人数になります。途中で退任が1人ありましたので、東峰テレビ3人で、普段は2名なんですけれども、途中で切り替わりましたので、その分を合算して3名としております。以上です。
委員長	2番 樋口委員
2 番	じゃあ、常備、実質は2名ということですよということですね。はい、分かりました。ありがとうございます。
委員長	6番 高橋委員
6 番	成果説明書の25ページをお願いいたします。 2款1項6目企画振興対策費の、委託料のBRTサイン整備32カ所についてです。 一般質問等で同僚議員もいろいろ質問はされていたんですけども、塔の本交差点のところに元々あった岩屋キャンプ場の看板を老朽化があったので、これと同時に換えていただいたのかなという予算のものが、おそらくこれだろうなと認識はしているんですけども。 そこのデザインに関して、今計画を立てられた事業者さん、委託を32カ所されている事業者の方にデザインをお願いしたのでしょうか。お尋ねします。
委員長	和田課長補佐
ふるさと推進課長補佐	塔の元の防火水槽のところだと思いますけれども、そこのデザインについても委託事業者のほうにお願いしたものでございます。
委員長	6番 高橋委員
6 番	私も毎日子どもをスクールバスで送りに、あそこで乗るんですけども。 毎度見ても、3カ所載っている観光拠点がですね、どこに、どういうふうにあるのかが、全くよく分からない表示になっていてですね、ちょっとデザインが分かる方に見てもらったんですけど、「えっ」って言われるような感じで、何を示したい看板になっているかが、せっかく大きな看板なのに、写真もキレイに載せてあるんですけども、何を伝えたいかなというのが、ちょっとよく意図が分からない看板になっております。 一番、村に入って来て、宝珠山に行くにあたっては一番目立つところにある看板なので、大事かなと思ってはいるんですけども。 こういった看板をデザインとか、もう委託をしているので、委託事業者にデザイ

	<p>ンを任せてあると思うんですけど。また、プロなのでなかなか口をはさみにくいとは思うんですけども、ちょっとこれ分かりにくいですよねとか、なんかそういった部分の確認作業というのはされているのでしょうか。というのと、やっぱりどこにあって、電話番号は1カ所だけ書いてあるけどというのものもあるし、それがどこのものを指しているのかも、ちょっと分かりにくいような羅列になってます。</p> <p>確認作業はどのようにしているのか、お尋ねいたします。</p>
委員長	和田課長補佐
ふるさと推進課長補佐	<p>この看板につきましてはですね、元々岩屋キャンプ場の看板があったところでございます。</p> <p>このキャンプ場の看板についてはですね、村のものではなかったんですけども、これについては風化しております、村のほうで新しいものを設置したところでございます。</p> <p>この看板の内容についてはですね、やはりキャンプ場の意図もありました。そして、村の公園や施設等の紹介もございましたので、これについてはですね、課のほうで確認をしてですね、シンプルなデザイン、また分かりやすいデザインというコンセプトのもと、設置をさせていただいたという経緯でございます。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>元々岩屋キャンプ場の看板だったんで、岩屋キャンプ場はここですよ。親水公園も確か書かれてたと思うので、それで今、掲載されている写真が、岩屋キャンプ場の広場の星空が載っている写真が左側、真ん中が熊野神社、右側が宝珠山駅のグラスハウスなんですよ。</p> <p>なんかすごい脈絡がない3つがポン、ポン、ポンと載ってるような感じなんで、岩屋方面だったら岩屋方面でしっかり固めるなり戦略があると思うんですけど、ちょっとその作者の意図が見えないふうになっているので、なんかもう少しやりようがなかったのかなというのと、やっぱり見るのはプロじゃなくて素人の、要は一般の旅行客、観光客の方が見るので、その視点に立って、本当にそれが分かるのか。来て、通って、パッと見て、何ら情報が伝わらなければ意味がないのかなと思うので、しっかりと作者の意図を確認して、もしも説明できるなら説明していただきたいし、意図が伝わらない看板であれば、おそらくたぶん少しでも修正を加えたほうがいいんじゃないかなと思うところですが、いま一度看板の、もし意図が分かるようであればお答えいただきたいですし、今分からないのであれば、しっかりと作者に意図を尋ねていただきたいなと思います。いかがでしょうか。</p>
委員長	和田課長補佐
ふるさと推進課長補佐	今、現在ですね、意図について詳しく説明できないところがありますので、確認をしてですね、また後日という形でお答えをさせていただければと思います。
委員長	1番 和田委員
1番	<p>先日の説明会の折に、ふるさと村さんのほうから、災害前と湧水の水を汲む客、3分の1ぐらいになっていると。</p> <p>なんで、理由を尋ねましたら、国道沿いに看板がないんで、看板を立ててほしいという意向を言ってたんですけども、このサイン計画は、デザインから村全体を一括にしたやつで、結構最終総額、結構かかっていると思うんですよ。</p> <p>今後村の中に新しいそういう要望が出た時に、このデザイナーさんを使って、ここで作るのか、また、違う動きになるのか、今後このデザイナーさんを使って続けるなら、ちょっと結構な金額の看板になってくると思うので、どのようにする方針ですか。</p>
委員長	ふるさと推進課長

ふるさと推進課長	<p>こちらの看板等につきましてはですね、一昨年サイン計画のほうを作りました。これに基づいてですね、ご存じのとおり、やっているというところではございますけれども。</p> <p>このデザイナーにまた頼むかというのはですね、ちょっとその時々によって変わるかと思いますが、基本的にはこの計画に沿ったものを、これに合わせて作っていただくというようなスタンスでですね、整備のほうはさせていただこうかなというふうには思っておりますので、実際、今後、来年とか以降ですね、立てるようなものにつきましては、まだどこに作っていただくとか、そういった今後、決まっているというようなところが、あるわけではないところでございます。以上です。</p>
委員長	3番 佐々木委員
3番	<p>50ページに戻ります。</p> <p>さっきの商工振興費の中で、地域通貨用のスマートフォン提供・構築業務委託費ということで80万ありますが、これは以前、スマートフォンやタブレットを持たない人のために村が貸し出すというようなことを、村長が答弁したことがあったと思いますが、そのことでしょうか。</p>
委員長	岩下係長
ふるさと推進課係長	<p>こちらの費用につきましては、主に事業者向けのほうの貸与用スマホになっております。とほっぴペイを決済する事業者さんのほうでですね、スマホがないとかいう方も多くありましたので、さらに追加で購入の分の金額となっております。</p>
委員長	8番 佐々木委員
8番	質問続いておりますが、休憩動議を提出いたします。
委員長	5番 梶原委員
5番	ただ今の佐々木委員の動議に賛成いたします。
休憩	
委員長	<p>それでは、15時30分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(15時23分)</p>
再開	
委員長	<p>質疑を再開いたします。</p> <p style="text-align: right;">(15時30分)</p>
委員長	<p>質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>3番 佐々木委員</p>
3番	スマートフォン貸し出し、事業者向けということでしたけども、詳しくもうちょっと教えてください。
委員長	岩下係長
ふるさと推進課係長	<p>こちらはですね、今、とほっぴペイのほうを利用可能店舗ということで、加盟店舗となっていていただいているお店のほうにお貸しするためのスマートフォンの代金となっております。</p> <p>これはキitting作業といって、必要なアプリだけ入れたりとかですね、あとスマートフォンのカバーと、それから保護フィルムを貼り付けたりする業務を全て含まれてこの金額となっております。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>徴求資料の資料2をお願いいたします。</p> <p>BRTおもてなしイベント運営業務委託についてです。</p> <p>来賓者も多数いらっしゃるんで、あまりこの事業をどうかと言うのも、ちょっとはばかるところではあるんですけども。</p> <p>ちょっと委託事業として、結構なんか詳細を見たところ、金額も内容もざっくり</p>

	<p>という感じに思えたのと、単価計算してしまうと、どうしても1個当たりであったりとかの単価が、どうしても高いのかなというイメージを持っております。</p> <p>この事業に関しては、日田彦山関係なんで県の関係もあるとは思いますが、この見積もり関係は、そもそも県がこの2社を使うという意図があって、それをもう村の事業で充てたというような流れがあるのでしょうか。お尋ねします。</p>
委員長	和田課長補佐
ふるさと推進課長補佐	<p>まず、BRTおもてなしイベント運営業務委託についてですけども、これについてはですね、先ほど申されたとおり1月18日に日田彦山線沿線記念モニュメント式典におけるですね、おもてなしなんですけども。</p> <p>まず、2つの事業者についてはですね、今後カフェをオープンするにあたってですね、いろいろご意見いただけるよう東峰村の食材を使ったスープや焼き菓子の提供を行った事業者にはですね、今後協力体制もお願いするということもありません。また、福岡県のほうにもたくさん事業をやっておりまして、そういったご縁もありまして、その事業者をお願いをしたところでございます。</p> <p>そして、もう一つの事業者につきましてはですね、コーヒーの関係ですけども、これについてもですね、東峰村と添田町でですね、あと福岡県も入ってですけども、ブレンドコーヒー、その地域にあったコーヒーをブレンドして、監修をいただいております。</p> <p>また、バリスタで、日本一を2回経験された事業をもって、今後カフェのコーヒーのアドバイス、提供もいただけるようにですね、そういった関連もございまして、この2社についてはですね、今後のカフェ運営にご協力いただけることも加味してですね、委託をしたところでございます。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>著名な方々関わっていただいたので、そういう方々の人件費というところを考えると、ありえなくはない数字かとは思いますが。</p> <p>このレックコーヒーさんに至っては、今売ってあるコーヒー自体が、もう少ししたら販売が、続くのか続かないのかみたいな話もちらっと聞いたりはしたんですが。</p> <p>今売ってある湧水コーヒーも、まだ継続してレックコーヒーさんが監修したものを続けられるのでしょうか。というのと、バリスタさんも一緒に、この時は来られてたのでしょうか。お尋ねします。</p>
委員長	和田課長補佐
ふるさと推進課長補佐	<p>まず、1点目ですけども、コーヒーは継続されるかということでございますけれども、今現在ですね、このコーヒーについては続けていくと。</p> <p>というのは、今、三セクのほうに販売のほうはお願いをしております。ふるさと村なんですけども、そちらのほうとレックさんがやり取りをしておりますので、そこで東峰村の3種類のコーヒーを扱っておりますので、そちらで販売をいただいていると。</p> <p>ただ、継続されない噂があるというようなことを聞いておりますけども、それについては、おそらく隣の町ですね、事業者さんが運営が厳しくなったというのは聞いておりますので、おそらくそちらの話に可能性があるのかなと思います。</p> <p>もう1点、バリスタの、当日来られたかということで、これについてはですね、当日来ていただいて、来賓の方ですね、コーヒーを直接注いでもらったりしております。</p> <p>経費についてもバリスタの交通費や出張費等も含まれておりますので、そちらが対象となっております。以上でございます。</p>
委員長	6番 高橋委員

6 番	<p>あともう1点、ご質問させていただきます。資料の4をお願いいたします。</p> <p>決算と予算、毎度同じ質問をしている部分なんですけれども、防災無線の広報業務委託です。</p> <p>予算委員会の時にも、委託は継続はするけれども、そのあり方については再度検討をさせていただくというような答弁があったかと思います。</p> <p>改めて今回出てきた令和6年度の決算においても、この積算根拠については、1日当たりの制作費の単価に掛ける365日ということで、1日の制作費の設定がされているかと思います。</p> <p>その当時も、要は、一般の住民の方と地域おこし協力隊がある程度、半々ぐらいの割合でしょうか、読み上げてた記憶があります。</p> <p>おそらくその住民の方には報酬というかですね、それは委託事業者のほうからということになると思うんですけれども、そういうふうな人件費が発生している事業だとは思っております。</p> <p>の中で最終的に、現在も確か地域おこし協力隊の方、まだ継続して読み上げをされているのかなと思っております。予算委員会でも申し上げたことの検討と、その流れ、去年の9月の定例会の時も同じこと言っております。</p> <p>委託事業に関して、協力隊が業務を行うということに対しての、いま一度ふるさと推進課の見解をお尋ねいたします。</p>
委員長	岩下係長
ふるさと推進課係長	そのようなご質問があったので、今、自分としてはですね、地域おこし協力隊の方は吹き込んでなくて、住民の方に吹き込んでもらっているというような認識でありましたけれども、再度確認してみたいと思います。
委員長	6番 高橋委員
6 番	<p>基本的に議会事務局にいと通りかかったりすれ違ったりするので、何かしらかされているんだろうなと思ってるのと、なかなか面識があらわれる方じゃないので、お声が本当にそうなのか、もちろん私も完全でそこを見たわけではないんですけれども。</p> <p>その辺をしっかりと委託事業者さんと話して、今回令和7年度の事業に入っているのか、どうかという部分に関しては、ちゃんとふるさと推進課としては、そこを委託事業者さんとお話をして、ご理解いただいているということでよろしいのでしょうか。</p> <p>あと、事実関係に関しては、明日ご報告いただけるということでよろしいのでしょうか。</p>
委員長	岩下係長
ふるさと推進課係長	そうですね、東峰テレビのほうとは一応話はさせてもらって、議会が終わった後にですね、させていただいていますけれども、副業というのがありますので、業務時間内なのか、外なのかの吹き込みとかもありますし、その事実関係も確認はしてみたいと思います。明日ご報告ということでございます。
委員長	それでは、これでふるさと推進課の質疑を終結し、農林建設課に移ります。
休憩	
委員長	15時50分まで休憩します。 (15時40分)
再開	
委員長	休憩前に引き続き、農林建設課の質疑を行いたいと思います。 (15時50分)
委員長	所管のページは、お手元に配布しております費目ページ一覧表のとおりです。

	<p>質疑の前に、農林建設課のほうから説明がありますので、それと災害対策室からの説明もごさいます。説明をお願いします。</p> <p>災害対策室長</p>
災害対策室長	<p>決算書の90ページをお願いいたします。</p> <p>林道施設災害復旧分についてでございますが、昨日口頭で説明いたしておりましたが、歳入のほうですね、収入済額のほうの一般財源が7062100、合計が20313100で訂正させていただいております。</p> <p>それから、91ページになります。</p> <p>地域防災がけ崩れ対策事業ですが、歳入のほうですね、予算現額の一般財源の記入に誤りがありましたので、歳入額を訂正させていただいております。大変誠にすみませんでした。</p> <p>それから、決算説明会で質問を受けました繰越の不用額についての説明を、ただ今から行いたいと思います。</p>
委員長	和田係長
災害対策室係長	<p>決算書89ページ、公共土木施設災害復旧一般経費の不用額が多額になった理由でございますが、不用額の大半を占めるのは、令和2年単独災害、金額にしまして700万円、令和5年単独災害、金額にしまして2,567万2,300円になります。</p> <p>不用額が出た理由といたしまして、令和2年単災におきましては、県の砂防事業完了後でないとならざるため、不用額が生じてしまったというのが理由でございます。</p> <p>また、令和5年単災におきましては、本災、補助災ですね、に付随している箇所もございまして、村の方針といたしましては、まず、本災、補助災を竣工させ、その後単災に取り掛かってもらうというような形を取っております。</p> <p>よって、本災の工期等の兼ね合いによりまして、単災の着工に至らなかったというのが理由に上げられます。</p> <p>もう一つの理由といたしましては、起債申請額に対しまして、工事費が安かったということにより、不用額が出たというのが理由の一つに上げられます。以上です。</p>
委員長	杉野係長
災害対策室係長	<p>続いて、決算書90ページ、上段の農地・農業用施設災害復旧一般経費の繰越明許に関しましてご説明いたします。</p> <p>こちらは平成29年災における屋椎地区2カ所の農地・農業用施設災害復旧工事、及びR5災における測量設計業務3件、補助災にかかる農地・農業用施設災害復旧工事8カ所、それから一般単独災に係る工事1件、農地の自力復旧補助2件に係るものでございます。</p> <p>不用額が発生した主な原因でございますが、不用額2,297万8千円のうち、2,136万円が工事費となっております。</p> <p>主な原因は、平成29年災が大きいんですけども、被災した農地に隣接する本迫川の砂防工事が並行して進められておりまして、こちらとの工事調整が必要不可欠な箇所となっております。工事進捗状況にあわせて、地権者、県、協議、現場確認を行いながら工事を進める中で、石積み復旧の減少であったりとか、あとは他工事との工事調整、やはり砂防工事、河川工事のほうを優先しますので、そういったことで、補助災はですね、農地のほうを進めてもらったんですが、そういった災害復旧工事の見送りなどもございまして、事業費を精査した結果、29災は1,119万6千円の不用額となったものでございます。</p> <p>R5災に関しましては、900万ほどの不用額が発生しているんですけども、こ</p>

	<p>ちらは大肥川河川災害復旧工事と工事調整に必要な分を令和7年度へ繰り越し、事故繰をさせていただきます。以上でございます。</p>
委員長	和田係長
災害対策室係長	<p>決算書91ページ、地域防災がけ崩れ対策事業の不用額が多額になった理由でございますが、当初、災害箇所範囲及び現地状況を確認しまして、申請時間的制約等から工事概算金額を算出しまして、設計費用も含めまして予算を計上しておりました。</p> <p>令和6年度につきましては、委託料、設計業務ですね、といたしまして、2,399万8,700円、工事請負費といたしまして、前払い金と東福井地区がけ崩れ法面保全工事として2,501万4千円しか支出しておりませんが、不用額の2億2,405万300円につきましては、必要額を精査しまして、令和7年度事故繰として計上をさせていただきます。以上です。</p>
委員長	杉野係長
災害対策室係長	<p>決算書の92ページのほうですけども、農地・農業用施設災害復旧一般経費の事故繰に関しましてご説明いたします。</p> <p>こちらは平成29年災における屋椎地区2カ所の農地災害復旧工事に係るものでございます。</p> <p>不用額が発生した理由につきましては、先ほどご説明させていただきました内容になるんですけども、こちらに隣接する本迫川の砂防工事の河川工事、こちらも同じように工事調整が必要な箇所となっております。工事状況にあわせ、こちらを進める中で石積み面積の復旧面積の減少であったり、工程調整による災害復旧工事の見送りなど、そういったことで事業費を精査した結果、1,717万6千円の不用額が発生することとなったものです。</p> <p>大規模災害時におきましては、土砂砕石や土砂流出など、査定前の限られた時間の中で、被災の状況把握や事業費の精査が大変難しいところもございますが、可能な限り事業費の精査に努めていきたいというふうに考えております。以上でございます。</p>
委員長	榎井係長
農林建設課係長	<p>令和6年度東峰村簡易水道事業会計決算書について、ご説明いたします。</p> <p>簡易水道事業につきましては、令和6年度より地方公営企業法を適用し、民間企業と同様の発生主義、複式簿記を用いて会計を行っております。</p> <p>4月1日から翌年の3月31日までの1年間の経営成績と、年度末3月31日時点の財政状況を、損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書などの財務諸表で表しております。</p> <p>決算書の2ページをご覧ください。</p> <p>令和6年度東峰村簡易水道事業決算報告書です。簡易水道事業の執行実績を税込金額で記載しております。</p> <p>(1) 収益的収入及び支出です。</p> <p>収益的収入及び支出とは、1年間の営業活動で発生した水道使用料などを収益として計上し、維持管理に必要な経費を費用として表しております。</p> <p>収入です。</p> <p>簡易水道事業収益の決算額は1億410万7,184円です。うち営業収益が3,956万7,145円、営業外収益が6,454万39円です。</p> <p>営業収益は、水道使用料、その他営業収益は督促料や新規加入分担金です。</p> <p>営業外収益は、基金利息や繰出基準に基づく一般会計からの企業債の利息分の繰入、長期前受金戻入です。</p>

	<p>続きまして、支出です。</p> <p>簡易水道事業費用の決算額は9,805万479円です。うち営業費用が9,231万3,850円、営業外費用が495万9,637円、特別損失が77万6,992円です。</p> <p>営業費用は、職員給与や水道検針員の委託料など、総係費と水道施設の減価償却費です。</p> <p>営業外費用は、企業債の利息と令和6年度の消費税確定申告分です。</p> <p>特別損失は、地方公営企業法適用前、令和5年度の消費税確定申告分などです。</p> <p>欄外にございますが、営業費用中の委託料の財源に充てるため、企業債120万円を借り入れております。</p> <p>続きまして、3ページをご覧ください。</p> <p>(2) 資本的収入及び支出です。</p> <p>資本的収入及び支出とは、国庫補助金や他会計負担金などを収入として計上し、建物や施設、管路などの建築費に資する額を支出として計上しております。</p> <p>収入です。</p> <p>資本的収入の決算額は、1,603万5,653円です。これは、他会計負担金で操出基準に基づく一般会計からの企業債の元金分です。</p> <p>続きまして、支出です。</p> <p>資本的支出の決算額は、2,328万4,454円です。これは、建設改良に伴う企業債償還金です。</p> <p>欄外にございますが、資本的収入が資本的支出に不足する額724万8,801円は、地方公営企業法適用前の引継金724万8,801円で補てんしております。</p> <p>4ページをご覧ください。</p> <p>令和6年度東峰村簡易水道事業損益計算書です。</p> <p>損益計算書とは、1年間でどのくらいの利益が出たかを表しております。税抜金額で記載しておりますので、消費税は含まれておりません。</p> <p>1、営業収益の計3,597万4,950円から2、営業費用の計9,081万2,527円を差し引き、営業損失が5,483万7,577円となります。</p> <p>3、営業外収益の計6,456万8,518円から4、営業外費用の計143万9,458円を差し引き、営業外収益が6,312万9,060円となります。</p> <p>5ページをご覧ください。</p> <p>営業外収益から営業損失を差し引きますと、経常利益が829万1,483円となり、経常利益から5、特別損失の77万6,992円を差し引きますと、当年度純利益が751万4,491円となります。</p> <p>当年度未処分利益剰余金は751万4,491円です。</p> <p>6ページをご覧ください。</p> <p>令和6年度東峰村簡易水道事業剰余金の計算書です。</p> <p>前年度末の資本金残高に当年度未処分利益剰余金を足し合わせまして、令和6年度末資本金残高は4,665万8,448円です。</p> <p>7ページをご覧ください。</p> <p>令和6年度東峰村簡易水道事業剰余金処分の計算書です。</p> <p>令和6年度は、建設改良積立金等への積立は行っておりません。</p> <p>8ページをご覧ください。</p> <p>令和6年度東峰村簡易水道事業貸借対照表です。</p> <p>貸借対照表とは、年度末3月31日時点で資産や負債、資本の状況を表しております。</p>
--	--

	<p>資産の部です。</p> <p>1、固定資産の固定資産合計は11億2,699万7,458円です。9ページをご覧ください。</p> <p>2、流動資産の資産合計は2,081万3,434円です。固定資産と流動資産を足し合わせた資産合計は11億4,781万892円です。</p> <p>負債の部です。</p> <p>3、固定負債の固定負債合計は1億1,537万3,436円です。9ページから10ページにかけてご覧ください。</p> <p>4、流動負債の流動負債合計は2,832万4,611円です。</p> <p>5、繰延収益の繰延収益合計は9億5,745万4,397円です。</p> <p>繰延収益は、当期の負債として計上しますので、固定負債と流動負債と繰延収益を足し合わせた負債合計は11億115万2,444円です。</p> <p>資本の部です。</p> <p>6、資本金の資本金合計は3,914万3,957円です。</p> <p>7、剰余金の剰余金合計は751万4,491円です。</p> <p>資本金と剰余金を足し合わせた資本合計は、4,665万8,448円です。</p> <p>負債合計と資本合計を足し合わせた負債資本合計は11億4,781万892円となり、資産合計と同額となります。</p> <p>11ページをご覧ください。こちらは注記を記載しております。</p> <p>12ページをご覧ください。</p> <p>令和6年度東峰村簡易水道事業報告書です。簡易水道事業の概況や業務量、会計に関わることを記載しております。</p> <p>15ページをご覧ください。</p> <p>令和6年度東峰村簡易水道事業キャッシュフロー計算書です。キャッシュフロー計算書とは、1年間でどれだけ現金が増減したかを表している表です。間接法により算出しております。</p> <p>1、業務活動によるキャッシュフローの計は1,503万3,635円です。</p> <p>2、投資活動によるキャッシュフローの計は0円です。</p> <p>3、財務活動によるキャッシュフローの計はマイナス750万6,587円です。資金増加額は752万7,048円で、資金期首残高が890万7,033円、資金期末残高は1,643万4,081円となります。</p> <p>16ページ以降は、収益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書です。決算書につきましてのご説明は、以上でございます。</p>
委員長	<p>それでは、質疑をはじめたいと思います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>2番 樋口委員</p>
2番	<p>成果説明書の56ページをお願いします。</p> <p>56ページ上段の8款4項2目住宅建設事業費の欄でございます。</p> <p>昨年度ですね、2棟の住宅が完成しております。7月にですね、全戸配布で入居者募集があつてましたけど、その状況をですね、ご説明をお願いしたいと思います。</p>
委員長	<p>農林建設課長</p>
農林建設課長	<p>入居の状況ですけれども、先の7月にですね、募集案内かけましてですね、現在の状況ですけれども、定住促進住宅として小松団地の単居者用の住宅として2棟8戸、8部屋ですね、を建設したところでございます。</p> <p>今現在の入居状況につきましてですね、一応4名の方が申し込みがありまして、そのうち2名の方がですね、9月1日からですね、入居のほうを開始しております。</p>

	<p>残りの2名の方ではですね、10月から入居開始の予定になっております。</p> <p>ですので、8戸のうち4戸がまだ空いている状況でございますので、こちらについてはまた追ってですね、また募集案内をかけようと思っております。</p> <p>ちなみにこの4名の方なんですけれども、全て村外の方からの入居となっております。以上でございます。</p>
委員長	3番 佐々木委員
3番	この小松住宅、新しいところにはですね、若い職員さんとか、あるいは村おこし協力隊の方たちにもどんどん入ってもらうように勧めるというようなことでしたけど、それはいかがでしたでしょうか。
委員長	農林建設課長
農林建設課長	4名の方のですね、個人名とかは出しませんが、一応職種とかいうことにつきましても、やっぱり協力隊の方並びに窯元さんのお弟子さんが一応入っているという状況でございます。以上でございます。
委員長	8番 佐々木委員
8番	もう2、3点続けて質問させてほしいんですが。
委員長	梶原主査
農林建設課主査	多面的機能支払の対象農地につきましては、田、畑、あとは草地になりますけれども、小石原の地域では田、畑のみの申請となっております。中山間地域直接支払と違まして、傾斜等の要件はございません。
委員長	8番 佐々木委員
8番	この多面的支払の組織には、1組織のみと書いてありますので、1組織が入られているのだと思いますが、東峰村の農地が中山間とこの多面的支払で、どれぐらい国の補助金の中でカバーされているのか、お尋ねします。
委員長	井上係長
農林建設課係長	<p>村の農地の面積はですね、2020年の農林業センサスで253haになっております。</p> <p>徴収資料の中でもあります。中山間の直接支払が118haです。多面的機能の事業につきましても34haでございます。中山間と多面的を足しまして152haになります。</p> <p>全体の農地に対しまして、約60%ぐらいがですね、補助金の対象農地となっております。</p> <p>それ以外の農地といたしましてはですね、農業委員会が年に1回農地パトロールを行っておりますが、遊休農地がどれくらいあるかと言いますと、約68haですね、その残りがあとですね、30haぐらいあると思うんですが、それにつきましては、やっぱり山間地の農地ですね、まだ、山林に変わってるけど、地目変更してないとか、そういう土地があるのではないかと思います。以上でございます。</p>
委員長	8番 佐々木委員
8番	続けて申し訳ありませんが、今度中山間等については6期目が今取りまとめ中だとは思いますが、ここに出ているような団地の皆さん方は、たぶんまた6期に入られているとは思いますが、これ10割とか8割とか加算とかあるんですが、その状況がどうなっているか、分かれば教えてください。
委員長	梶原主査
農林建設課主査	<p>中山間の現在のヒアリング状況について、ご報告します。</p> <p>前回は25協定あったところなんですけれども、もう人数が少なく続けられない</p>

	<p>という申し出があつているところが2件ございました。</p> <p>あと、やはり対象の農地とできるところを再度見直しをさせていただきまして、やはり管理状況等が今後難しいというところを除いていく状況が、各地で見られておりまして、約6haぐらいが減少の見込みで、今聞き取りをしている状況です。</p> <p>加算につきましてですけれども、第5期、令和6年度までの5年間で3件の加算、棚田地域振興活動加算に取り組んでいる協定がございましたが、今ヒアリングをしていく中で、3件とも継続して加算を受けるというよりかは、2件が継続して使つていこうかと、今、協議をしているような状況になっております。以上です。</p>
委員長	8番 佐々木委員
8番	<p>こういうふうな国の補助といいますか、助成というのは大事な資金でありますので、私たちが今、現在、持続可能な農業ということでやってはいるんですが、やはりこういうもの等も含めながら、この村の農地をいかに継続あるいは持続させていくか、というのが一つあるんですが、今、状況は聞きました。</p> <p>もう一つだけお伺いさせてください。</p> <p>これ、宝珠山地区だけではあつたんですが、喫緊の使用状況なり残高状況というのは、現在どのようになっているのか、お願いします。</p>
委員長	農林建設課長
農林建設課長	<p>まず、喫緊の使途というか状況なんですけれども、一応中山間地域の宝珠山地区の15団体、15集落と言つたらいいんですかね。の分のうちの昨年度、令和6年度につきましてははですね、16団体のうちの6団体が活用しております。</p> <p>その前の令和5年に遡るとですね、9団体が活用してまして、活用する内容についてはですね、いろいろあるんですけども、主に草刈り機とかトラクター、あるいはコンバイン、あるいは田植え機等の購入なり修理の費用、並びにまた簡易的な整備といたしまして、ほ場入口の改良とか水路の改良関係、あるいは畦畔のコンクリート関係のものに活用しているということでございます。</p> <p>残高につきましては、元々1億5,000万程度全体あつたんですけども、今現在1億ちょっと、約4,500万ぐらい使つたという形になっております。以上でございます。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>成果説明書をお願いいたします。50ページです。</p> <p>6款2項10目森林環境整備事業費の備品購入費にあたる場所です。</p> <p>これ、確か森林環境譲与税を使った事業だったのかなと思うんですけども、今回購入したのものに関しては、どういうふうな選定をされたのかということと、あと、今後も森林環境譲与税を使った事業、上の木酢工場ですかね、確かそうだったような気がするんですが、どういうふうに活用をされていくのか、どういうふうに入品目についても選定をされているのか、お尋ねいたします。</p>
委員長	梶原主査
農林建設課主査	<p>森林環境譲与税で昨年度導入しました備品購入の分につきましては、道の駅の商品陳列棚と東峰学園の美術机、椅子となっております。今回は東峰村の間伐材を使った品物を入れたいというところで、木工塾さんに作っていただいたものをご購入したところです。</p> <p>東峰学園で美術机、椅子を使つていただいて、先日子どもたちに使用していただいているところも確認してきました。</p> <p>道の駅の陳列棚につきましても、駅長から村の木材で陳列棚ができるといいねというところを、ご相談いただいたところもありまして、購入に選定させていただいたところでした。</p>

	<p>今後につきまして、まだ未確定ではありますが、村の木材として流通がまだ確定している部分がなくてですね、今回入れられたのは木工塾さん、長澤製材所さんにご協力いただいて、商品ができたので購入させていただいたところなんですけれども、森林を整備する中で出てくる村の木材の活用については、譲与税をまた活用して、実際に木材の利用をもう少し促進できるといいなというふうには考えております。以上です。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>経年的に今までであった要望事項を叶えていったというふうに、ちょっと答弁、捉えたんですけども。</p> <p>今後、確かに森林関係の下流部分が活性化すれば、もう少し木材利用が増えるんじゃないかという発想のもとだと思います。その下流部分の、要は木材活用、利用という部分のアイデアだったり要望という部分の受け方ですね。</p> <p>今、あまくでもそういった部分の話があったから、やりましょうかという話になってますけども、公平的に、じゃあ、公共施設なのか、こういった寄り合いのところであったりとか、色んな考え方があると思うんですけども、今後どういうふうなところであったり、どういうふうな活用に広げていく見込みがあるのか、ちょっとその方針がはっきりしないのかなと思いますけれども、もし、考えがありましたらお願いいたします。</p>
委員長	梶原主査
農林建設課主査	今のところ公共施設を中心に考えているところです。
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>その辺のアイデアあたりを、住民からアイデアを募ったりとか、ちょっと巻き込み方があるのかなと。</p> <p>なかなか行政職員の中で話していると、見える範囲が限られてたりとか、利用者の中からアイデアを貰うとか、いろいろあると思いますので、なんかもう少しそ野を広げる活動も一緒にされたほうがいいんじゃないかなという部分と、あと、僕もInstagramか何かで、東峰学園のInstagramか何かで見たような気がするんですが、この机ですかね、に東峰ウッドという形で書かれてたんですけど、東峰ウッドというのが何なのかの説明を、合わせてお願いしてよろしいでしょうか。</p>
委員長	梶原主査
農林建設課主査	東峰ウッドの取り組みについては、今、ご相談と、一緒に木材利用を検討している段階ではありますけれども、団体の方になりまして、木材を切り出したところから製品にするまでのところを、流れでできないかというのを考えてある団体の方が東峰ウッドというお名前ですらありまして、今回伐採で出た木材を木工塾さんのほうに流して、今回使わせていただいたのが、東峰ウッドさんにご協力をいただいて、事業を行ったところであります。以上です。
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>聞いただけでちょっとよく分からなくなっちゃったんですけども。</p> <p>備品購入自体は木工塾さんにされたかなと思うんですけども、木自体は東峰ウッドさんが、こういうふうに参加されている一環の流れで、最終的にこういう、要は、村での材を製品にしたらどうかという提案のもと、やったという話なんですか。</p> <p>ちょっとそのスキームが分からなくて、それが、その企業ありきの話で進んでいるのか、もっと広く、たまたまその企業さんの提案だったという話なのかで、ちょっと捉え方が変わるのかなと思うんですけども、もう少し発注の経緯を教えてください。</p>

委員長	村長
村長	<p>報告を受けた部分で、もし、ちょっと自分の理解不足があったら申し訳ありません。</p> <p>今回、備品購入として行った部分については、それぞれのところから木材を活かす話の中で上がってきた学園なり道の駅なり、それをなんとか使いたいなということで、木工塾のほうに、確か直接木材に関する部分で、一緒に話をしながら作ったと思っております。</p> <p>元々木をどう活かすか、ちょうど森林環境譲与税の活用の中で森林を管理制度をする以外にも、やっぱり成果物としての木を活かす必要があるという部分の視野の中で、ちょうどこれは、向こうから来た分を村のほうで発注をかけたという部分ですね。</p> <p>それをきっかけとして、木工塾さんと製材業と、ちょっと木に関わる村の方で、ちょっとプロジェクト的なものを起こして、そのプロジェクト名が確か東峰ウッドという名前で、まだ活動を始めたばかり、元々活動してて提案があったわけではなくてですね、先日来た時には、こういう形で活動を始めていきたいという形で、提案という形でいただいた部分ですね。</p> <p>どういった形でこの森林環境譲与税をその部分で使っていくかという部分については、まだ全くゼロベースでございますので、これは一つ、確か農林漁業振興協議会の時にも、やっぱり林という部分がないという話も、ちょっとした部分がありましたんで、そういった部分等を考えながら、やっぱり間伐材等の活用、それこそ平成15、6年の農林漁業振興協議会の時には、木工塾を使った間伐材の活用というテーマがあったんですよ。あとは林間作物としてのシイタケ等の活用。</p> <p>そういった部分が今、農林漁業振興協議会で抜け落ちている部分がありますので、そういった部分の活用も、ちょうどこの提案、元々村内の方のグループですので、提案を一緒に考えていければいいのではないかという形で、今行っているというか、進んでいる形だというふうに思っております。以上です。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>たまたま私もSNSで目についた部分で申し上げたんですけど。</p> <p>せっかく東峰ウッドという取り組みの中で、東峰ウッドという焼き印まで押してあったものになっているので、せっかく取り組み始めたものというのをしっかりと、逆にお知らせしていくべきなのかなというのと、木工塾さんにも地域おこし協力隊が入られて、やっぱり入られている意義であつたりとかも伝えていくべき部分もあると思いますので、その辺も併せて、せっかくその物として納入されたものがあるのであれば、広報等でしっかりとお知らせしていくべきかなと思いますが、いかがでしょうか。</p>
委員長	梶原主査
農林建設課主査	今後、広報等で積極的に発信していきたいと思います。
委員長	8番 佐々木委員
8番	<p>成果表の50ページ、森林環境整備事業のところではありますが。</p> <p>この森林所有者意向調査業務委託と、それから、意向調査後の施業判断等の業務、合わせて1千万少しあるんですが、これの今後の活かされ方はどのようになっているのでしょうか。</p>
委員長	梶原主査
農林建設課主査	意向調査につきましては、10年程度の計画を立てておりますことを、前回お話しさせていただいたことがありましたけれども、今年委託がまた終わってしまして、

	<p>意向調査業務のほうは、また発送の業務にかかろうとしております。</p> <p>この意向調査と施業判断がセットで進んでいるような状態なので、この意向調査から施業の判断を行ったうえで、今度は所有者さんにまた、アンケートを返してくださった所有者さんに、森林の整備に向いていますとか、向いていないんですけども、こういう補助事業がありますというご案内をさせていただき予定で進んでおります。</p>
委員長	8番 佐々木委員
8番	<p>そうだろうと思うんですが、はっきり言いまして森林組合のほうも、労務班と職員が今年度5名、6名減ってますのでね、森林組合の総代会の中でも若干質問書が出ておいたみたいなんですけど、やっぱりマンパワーが厳しいのかなと。</p> <p>だから、こういうもの等で、おそらくこれは森林組合の業務委託でしょうから、じゃあ、今後それに対してどのように実施がされていくのか、今後の絵が描けるのかなと。</p> <p>調査はした、それから施業判断もした、たけど、それは実際に現業で、それがいつごろからなし得るのかなというように、ちょっと思いがあったもんですから、こういう質問になっているんですが。これは、ちょっと森林組合じゃないから、答えはしづらいんでしょうけどね。</p> <p>計画的には、これは、大体どのぐらいから実施をするとか、どういう年度においてやるとか、そういうような計画はあるんですか。</p>
委員長	梶原主査
農林建設課主査	<p>意向調査を併走しまして、所有者さんからの回答がまた、回答と言いますか、こういった事業に参加したいというようなご相談がありましたら、森林組合さんとのご相談のうえで事業を進めていきたいなと思っているんですけども。</p> <p>調査に対する回答があったのを、随時お返ししていくような流れで考えておりますので、いっぺんに山を整備するというよりは、部分的にできるところから進めていくというような調整になるかなと思っています。以上です。</p>
委員長	3番 佐々木委員
3番	<p>さっきの高橋議員の関連で質問したいなと思ったんですが。木工塾の話が出てきましたので、ちょっと関連ですが。</p> <p>この前、木工塾の方と話をいろいろしたんですね。その中で村の木を活かすということを含めてですね、新しくできたカフェ、駅のカフェのテーブル、これはなんで木工塾に注文してくれなかったのかな、という疑問点がちょっとあったんですが。</p> <p>やっぱりそういった中で、村の木を活かすという意味では、ぜひ村で使うものは村の業者を利用させていただきたいな、というのが一つあったんですけどもですね。</p> <p>彼と話をすることで、今は地域おこし協力隊ということで、生活もある程度できるので安心していますが、この任期が終わった後、自分一人で本当に生計が立てるぐらいの収入が上がるだろうかということで、心配しているんですね。</p> <p>本人としては、村に残って続けていきたいという希望があるんですが、その中で、説明会の時にふるさと推進課のほうには特産物、木を使った特産物を考えられないかと、いうことを申し上げたんですが、ぜひ、そういった方面でですね、村の木を使ったお土産品とか、そういったことも含めた特産物開発を、ぜひ一緒に進めていってほしいという願いがあるんですが、いかがでしょうか。</p>
委員長	村長
村長	「一緒に」という主語がちょっと、村と木工塾と関係団体がということですかね。了解しました。

	<p>木工塾につきましては、ほんと私より議員さんのほうがご存じだと思うんですけど、後継者がいないという話の中で、後継者を探していて、来られた。</p> <p>元々は、こっちに来て頑張るとい話の中でも、やっぱり3年間は大変だろうから、協力隊というスキームの中で活動ということを行っていただいております。</p> <p>ですので、元々3年後を視野に入れた活動を行っていただいているという、理解のうえではあるんですけど、なかなか林業の世界、厳しいものもあると思っております。</p> <p>ですので、今回も、前も高倉さんがいたころは、小っちゃいおもちゃみたいなのを作って、「結構これ、売れてるんですよ。」と言われてましたね。</p> <p>そういった部分で、やっぱりどういうものを作っていか、という部分のアイデア出しも、協力隊の方も結構色んなアイデアを持っているんで、そういうのをどんどん、どんどんこちらのほうに情報いただいてからやっていかないと、なんとなく今のところちょっと、忙しいのかあれなのか見えてない部分がございますので、先ほどの東峰ウッドではないですけど、そういった取り組み、また、本人の中で、子どもたちが遊べるぐらいのですね、おもちゃと申しますか、そういった木の部分も考えていくことはですね、必要なことだなというふうに思っているんですけど。</p> <p>ご本人さんと1回、数名の方と話した時も、やっぱりいろいろやるけれども、機械がですね、なかなかないとかいう部分もありますんで、それについては、色んな事業の中で、県の補助金とか、そういった部分を一緒に考えましょうという話はしておりますので、そういった部分も含めながらですね、共に取り組んでいきたいというふうには思っているところでございます。以上です。</p>
委員長	3番 佐々木委員
3番	<p>ぜひ、積極的に進めていただきたいというふうに思います。私たちもできるところがあればですね、協力をしたいと思っておりますけれども。</p> <p>続いて47ページ、6款1項4目の農業振興対策費のところですが、経済常任委員会でいろいろ話した中で、食味分析計をぜひ買ってほしいということですね、540万円ほどで食味分析計を買ってもらっております。</p> <p>最初の予定ではですね、村祭り等々でいろいろ活用できるんじゃないかということでしたけども、現在、課としてはどのような方向で、これを有効活用しようと考えているのか、お聞かせください。</p>
委員長	農林建設課長
農林建設課長	<p>まず、当面の予定ということなんですけども、11月に秋祭りがあると思うんですけども、その前にですね、お米のコンクールといたしまして、事前にお米を持って来てもらってですね、それを食味分析計にかけまして、審査というか、点数が出るんですけども、その評定を踏まえてですね、後の秋祭りのほうで発表してですね、賞品とかそういったのをやるという形の予定をしまして、そういった活用を今後予定しています。</p> <p>その後については、また来年度以降になってくるんですけども、少しまだ検討の余地が残ってまして、引き続きそういったのはまた、それ以外ですね、取り組みがあれば取り組みたいと思っています。今のところ、当面ではそういった予定で考えております。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>成果説明書の54ページをお願いします。8款2項5目道の駅管理費、小石原道の駅設備管理委託についてです。</p> <p>これ、そもそも指定管理という名前だったような気がするんですけど、これ施設管理委託なんですか。</p>

委員長	村長
村長	道の駅自体は指定管理施設、陶の里なんですけど、ここの予算に上がっている部分については、駐車場、トイレ等、県が管理していただいた部分ですね。 これが、色んないきさつによって、村のほうで一部管理することになった部分の予算を、計上してた予算だったというふうに理解しております。
委員長	6番 高橋委員
6番	この146万4,926円に関しては、徴求資料させていただいた資料5の覚書の中の、管理区分表があるかと思います。これの、どの分にあたるかを説明いただけますでしょうか。
委員長	農林建設課長
農林建設課長	徴求資料のほうのページ数の関連、東峰村というところの欄ですね、そこについての、一応全てという形になっております。以上でございます。
委員長	6番 高橋委員
6番	あと、この覚書というのを初めて見たんですけども。 これが平成27年に変更があったところに関しては、いったい何が当初から変わった部分が発生したのかについて、お尋ねしたいと思います。
委員長	暫時休憩します。 (16時45分)
委員長	それでは、質疑を再開します。 (16時52分)
委員長	答弁を。 古賀課長補佐
農林建設課長補佐	議員さん、先ほどお尋ねの件でございますが、追加となった部分につきまして、徴求資料7ページでございます。 この表の一番下、小さい丸で新規とございますが、防災拠点施設、これにつきましては、道の駅敷地内に福岡県のほうが設置いたしました防災倉庫、この防災倉庫につきましての通常管理のことが追加として上がっております。 それから、補足して説明申し上げたいところがございますが、先ほど課長が申し上げた維持管理費につきましては、詳細につきましては、トイレの清掃等の賃金、それからトイレトーパー等の充填、電気代とか、それから外部トイレの保守点検料、それから情報コーナーの機器保守の点検委託料、そういったものが上がってきております。以上です。
委員長	ないようですから、質疑を終結いたします。
委員長	引き続き、認定第2号「令和6年度東峰村簡易水道事業会計決算について」 質疑を行います。 質疑はありませんか。 6番 高橋委員
6番	水道会計の決算書のほうをお願いいたします。19ページです。 固定資産明細書というのが上がっております。 基本的に、一般的な企業であればこの固定資産の明細書、台帳もあるかと思いますが、それをもとに固定資産税、建物、構築物、機械、装置等あるかと思いません。 これは、公営企業ということで、固定資産税というのは発生しないものなんでしょうか。単純な質問なんですけれども。
委員長	初井係長
農林建設課係	公営企業でございますので、固定資産税に関しては発生しておりません。以上で

長	ございます。
委員長	6番 高橋委員
6番	もう1点なんですけれども、消費税と法人税は、一般の企業と同等に発生するということでしょうか。
委員長	梶井係長
農林建設課係長	まず、法人税につきましては、発生しておりません。 消費税につきましては、通常の営業でございますので、消費税を税務署のほうに納税させていただいております。以上です。
委員長	ないようですから、質疑を終結いたします。
散会	
委員長	これもちまして、本日の審査は終了します。 明日11日は、午前9時30分から再開します。 本日は、これにて散会します。

(16時55分)

東峰村議会決算審査特別委員会会議録

令和7年9月11日
(第 3 日)

東 峰 村 議 会

令和6年度 東峰村議会決算審査特別委員会議事日程

令和7年9月11日開議

開会宣言

議事日程の報告

- 日程第 1 認定第 1号 令和6年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 認定第 2号 令和6年度東峰村簡易水道事業会計決算の認定について
- 日程第 3 認定第 3号 令和6年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 日程第 4 認定第 4号 令和6年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認
定について

開 会	
委員 長	<p>おはようございます。</p> <p>ただ今の出席委員数は、9名です。</p> <p>定足数に達していますので、10日に引き続き決算審査特別委員会を開催します。</p> <p style="text-align: right;">(9時30分)</p>
委員 長	<p>本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。</p>
日程第1	
委員 長	<p>日程第1 認定第1号「令和6年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について」総括質疑を行います。</p> <p>総括質疑につきましては、全体及び各課にまたがる質疑のみといたします。</p> <p>なお、各課における答弁で回答が得られていない件についての質疑といたします。</p> <p>それでは、質疑はありませんか。</p> <p>2番 樋口委員</p>
2 番	<p>村税の滞納について質問します。</p> <p>決算審査意見書の15ページに滞納関係調書がありました。3つの課にですね、またがっていますので、総括質疑ということで質問させていただきます。</p> <p>その中で、それぞれの税の過年度分収納率が掲載されています。過年度分収納率は固定資産税の一番低い12.41%からケーブルテレビで40%と、いずれも50%以下です。家庭の事情などでですね、なかなか納めていただけてないのが現状です。</p> <p>ただし、これがですね、将来の不納欠損に繋がることも考えられます。過年度分の徴収対策について、住民福祉課、農林建設課、ふるさと推進課に、それぞれの徴収しているですね、科目についての対策をお願いしたいと思います。</p>
委員 長	<p>住民福祉課長</p>
住民福祉課長	<p>議員ご指摘のとおりですね、過年度分の収納率が低いというところがございます。</p> <p>税の収納率につきましては、各こちらに載っております各担当者で組織しております納税推進会議を開催しております。その中でですね、県税職員のOBの方を収納アドバイザーという形で村のほうに雇用させていただいております、その方も参加いただきまして、ご指導いただき、徴収または滞納整理に向けたアドバイスをいただきながらですね、収納率の向上に努めているところでございます。</p> <p>また、県との徴収の連携という形で、久留米県税事務所の特別対策班とですね、定期的な打ち合わせ、また、共同での臨戸徴収、そういったことを行いながらですね、収納率の向上に取り組んでいるところでございます。</p> <p>今後ですね、不納欠損処理をできるだけ少なくするようにですね、収納率の向上に取り組んでまいりたいと、このように考えております。</p>
委員 長	<p>申し訳ありません。事前に説明を要するところがありましたので、教育課長お願いします。</p> <p>教育課長</p>
教育課長	<p>お手元に今朝お配りした資料をご覧くださいと思います。A4、2枚止めの分です。令和7年度決算特別委員会における徴求資料、質問の回答についてということで、記載をさせていただいております。</p> <p>まず、1番目に、社会教育施設の利用団体及び人数の内訳についてというところで、ご質問をいただいております。詳細な資料を提出するようにとご指摘がございましたので、1枚めくっていただいて、令和6年度体育施設利用者数等ということで、それぞれ宝珠山グラウンド、小石原グラウンド、旧小石原小学校体育館、宝珠山村民センター、テニスコートということで、計上させていただいております。</p>

	<p>それぞれその団体と、その団体が年間何回利用したか、そして人数と使用料を掲載させていただいております。回数が延べ団体数として計上しております。</p> <p>決算の概要と見比べていただきますと、この内訳が分かるかと思っておりますので、成果説明書の62ページをお願いいたします。</p> <p>62ページにそれぞれ宝珠山グラウンド、小石原グラウンド、テニスコート、旧小石原小学校体育館、村民センターということで、掲載をさせていただいております。その中で修正をさせていただく点が2点あります。</p> <p>まず、旧小石原小学校体育館です。こちらにつきましては、成果説明書の中には130団体、2,095人という、延べ95人というふうに記載をさせていただいておりますが、122団体、2,015人の誤りでございました。</p> <p>そして、もう一つが村民センターで、合計、決算の概要では314団体、5,247人と記載しておりますが、実際は345団体、延べ5,275人の訂正となります。</p> <p>これにつきましてはの原因につきましては、それぞれエクセルを使って集計をしたんですが、合計のところを、途中までのところに合計を入れてしまって、誤って合計数を出してしまったことが原因でございました。大変申し訳ありません。</p> <p>よって、こちらの決算概要のほうの修正をお願いしたいと思います。</p> <p>こちらの1枚目のほうには、その決算の概要の修正のことを、こちらに記載させていただいておりますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>それから、社会教育施設の利用申請に係る営利目的団体の取り扱いについてということで、こちらにつきましては、もうご存じであるかと思っておりますが、申請時に営利目的の団体につきましては、村長の決裁を必要に応じて受けているところです。</p> <p>また、そういった営利目的と思われる団体の活動の目的や内容が分かる資料の提出を求めています。それぞれ今、令和6年度で該当の企業名と営利内容と非営利の内容と、それぞれ申し込んだ時の内容によって分けて記載をしております。</p> <p>こちらに上げている企業さんで、株式会社みんなのドローンということで、こちらは営利目的として、ドローン講習会を年間数回計画をして、実施をされているということで、その1会場として東峰村の会場を利用されているということです。</p> <p>そのときに年間の、東峰村だけのものではないんですけども、全体のドローン講習会として、内容によって受講料として年間会費を徴収をされているというふうな内容になります。</p> <p>非営利の内容としては、自社の研修と、それからドローン愛好家の集いということで、東峰村の会場を利用されている場合があるということで、そのときも利用時に届け出をさせていただいているところです。</p> <p>それから、もう一つが、小石原ポタリー協同組合ということで、アウトレット販売会ということで、営利目的というふうな判断をさせていただいているところです。教育課からの説明は、以上になります。</p>
委員長	<p>質疑を再開いたします。</p> <p>10番 伊藤委員</p>
10番	<p>昨日お答えをいただけなかったもので、今日どうしても質問しなきゃなりませんので、いくつか質問させていただきます。</p> <p>この村民グラウンドのですね、11団体ということで、ほたるを育てる会が、使用料が無料となっておるのが、これが無料になっておるということは、何なのかということと、それから、その他の利用料、回数も何も載っておりません。</p> <p>これ、もしかしたら西福井地区の老人クラブの方が何か、よくグラウンドゴルフをあそこでやっておると、というようなものがあつたかと思っております。それがこの中に</p>

	<p>入っているのかと。</p> <p>それから夜間使用は現在どうなっておるのかと。この形を見ると、消防の時にはあったかもしれませんが、後は全くないというような現状ではないかと思えますけれども、この点について、まずお答えをお願いしたいと思います。</p>
委員長	教育課長
教育課長	<p>まず、宝珠山ほたるを育てる会の方につきましての取り扱いなんです、確認しましたところ、こちらを免除というふうな取り扱いをさせていただいた中に、理由として、村またはその機関が利用する時という取り扱いで、決裁をさせていただいております。</p> <p>その理由として、ほたる祭りをする際の駐車場としてこちらを利用申請されているんですが、ほたる祭り自体は村主催ではないんですけれども、村が共催をしてホームページにあげたりとか、ポスターを作ったりとか、そういったことも行っているのと、ほたる会の所属の建物につきましても村の施設として取り扱っておりますので、そういった理由で今回は使用料を減免させていただきました。</p> <p>それと併せまして、宝珠山グラウンドの一番下のところなんですけど、その他の利用ということで、これはもう団体として取り扱わなかったんですけども、2,400円ですね、こちらにつきましては、宝珠山グラウンドに設置しております自動販売機の年間借地料として賃貸契約をしておりますので、その使用料としてお支払いいただいた分になります。以上です。</p> <p>夜間照明につきましては、必要に応じて、基本は10月以降とか、夜間利用の時に真っ暗になっている時が原則ですが、今も夜間にソフトボールとかで利用されているので、使っている団体もあると聞いております。</p>
委員長	10番 伊藤委員
10番	<p>申し訳ないですが、お答えがありませんね。夜間利用しておるなら、ここに出でこないかんですね。ソフトボールも何も出てないですよ。利用しておると思います、ありますじゃ、ちょっと話が違うのかなと。</p> <p>少年ソフトだけはあるけど、これも3,200円で110円ですよ。</p> <p>なんか今お答えいただいた話とは、全く合にくいのかなというところがあるんですね。小石原グラウンドだったら分かります。()等々あつてますので、夜間の利用があつているかと思うんですけども。</p> <p>それは一つとして、もう一つ西福井等が村民グラウンドを利用、確かしてあるかと思うんです。グラウンドゴルフで。これは全くなかったんですかね。</p> <p>よく聞くと、月に1回とか2回とかやってるというようなことを、聞いたことがあるんですけども。その使用料を取れとかいうことじゃなくして、この利用の中に見当たらないけれども、どうなっているのかと。</p> <p>全くなかったですよというお答えであれば、そうですかという形になるのかもしれませんが、いかがですか。</p>
委員長	教育課長
教育課長	西福井の内容につきましては、確認をさせていただいてもよろしいでしょうか。
委員長	10番 伊藤委員
10番	<p>あとでいいです。これについて、総括の場でいろいろ言う大事なものではありませんので、後でまた報告いただければ構わないので、そういう形をお願いしたいと思います。</p> <p>その中で夜間利用が、現在としては非常に少なくなつてしまつておると。この夜間照明の利用の関係を、費用等々もかかりますのでね、どういう考え方でやるのかと、今後。</p>

	<p>夜間利用する方を探すというもおかしいんですけども、利用できるような形態を、どういう形で考えていくかということですね、もう少し教育課としても考える必要がありやしないかというところがですね、質問の意図の中です。</p> <p>これの中で費用もですね、もしかしたらこれ、決算書の中で見にくいんですけども、電気保安管理委託料になるのかどうかと。</p> <p>結局、切っておりますんで、切った後に、あれは6月かな、何月、再度夜間照明できるようにやりますよね、工事をね。</p> <p>これについては金額が、ちょっと見えにくいんで、後で教えてほしいんですけども、そういうところの考え方もあるんで、どうなのかということをお尋ねしたいわけなんです。</p>
委員長	教育課長
教育課長	<p>照明料の中身につきまして、再度他のことと一緒に確認をしたいと思います。</p> <p>そして、今後の夜間での利用に係ることなんですが、教育課内でその辺は、もう1回協議が必要かと、今後協議が必要かと思って、早急に協議していきたいと思っています。</p>
委員長	<p>すみません。先ほどの樋口委員の質問に、答弁が途中で切れてましたので、答弁を願います。</p> <p>ふるさと推進課長</p>
ふるさと推進課長	<p>先ほどの税、使用料等の滞納関係のご質問でございますけども、ふるさと推進課所管のほうはケーブルテレビの利用料というところになっております。</p> <p>こちらにつきましては、先ほど住民福祉課のほうで申しましたとおり、納税推進協議会ですかね、そちらのほうの協議等踏まえて、毎年ですね、督促は、当然未納になった段階で出しますし、その後、他の税と連携しながら、一緒に催告等ですね、随時行わせてですね、収納の向上というところに努めているというところではございます。</p> <p>ただ、やはりなかなかですね、一旦廃止とかをされて村外に出られたというような方等もございますので、その辺のところもですね、引き続き連絡等、その辺のところ取りながらですね、収納の向上に努めていきたいというふうには思っているところです。以上です。</p>
委員長	農林建設課長
農林建設課長	<p>農林建設課のほうは2つですね、住宅使用料と水道使用料とありまして、先ほど住民福祉課の課長とふるさと推進課長と類似した形になるんですけども、収納対策推進協議会で、税の全体的な連携としてですね、取り組んでいるところでございますが、個別でですね、水道に関しては、毎月督促状を送付しまして、催告も年2回ですね、行っているという現状でございます。</p> <p>また、住宅のほうも同様な形で、年2回程度でございますけども、周知のほうを徹底してですね、というところでございますが、同じように今後も収納率の向上に向けてですね、努めてまいりたいと思っております。以上でございます。</p>
委員長	2番 樋口委員
2番	<p>ありがとうございます。</p> <p>私も徴税は経験したことがありますからですね、大変な作業だと思いますし、元々納めることが非常に困難な方が対象ですからですね、非常に厳しいとは思いますが、やはりこれが不納欠損等に繋がらないようにですね、日々の徴収をよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>それで今回の中で、やはり固定資産税の収納率が一番低くなっています。その原因の一つが、私が思うには相続登記ができてない分が多いのではないかと。</p>

	<p>本人たちがやっぱり誰の持ち分かというのがですね、分からないままで、何と言いますか、納付書が送ってきて、そのままほったらかしになっているとか、そういったのがあるんじゃないかなというふうに想像はしています。</p> <p>ただ、国がですね、昨年から登記を義務付けられまして、3年間しないと、またいろいろ過料罰則が科せられるようになりましたから、そこ辺がやはり全国的にですね、固定資産税の納める方が少なくなっているの、国がそういう対策を取ったと思います。</p> <p>村のほうでもですね、相続登記等がどんなふうに円滑に行われているかどうか、そういった状況について、担当課長にお尋ねしたいと思います。</p>
委員長	住民福祉課長
住民福祉課長	<p>議員おっしゃられるとおりですね、固定資産税等の相続というものがですね、今問題になってきているということもございまして、相続人の中にはですね、村外の方が固定資産の関係では40%ぐらいをですね、今、閉めるような状況になってきておるところでございます。</p> <p>また、先ほど議員さんが言われましたとおりですね、相続登記が義務化をされたということで、3年以内に登記をしなければですね、10万円以下の過ち料というような形も取られるというふうに聞いておりますけれども、相続人申告登記という簡易な登記の方法がございまして、相続人自らがですね、登記上の所有者の相続人であることをですね、期限内に申し出ること、相続登記の義務を履行したというふうに認められる簡易なものもあるというふうに聞いておりますので、住民福祉課としましてはですね、このような形のものがありますよということを周知しながらですね、努めてまいりたいというふうに思っております。</p>
委員長	2番 樋口委員
2番	<p>ありがとうございます。</p> <p>実は私、昨年度ですね、社会福祉協議会が主催していました社会福祉セミナーにですね、ずっと参加させていただきました。</p> <p>その中で司法書士さんの、そういう相続に関する研修会がありましたので、社協の局長さんに話してですね、役場のほうにも出席を依頼したらどうですかということをお願いしたら、急なあれだったからですね、集落支援員の方がですね、かなりの方が参加されましたので、集落支援員さんを通じて、そういったことの啓発もできるのではないかなというふうに思っています。</p> <p>相続はやはり、非常に難しいというふうに、皆さん思いますけど、やはり生きてるときに相続の手続きを事前にするのが一番ですかね。</p> <p>それはやっぱり私の経験では、公証人による公正証書遺言を作るのが一番ではないかなと思いますけど、そういったところまでなかなか住民の方は知らない方が多いので、今の社会福祉セミナーもそうなんですけども、役場とですね、そういう社協と一緒にタイアップして、そういった住民を啓発する講習会とか、あるいは先ほどの役場職員とか、あるいは集落支援員さんを通じた啓発活動を継続して、地道に継続していくことが、登記をスムーズにできるですね、一つの方法ではないかと思っておりますけども、その件について、課長さんの見解をお願いしたいと思います。</p>
委員長	住民福祉課長
住民福祉課長	<p>ご提案ありがとうございます。</p> <p>社会福祉協議会のセミナー等もですね、一緒に連携しながらですね、開催することと、それから、集落支援員を活用した周知、そういったところもですね、取り組んでまいりたいと思います。また、法務局が出されておりますチラシ等も参考にしながら、広報紙等での啓発活動に今後も努めていきたいと考えております。</p>

委員 長	6番 高橋委員
6 番	<p>先ほどの体育施設の関連質問をしたいんですけども、その前にふるさと推進課のほうから、今日回答をするといった項目もあると思いますので、後で説明をお願いしたいなと思います。</p> <p>先ほどの体育施設の利用に関してなんですけど、営利、非営利の部分についてですね。</p> <p>実際のところ、これだけじゃ営利なのか、非営利なのかという部分が、他の団体よく分からない部分もあるんですけど、1点だけ、東峰村活性化プロジェクト、昨日、観光プロモーション事業のほうでもあがっている話をして、収支決算書を見るかぎり、チケット収入等々もある、売り上げがあるイベントにもなっております。</p> <p>そういった部分で、これは非営利だったのかということと、どういう判断をされたのか、お尋ねしたいと思います。</p>
委員 長	教育課長
教育課長	すみません、質問してはいけないと思うんですけど、高橋議員さんがおっしゃった、今の活性化プロジェクトの内容について、もう一度お願いします。
委員 長	6番 高橋委員
6 番	<p>小石原グラウンドに記載されている、下から2番目の個人利用、東峰村活性化プロジェクトに関しては、観光プロモーション事業でもあがっている方が、ここで使われたものの記載だと思いますが、観光プロモーション事業のほうでは、事業による収入というのが記載をされております。</p> <p>ですので、これは営利にあたらないんですかということと、この今の状況では非営利という扱いになっているんでしょうかというところの確認です。</p>
委員 長	教育課長
教育課長	こちらの団体の方につきましての、営利、非営利の判断につきましては、営利という判断と聞いております。
委員 長	6番 高橋委員
6 番	<p>営利、非営利の判断自体は教育課がして、それに村長に営利活動の許可を求めるのじゃないのかなと思ったんですけども。</p> <p>営利・宣伝等を目的として利用する場合は、村長の許可を必要とするなんで、営利と判断した場合は、村長に許可を求めるのが、教育課の役割だと思うんですけど、ちょっとその答弁じゃ、判断を誰がされたんですかという話になりますけれども。</p>
委員 長	教育課長
教育課長	すみません、少し調べる時間をいただけないでしょうか。
委員 長	6番 高橋委員
6 番	<p>なんとなく想像がつく世界も出てくるので、これ以上やってもという部分はあるんですが。</p> <p>しっかりと営利目的であったり、宣伝目的という部分の利用に関しては、特に村外の方々が参加するであったりとか、村内の方であればですね、ある程度どういった活動をしてあるというのは把握できると思うんですけども、そういった事業が見えにくい話に関しては把握をしておかないと、そのされる事業の内容によっては、この条例に書いてある利用制限に係る規定にかかってしまう可能性も出てくる部分というの、もちろんその性善説としてやってはいると思いますけど、ないとは言いきれないと思います。</p> <p>特に規定をされてる話なので、村長にお伺いしていいのか分からないんですけど、営利・宣伝等を目的とし利用する場合に村長の許可ということで、そういった申請があった場合は、村長がしっかりと許可をしているということによろしいんですよ。</p>

	うか。
委員 長	村長
村 長	<p>今回、昨年の分はですね、観光プロモーションとかさまざまございましたので、相談は色々ありました。最終的に小石原グラウンドを使うことに対してどうなのか、という部分の判断を求められたというのはございます。</p> <p>何年前やったかな、過去の例を取ると、宝珠山グラウンドで、岩屋で同じような活性化プロジェクト、それはまた主体が違いましたけど、それをする分、宝珠山グラウンドを駐車場に使いたいという相談、申し込みがあった。それを相談を受けた。どうなんですかという判断があった時に、駐車料金を取るとなりましたので、それはちょっと駄目だねということで、利用を却下したという例もございます。</p> <p>そういった部分において、村の団体であるか、村の振興に資するか、チケット制ではございましたけど、本来であればチケットを取る分については、観光プロモーション、おかし、そこで収支を取るべきなんで、観光プロモーション、おかし、おかし、いんじゃないかとかいう話をしながら、ちょっと個別に色々ですね、事例を踏まえながら判断をしてたところでございます。</p> <p>先ほどの質問の部分については、確かお話はありました。営利、非営利という部分というよりは、その利用に対して、積極的じゃなかったんですけど、使う分については、却下する理由もないので、確か、いいという判断をしたという記憶はございます。以上です。</p>
委員 長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>昨日の決算委員会の折に、答弁の中で回答が、まだ明確なものがございました。</p> <p>防災無線の委託の関係で、地域おこし協力隊の関係というところで、ご質問のほうをされていた分に関してでございます。</p> <p>当該委託の内容としましては、原稿の作成や構成に関する費用、それから住民ディレクターの方の吹き込みですね、こちらに関する費用、それから放送内容の修正に関する費用というところで、全体で66万円というところで契約のほうをさせていただいているところでございます。</p> <p>実際に原稿の作成や構成とか、その辺のところにつきましては、委託先でありますプリズムさんのスタッフのほうで、吹き込む前段階の分の準備というところで、その日に放送されますお報せの項目のタイトルでありましたり、読み原稿を起こす作業、こちらのほうの作業の費用というところになっております。</p> <p>それと、また住民ディレクターの方が当日吹き込む費用、それと修正等があった場合に放送内容の修正を行うというところの費用を、計上させていただいているところになっておりまして、地域おこし協力隊等も吹き込みを行う時はございますけれども、それにつきましては、地域おこし協力隊の活動というところで、こちらの全体の費用の中には含まれていないという内容の契約になっておるといことになります。以上でございます。</p>
委員 長	6番 高橋委員
6 番	結局のところ地域おこし協力隊は、現在も吹き込んでいるということよろしいんですか。
委員 長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>そうですね、まだ地域おこし協力隊の方が吹き込む時もあるというふうに、確認はさせていただいております。</p> <p>ただ、現在、自動音声ですかね、あちらのほうも入りまして、そちらのほうの打ち込みとかで済むのではないかというような検討等も、今はしておるところでございます。</p>

	<p>ただ、1回試しテスト等で行いましたところ、打ち込んだ後の発声のほうですね、まだちょっと幾分聞き取りづらいような結果になると。それを聞き取りやすいような内容にするには、今の吹き込みより、さらに手間のほうがかかってしまうところがあるというふうには聞いております。</p> <p>今後ですね、せっかくそういった機能も入っておりますので、その辺のところはうまくできないかということも、今後検討のほうを進めさせていただきたいなというふうには思っているところです。以上です。</p>
委員長 6番	6番 高橋委員
6番	<p>その自動音声吹き込みを検討されるのはいいんですけども、3月の定例会で、予算特別委員会の中で、村としての見解として、今の委託事業に、しっかりと積算根拠をされている中に、協力隊が入っているということは、好ましくないという見解を出されているかと思えます。</p> <p>にもかかわらず、それを継続しているということに関しては、やっぱり見解が、何か相異があったとか、違いましたということがないかぎり、なぜ、そこでそう明言されたのに、まだ続けるんですかという話のところでは、ちょっと今の答弁では、理解がしがたい話になってしまいます。</p> <p>改善策をするのは、もちろんしていただければいいんですけども、今現状で、好ましくないというところを発言されたにもかかわらず、続けているということに対して、もう一度ご答弁をお願いします。</p>
委員長 村長	村長
村長	<p>3月のときに、確か自分が申したと思っております。</p> <p>その後、話をしっかりさせていただいたところでありましたが、実際の中で、たぶん細かい解釈の違いがあったのかなとは思って、ちょっと今確認をしたんですけど。</p> <p>費用を払ってるからいい、払っていないからいいではなくて、実際にどういう業務なのかという部分で、今説明をされたんだと思うんですけど、その解釈では、ちょっと自分も「えっ」と思うところがありましたので、再度きっちり確認をさせていただいて、自動音声にするというのは、もう今後の改善策ではございますので、それについては、今、説明するものでもございませんので、やっぱり解釈の考え方については、しっかり確認を取らせていただきたいと思えます。</p>
委員長 6番	6番 高橋委員
6番	<p>総括の質問をさせていただきたいと思えます。3つございます。</p> <p>一つ目が人口減少に関する部分での、受益者が少なくなるような事業に関して、あとは人件費や物価高騰に対する対策について、最後は、課内の業務のあり方について、ちょっと3点お伺いしたいと思えます。</p> <p>続けてやるといけないので、1問ずつでお話したいと思うんですけども。</p> <p>昨日の決算委員会の中でも人口減少、対象者の減少によって、なかなか事業の実施困難というか、というものも出てきているというところで、何かというと、乳幼児健診に関しても村内での実施が難しくなっているということで、他の事業に関しても、対象者が少なかったら、この事業は村では難しいよねという話を往々にして聞きます。</p> <p>特に人口減少、特に少子化という子どもの数の減少によって、行えなくなってくるサービス等々があってくる分に対して、今後村としては、そういうふうな受益者、対象者が少なくなった事業に対して、どういう判断をしていくのかという部分について、お伺いしたいと思えます。</p> <p>やっぱりサービスとして必要な事業はしていただかないといけませんし、それ</p>

	<p>が他の事業と併せ持つてできるものであれば、そういった部分もあると思います。総合的な見解をまずお尋ねしたいと思います。</p>
委員長	<p>村長</p>
村長	<p>例題として出させていただきました。</p> <p>昨日の答弁については、現実論として、やっぱり検討せざるを得ないという回答だったというふうに理解しております。</p> <p>乳幼児健診にいたしましても、それぞれの段階に応じて、何回もするという部分で、現在、確か委託料は1人いくらではなかったと思っておりますので、受診者が減ったからといって、それぞれ村が貰う一部負担金が増えればですね、その分は減額になるかもしれませんが、全体の中で、現状においては、そのものですね、相手方の事情による部分もあると思っております。</p> <p>昨日の分でも朝倉の個人事業所の小児科については、やっぱり東峰村まで来ることに對して色んなことがあった。それで今、久留米でしただけ来ていただいている事情がある。そういった分については、今後引き続き継続、日田市って県を越えるというのは、隣が日田市なんですけど、なかなか微妙なところがございますので。</p> <p>ただ、今後の事業の遂行にあたっては、そういった部分もですね、やっぱり協定等の検討もしなければいけないと思っております。</p> <p>最終的な判断としては、ちょっといつまでとか、そういう明示はできませんけど、もう続けられるかぎり、きっちりと村の中でやるというのは、意志としてはですね、持っております。</p>
委員長	<p>6番 高橋委員</p>
6番	<p>意志としてお聞きしました。</p> <p>全般的に、その事業だけでなく、そういったことがこれからも、たくさんの事業で起こってくる可能性が十分あるかと思えます。</p> <p>今、朝倉市とか朝倉医師会、広域の話というのを出されましたけど、広域のほうに行って何か解決するじゃなくて、広域の人材をうまく村のほうに引き入れていただいて、村の中でもさまざまな事業が継続できる考え方を、ぜひ持っていただきたいなと思えます。</p> <p>2点目、人件費、物価の高騰、もうこれは言うまでもないところでもあると思うんですけども。</p> <p>監査意見報告書を見る中でも、さまざまな人件費、物件費等々上がってきております。これにはもう、それに対応した予算を組まないといけませんけれども。</p> <p>一つ間違えば入札等でフラック等を招きかねないという部分もあって、なかなか削ればいいものでもなく、しっかりとした予算組みをする中で、それに合わせた歳入ももちろん必要になってくる場所であるかと思えます。</p> <p>今後人件費、物価高騰に対する考え方として、今、村としては予算組み、これからする予算組みの中でやっていく方針、物価高に合わせた予算組みであったりする部分。</p> <p>あともう一つ考え方としては、色んな補助事業があるかと思えます。今回も補助事業で結構時間をかけて審議した部分もありますけれども。</p> <p>やっぱり補助事業で、民間の人たちとか事業者が行う事業でも、事業費が上がってきているので補助額が見合わない。ちょっと通学定期の分のJRの値上げに関する部分も言わせていただきましたけれども。そういう世の中の流れ的に上がってきているものに対して、補助額、補助率、補助率というものがあれかもしれないですけど、補助上限とかが見合ってきてない部分も出てきていると思うので、総体的には人件費高騰、物価高騰に對しての対策を練る必要があるかと思えますが、考えはご</p>

	ございますでしょうか。
委員長	村長
村長	<p>事業については、当然積算の中で反映がされるものでございます。</p> <p>補助という考え方の中で、昨日来からのやり取りですね、ございました。</p> <p>学生さんの定期については、前回の限度額を決める時に、限度額を越えている方が確かいなかったんで、確か限度額については、したような記憶があるんですけど、ただ今回の事例において、検討していないという部分がございましたので、これについてはしっかり昨日の答弁どおりですね、不利益が生じないような検討はさせていただかなければいけない。</p> <p>また、一番大きいのが、指定管理料においても、やはり人件費の高騰の中で見直しの要望が上がっておりますが、3カ年平均の過去の分から弾くという実例がありましたので、これについては、やはり柔軟な対応はしていかなければいけない。</p> <p>すべてというわけではないですけど、やっぱり人件費については、人材不足の中で、やはり行政職もそうなんですけど、やっぱりある程度競争ができる費用を企業としてもしなければいけない。その企業の中からどういう財源を探してくるか、これが補助金頼りになってしまえば身も蓋も、もうちょっと言い方が悪くなるんですけど、じゃない中で努力はしていただかなければいけないんですけど、当然、村の費用の中でそれを見てるという部分については、何らかの検討をして、対応はしなければいけないというふうに思っております。以上です。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>最後に、課内の業務のあり方ということで。</p> <p>昨日の決算委員会を見ていて、課によってはですね、すごい後ろの席がいっぱいいっぱいになるぐらいまで、出てこらっしゃった課もあつたりして、業務のあり方的に、管理職の方々もかなり業務を手持ちをされて、管理できる状況が本当にあつているかなと思うところがあつて、やっぱり若手職員、経験が浅い職員もかなり業務を持ってるけども、上のサポートをする係長レベルであつたり、主任ですかね、その下あたりの人たちが、下をサポートできる余裕もあるのかなというところも見受けられます。</p> <p>私も十何年議員をしてきて、この決算書、予算書の成果説明書、主要事業説明書を見るかぎりでも、項目がやたら増えているんですよ。もちろんそれで予算額も増えているんですけども、それに合わせて職員数も、災害の部分は増えてはいますけれども。</p> <p>ただ、業務量と業務内容に関しては、10年前に比べたら比較にならないぐらいやるが増えているんじゃないかなと思っております。</p> <p>そういった中で、もう少し事業の整理であつたりしていかないと、入って来て若手職員とかがどんどん業務に追われて、本来公務員としての資質を上げる部分というの追いついていかない現実があつて、ちょっと昨年すごく、いろいろなミスであつたりした部分というのに繋がっているんじゃないかなという部分で、業務の精査、整理という部分について、決算を通して、次の予算に向けてどういった対応を取るのか、最後お尋ねいたします。</p>
委員長	副村長
副村長	<p>ご指摘ありがとうございます。</p> <p>委員のご質問の中にもありましたが、今年度不適切な事務処理に関して、懲戒処分を2回させていただきました。</p> <p>その後、全員協議会の場等でも申してまいりましたが、しっかり再発防止策に努めないといけないということで、職員に対してもアンケートを取る中で、やっぱ</p>

	<p>りミスが発生している背景に、職員の業務量が膨大になっていると。忙殺されて、一つ一つ、要は、一人一人の職員が持つ職務の範囲が非常に広がって、深堀がなかなかできないという、生の声をいただいたところでございます。</p> <p>それに対応する策としてですね、今現在進行中なんですけれども、業務の見直しについてというのを、8月のお盆明け、18日ごろだったと記憶しますが、各課に照会をかけて、今、各課のほうでそれぞれの業務の見直しをしてですね、長年やっている事業もございますので、例えば事業としての役割を終えたものはないかとか、慣例でずっとやっつけてしまっているものとかですね、もっと工夫によって効率化できるものはないか、そういうものを洗い出す作業を今、行っているところです。</p> <p>また、同時並行で、今年度からやっていることとして、DXの取り組みの一環として、ノーコードツールのキントーンの導入を、実証ですけど、検討してまして、そういったところでも一つ一つの業務をもっと効率的なやれないかという検討は進めております。</p> <p>そうした形ですね、無駄な業務を減らすですとか、慣例的にやっているものについても、より効率的なやり方がないかとか、いうところは模索しながらですね、職員の負担の軽減と、あと役場としてのサービスの質を落とさない、こういったところを両立できるように取り組んでいきたいと考えております。以上です。</p>
委員長	8番 佐々木紀嘉委員
8番	<p>先ほど同僚議員のほうから総括質問も出ましたので、重複するような形みたいになるかもしれませんが、私のほうも今度のこの決算について、総括質疑をさせていただきます。</p> <p>まず、今回の監査意見書の中で22ページです。(4)の補助金の関係というふうなことが、監査指摘のほうに出されております。</p> <p>これは、いい意味での改善、取り組みの内容の指摘だろうと思いますが、ここに書かれているように、補助金の効果を十分見極めたうえで、抜本的な見直しをされたい。実績報告は、すべての事業に対し形式的ではなく詳細な報告を取るなどして、実査して効率的な補助対策の徹底を期されたいというふうに書かれております。</p> <p>先ほど同僚議員も補助事業、補助金の総括質疑を行っております。考え方、重複するかもしれませんが、このことについて、まず1点お尋ねをいたします。</p> <p>次にもう1点、もう続けて質問をいたします。</p> <p>今度の決算審査で感じた質問という形になると思いますが、私も20年間この決算審査にずっと携わってまいりました。今回の決算審査のように1日で終わると、各課の事業の取り組み、それから事業の理解度の答弁に、やっぱり考え方が出るというふうに私も思いました。私ども議員と乖離のある答弁もあったように、私も思っております。</p> <p>1つの事業に複数の議員から質問が出るのは、その事業の執行に疑問を抱いていると言わざるを得ないと思います。議員は、自分の政策理念を持って事業の質疑をしておりますので、自分の考え方に基づいた質疑もあったかもしれませんが、やはり今度の決算審査では、事業執行については、やっぱり疑問とするような事業があったのではないかなというふうに、私も感じております。</p> <p>担当事務の答弁でも、村長から疑問視の付いたようなやり取りも横であったように、私も見ておりました。そこで、各課での審査というふうな事業もあるようですが、見直しを含めて村長の考え方をお伺いします。ただ、先ほど明快に副村長のほうからも答弁ありましたので、それを含めて村長のほうから答弁をお願いします。</p>
委員長	村長
村長	2つの部分で答弁というか、したいというふうに思っております。

先ほどの監査報告の部分、これについては形式的ではなく詳細な報告。形式的ってどういうものなのかという、やっぱり決算書、ちゃんとお金が執行されたか、その書類がちゃんとくっ付いているか、どういう事業を行いました。写真があった。そういった部分だけではなくですね、やっぱりその事業を行うにあたって、申請書の中で、どういう効果があるのか。

今、補助金というか、先日から質問のあった事業につきましても、具体的に数値目標と、やっぱり事業に関するやっぱり目標ですね、こういう効果を求めるために、この事業を行って、例えば、何人の来場を見込むとか、どういうものをするとか、そういった具体的な目標を定めた中で、やっぱり実績に基づいて、その効果を判定しなければいけない。

それが足らざる時には、やっぱり今後どうするのかという部分について、事業ができなかったから減額という部分とかね、そういうことはないんですけど、やっぱり次年度以降、やっぱり観光においては、継続していくことで発展していくという部分もございますので、そういった部分についてしっかり事業課と、私においても確認をしながら、申請者の人がですね、お金貰ったからいいやという方はいないとは思んですけど、それをしっかりと、村のためにやっていただいて、その後1回限りではなく、やっぱり続けていける、そういった流れをですね、しっかり見極めながらやっていかなければいけないという部分の報告を、しっかり取るという部分だったというふうに、自分としては理解をしているところでございます。

全体的なやり取り、決算委員会でのやり取りにおきましては、それぞれ相談受ける部分については、やっぱり自分の考え方、先ほど申した部分のようなこととかをしっかりとやりながら、基本的な考え方ですね、申請が出たから認めますではない、この申請がどういう背景というか、どういう形で上がってきたのか、団体の中でどういう目的を持って団体が組織されて、どういうふうに事業展開を行うことでどういう効果を作るのか、そういった部分をしっかりと考えながらやらないといけないという形で、指示等は行っております。

先日来の分でありましたけど、同様な案件については、課内協議で終わらせているという部分もございました。そういった部分についても、やっぱり同様の案件であるからこそ、それがどういうふうに、同じ効果を求めて、違う事業があっても、結局一緒でございますので、そういった部分においても、しっかり精査と申しますか、課内協議でも構わないと思んですけど、その部分をしっかりと、自分たちも色んな案件の時に、課長会等でも色んな部分が出てきた時に、そういう考え方は絶対に持つよという形で言っていた部分が、やっぱり1年、2年、3年やっていくうちに担当が代わったりする中で、やっぱりその考え方が引き継がれてないというのは、ちょっと実感として思っております、その分が先日からの、ちょっと自分と担当課のやり取りになったのかな、というふうに思っております。

こういった部分を、やっぱり判断や業務をですね、どう見える化をして、担当者だけが引き継ぐのではなくて、やっぱり担当課全体で意識として引き継いでいく、そういったやり方をですね、今後、先ほど副村長が申した部分もありましたが、やっぱり組織、グループで、やっぱり物事、事業というのは行っていくので、担当者がするものではない。

ただ、事業の内容については担当者が色んな意見を出しながら、業者任せになってはいけないという、色んな課題はございますが、そういった部分も最終的には、課長がしっかりグリップを取る。係長が課員の動きをしっかり見ることができる。こういった組織体制と意識ですね、そういった部分をしっかりと持つのが重要ではないかというふうに思っております、そういった部分を踏まえうえて、この補助

	<p>等の考え方についてはですね、やっぱり目的があって設置しておりますので、その目的をいま一度きっちり考えたうえで、全体的に整理をし直すべきものではないかなというふうに、自分としては思っているところでございます。以上です。</p>
委員長	8番 佐々木委員
8番	<p>村長から詳しい所見ということでお伺いしましたので、また、今後についてはよろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>それと、別な質疑になります。これは、委員長の許可を取っておりますので、敢えてここで質問をさせていただきます。</p> <p>昨日、筑前岩屋駅でBRT駅周辺整備の説明会があったと、今日聞いております。その中で、やはり私ども経済常任委員会とすれば、概略の説明はあったんですが、このような詳細な図を出したような説明は聞いておりません。</p> <p>ですから、やはりこういう住民説明会がある時に、一言でも言ってもらうとか、何かあればですね、私たちは、経済常任委員会はおそらく担当の所管と水と油の関係ではないと思ひています。応援をしながらずっと今まで協議をしてきたあれもあります。大行司のスロープカーにしても、9回、10回という長きに。</p> <p>ですから、駅周辺整備事業というのは、一番大事な、その周辺の住民だけの問題ではないんですよ。やはりこれは。</p> <p>駅周辺の人たちが納得すればいいという問題ではないから、そのために私たち住民代表の議員が出ておって、経済常任委員会という会を常任で設置しているんですから、やはり事前にやっぱり話してもらうことはできなかったのかと、いうのが率直な疑問です。見解をまず尋ねたいと思ひます。</p>
委員長	村長
村長	<p>常任委員会、言われることについては、大変申し訳ないというふうに思ひております。</p> <p>内容については、図面の部分については、2月の岩屋の説明会の時と、基本的には一緒というふうに理解してたんですけど、申し訳ございません。</p> <p>一番最後の駐車場の図面等については、元々の概略の図面を詳細にした部分ではございましたので、内容については、申し訳ありませんが、経済常任委員会のほうにも共有をしていたものというふうに理解しておりましたので、これについては、今後と申しますか、どういった内容であったのかの部分については、しつかり精査と反省と対応をさせていただきたいというふうに思ひております。</p>
委員長	8番 佐々木委員
8番	<p>説明はしたのではなからうかというようなことは、前もあったんですね。</p> <p>ですから、やはり直近でこういうふうな説明会がある時は、やはりこういうふうな資料でぐらひは、せめて常任委員長、副委員長のほうに言ってもらうと、私たちも今度は逆に、経済常任委員の皆さん方に、これがあるよというふうな連絡、情報の共有ができるんですね。</p> <p>だから、こういう事業で共有ができてないというのが、私は、今のこの執行部と我々のあり方かなと、いうふうな見方もしてはいるんです。</p> <p>ですが、そういう問題ではなく、やっぱり村民のための仕事をするんだったら、我々も一緒になって応援というか、支援をしながら、こういうふうな事業について意見を述べながら、どの方向がいいとか、そういうふうなものもありますので、今後については特に、どういうふうな気持ちで我々に伝える、伝えるあれはあるとは思ひますが、できるだけそういうふうなことをお願いをしときたいと、委員会委員長とすれば思ひております。</p>
委員長	村長

村 長	<p>申し訳ございませんでした。</p> <p>これについてもですね、やはり議会と村、執行部という部分の中で、やっぱり十分意思疎通ができていなかった部分については、大変反省申し上げるところでございます。</p>
委員 長	<p>それでは、ここで、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
委員 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>認定第1号「令和6年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について」を、お諮りします。</p> <p>本案を認定することに賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
委員 長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり認定するものと決定しました。</p>
日程第2	
委員 長	<p>日程第2 認定第2号「令和6年度東峰村簡易水道事業会計決算の認定について」</p> <p>総括質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
委員 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
委員 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>認定第2号「令和6年度東峰村簡易水道事業会計決算の認定について」を、お諮りします。</p> <p>本案を認定することに賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
委員 長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり認定するものと決定しました。</p>
日程第3	
委員 長	<p>日程第3 認定第3号「令和6年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」</p> <p>総括質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
委員 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
委員 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>認定第3号「令和6年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を、お諮りします。</p> <p>本案を認定することに賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>

委員 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり認定するものと決定しました。
日程第4	
委員 長	日程第4 認定第4号「令和6年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」 総括質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
委員 長	ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
委員 長	ないようですから、討論を終結いたします。 認定第4号「令和6年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を、お諮りします。 本案を認定することに賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
委員 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり認定するものと決定しました。
委員 長	以上で、本決算審査特別委員会に付託されました案件の審査が終了いたしました。 これをもちまして、決算審査特別委員会を閉会したいと思います。ご異議ありませんか。 (異議なし)
委員 長	異議なしと認めます。 本委員会の報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。 (異議なし)
委員 長	異議なしと認めます。
閉 会	
委員 長	皆様のご協力によりまして、付託されました案件の審査が無事終了いたしました。 厚く御礼申し上げます。 これをもちまして、決算審査特別委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。 次は、本会議でございまして、10時50分まで休憩します。 (10時40分)
	上記会議の経過を記載し、その相違ないことを 証するために署名する。 委員長